

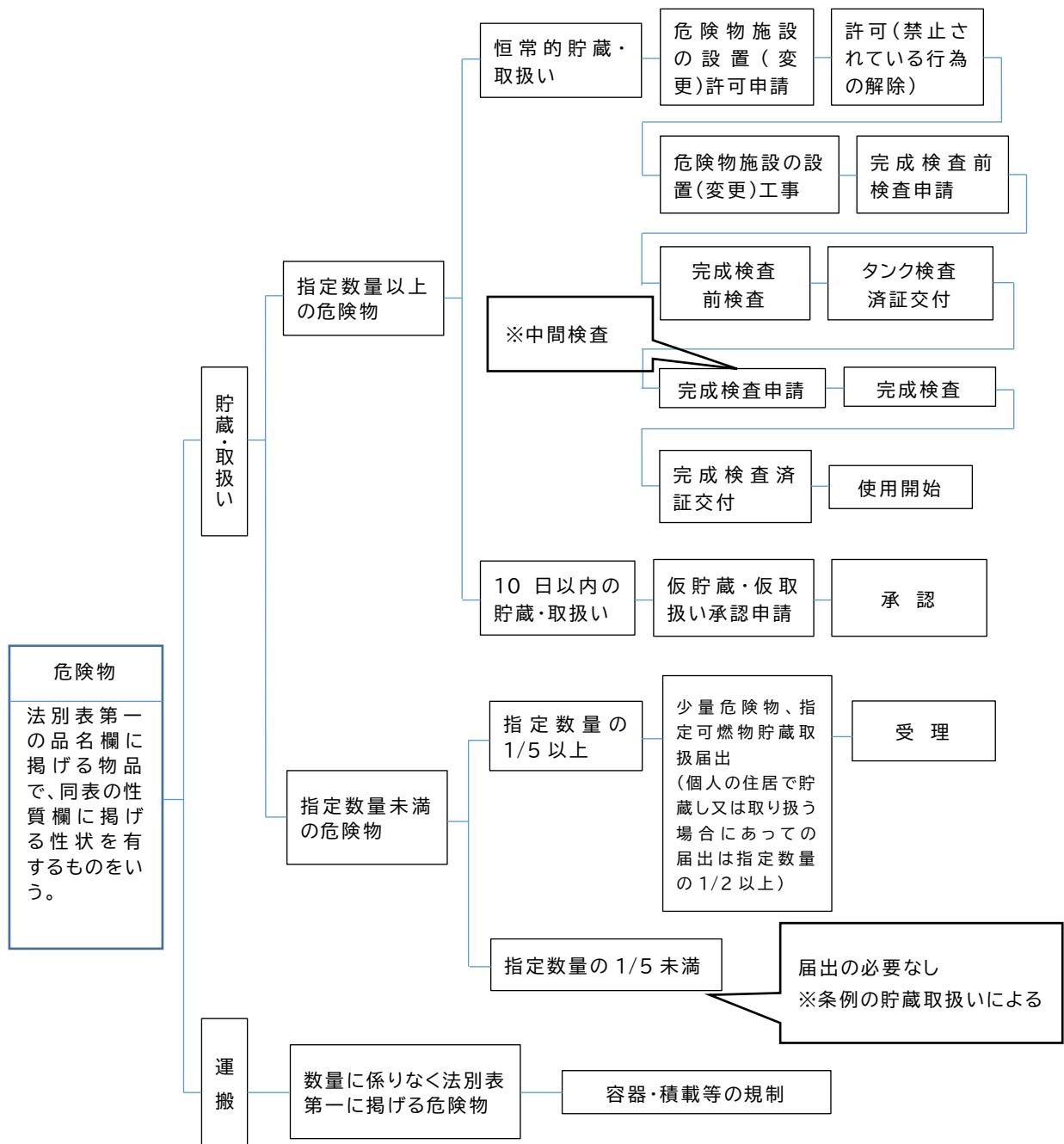
第2章 危険物規制事務手続き基準

第1節 趣旨

この章は、法第3章、危令、危則及び危告示、並びに市規則の規定に基づく危険物規制のうち、市長又は消防長に対する申請及び届出等の手続に関して必要な事項を定めるものとする。

第2節 危険物規制

第1 危険物規制の概要



第2 手続きの種類

1 各申請手続き

手続き	項目	内容	根拠条項
許 可	設 置	製造所等を設置する場合	法 第11条第1項
	変 更	製造所等の位置、構造又は設備を変更する場合	
承 認	仮貯蔵 仮取扱い	指定数量以上の危険物を10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合	法第10条第1項ただし書
	仮使用	変更工事に係る部分以外の部分の全部又は一部を仮に使用する場合	法第11条第5項ただし書
検 査	完成検査前 タンク本体	液体危険物タンクについて水圧又は水張検査を受けようとする場合	法第11条の2第1項
	基礎・地盤 溶接部	特定屋外タンク貯蔵所において基礎・地盤検査又は溶接部の検査を受けようとする場合	
	完 成	設置又は変更の許可を受けた製造所等が完成了の場合	法第11条第5項
	保 安 定 期	10,000kl以上の特定屋外タンク貯蔵所、特定移送取扱所にあって保安検査を受けようとする場合	法第14条の3第1項
	臨 時	特定屋外タンク貯蔵所又は特定移送取扱所にあって、不等沈下等の事由が発生して保安検査を受けようとする場合	法第14条の3第2項
認 可	作成又は変更	法令に指定された製造所等において、予防規程を作成又は変更する場合	法第14条の2第1項
再交付	完成検査済証	完成検査済証を亡失し、滅失し、汚損し又は破損した場合	危令第8条第4項
(準)特定屋外タンク貯蔵所の休止確認		(準)特定屋外タンク貯蔵所又は浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所において休止の確認を受けようとする場合	改正危則(H21.10.16 総務省令第98号)附則第3条第2項、第7項
浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の休止確認		浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所において休止の確認を受けようとする場合	改正危則(H23.12.21 総務省令第165号)附則第9条第2項
地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長		休止により漏れの点検期間を延長する場合	危則第62条の5の2第2項ただし書

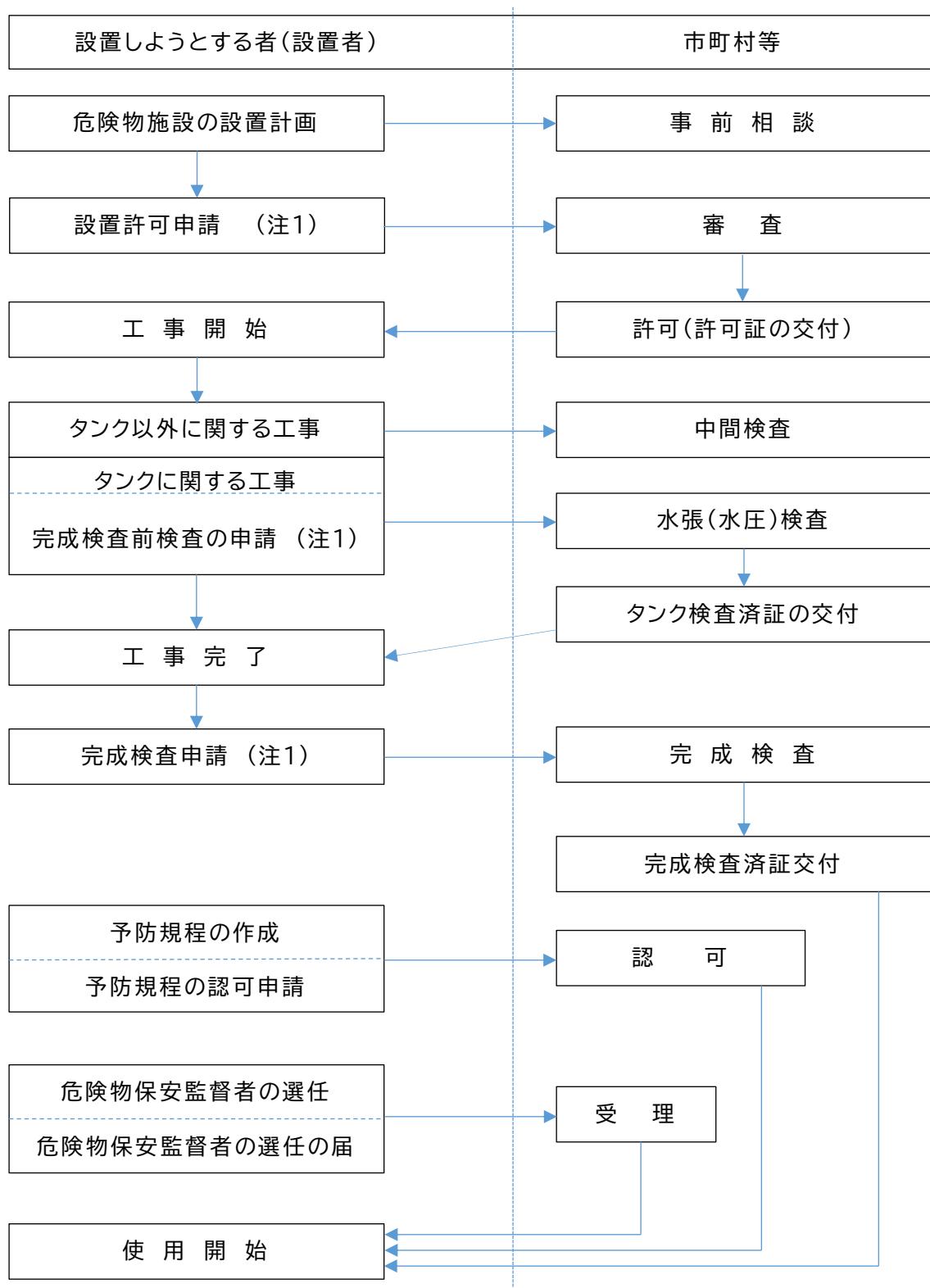
項目	内容	根拠条項
地下埋設配管の漏れの点検期間延長	休止により漏れの点検期間を延長する場合	危則第62条の5の3第2項ただし書
特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長	タンクの腐食防止等の状況が一定の要件に適合する場合	危令第8条の4第2項第1号イ
	危険物の貯蔵管理等の状況が一定の要件に適合する場合	
	タンクの腐食量(底部の板が腐食により減少した値をいう。)に係る管理等の状況が一定の要件に適合する場合	
	連続板厚測定方法を用い、一定の要件に適合する場合(コーティング有)	危令第8条の4第2項第1号ロ
	連続板厚測定方法を用い、一定の要件に適合する場合(コーティング無)	
保安検査時期変更承認	災害その他規則で定める事由により、保安に関する検査を行うことが適当でないと認められる場合	危令第8条の4第2項ただし書
内部点検の時間延長	休止により内部点検の期間を延長する場合	危則第62条の5第3項

2 各種届出手続き

届出項目	内 容	根拠条項
製造所等の譲渡又は引渡	製造所等の譲渡又は引渡があった場合	法第11条第6項
品名、数量又は指定数量の倍数の変更	製造所等の位置、構造又は設備を変更しないで、貯蔵又は取り扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数を変更しようとする場合	法第11条の4第1項
製造所等の廃止	製造所等の用途を廃止した場合	法第12条の6
移送の経路等の通知	アルキルアルミニウム、アルキルリチウムその他の危則で定める危険物を移送する場合	危令第30条の2第1項第5号
危険物保安統括管理者の選任又は解任	危令第30条の3に定める指定施設において取り扱う第4類の危険物について、指定数量の3,000倍以上(移送取扱所にあっては指定数量以上)となる事業所で、危険物保安統括管理者を選任又は解任する場合	法第12条の7第2項
危険物保安監督者の選任又は解任	特定の製造所等の所有者、管理者又は占有者が危険物保安監督者を選任又は解任する場合	法第13条第1項、第2項
実務経験証明	危険物保安監督者選任の届出書に添付する危険物取扱いの実務経験を証する場合	
内部点検の期間延長 (2年以内の延長)	特定屋外タンクについて期間内に内部点検を行うことが困難な場合	危則第62条の5第1項ただし書
特定屋外タンク貯蔵所新基準適合	特定屋外タンク貯蔵所の旧法タンクの構造及び設備が、改正危令の施行(H7.1.1)後において新基準に適合することとなった場合	改正危令(H6.7.1政令第214号)附則第2項第2号
第1段階基準適合	特定屋外タンク貯蔵所の旧法タンクの構造及び設備が、改正危令の施行(H7.1.1)後において第1段階基準に適合することとなった場合	改正危令(H6.7.1政令第214号)附則第2項第3号
特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長	タンクの腐食防止等の状況が一定の要件に適合する場合 危険物の貯蔵管理等の状況が一定の要件に適合する場合	危則第62条の5第1項
(準)特定屋外タンク貯蔵所の再開	改正危則(H21.10.16総務省令第98号)附則第3条第2項、第7項により休止している (準)特定屋外タンク貯蔵所の再開する場合	改正危則(H21.10.16総務省令第98号)附則第3条第4項

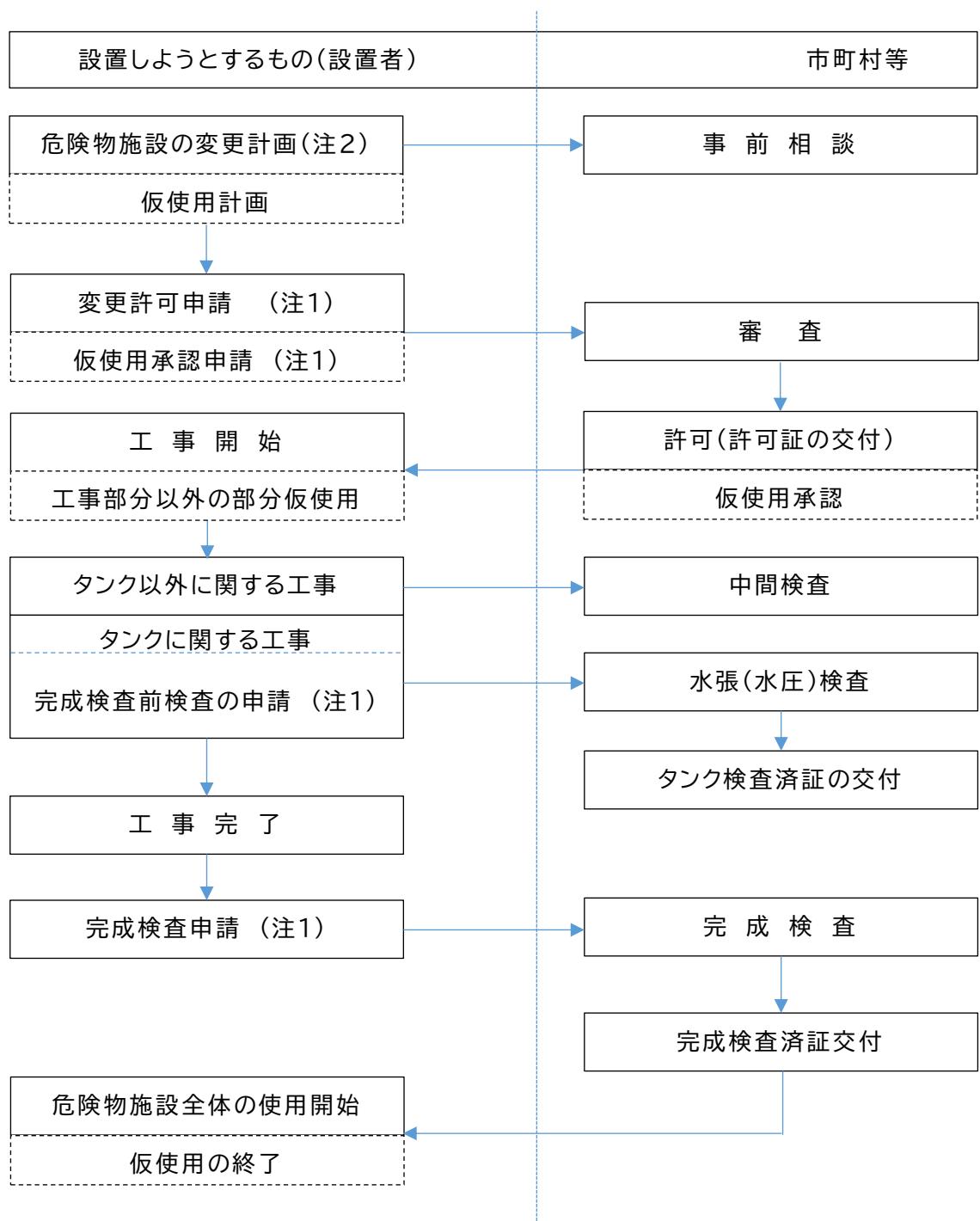
届出項目	内 容	根拠条項
(準)特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更	改正危則(H21.10.16 総務省令第98号)附則第3条第2項、第7項により申請している内容を変更する場合	改正危則 (H21.10.16 総務省令第 98号)附則第 3条第5項
浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の再開	改正危則(H23.12.21 総務省令第165号)附則第9条第2項により休止している浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の再開する場合	改正危則 (H23.12.21 総務省令第 165号)附則 第9条第4項
浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更	改正危則(H23.12.21 総務省令第165号)附則第9条第2項により申請している内容を変更する場合	改正危則 (H23.12.21 総務省令第 165号)附則 第9条第5項
製造所等の設置又は変更の取り下げ	製造所等の設置又は変更を申請し許可を受けた場合において、当該設置又は変更の許可を取り下げる場合	市規則第5条
製造所等の休止、再開	製造所等の使用を3ヶ月以上にわたって休止する場合又は休止している製造所等を再開する場合	市規則第11条 第1号、第2号
製造所等の変更	次に掲げる事項を変更する場合 (1)設置者等の氏名若しくは名称又は製造所等の所在する場所の地名番地 (2)位置、構造又は設備の軽微な変更	市規則第11条 第3号、第5号
製造所等の災害発生	製造所等において火災、爆発その他の災害が発生した場合及び危険物の流出、漏えい等の事故又は製造所等の設備に事故が発生した場合	市規則第11条 第4号

3 計画から使用開始まで(特定屋外タンク貯蔵所を除く)



(注1) 手続きには、申請手数料が必要である。(松江市手数料徴収条例(平成17年
松江市条例第69号)

4 変更から使用開始まで(特定屋外タンク貯蔵所を除く)



(注1) 手続きには、申請手数料が必要である。(松江市手数料徴収条例(平成17年
松江市条例第69号))

(注2) 増設による大規模な変更、危険物の貯蔵又は取扱い品名・数量倍数等の変更
がある場合、予防規程の変更認可申請又は危険物保安監督者の選任・解任届
等が必要となる場合がある。

5 申請に係る標準処理期間

申請に基づき許認可等を行うために要する事務処理期間は、申請に係る施設の規模、申請内容等により、必ずしも一定ではないが、標準処理期間として概ね下表に示す通りとする。

許認可等の種類	標準処理期間(日)	期間起算日	期間終了日
危険物の仮貯蔵・仮取扱の承認	3日	申請日の翌日	承認証交付日又は不承認通知書交付日
危険物施設の設置・変更の許可	14日	申請日の翌日	許可証交付日又は不許可通知書交付日
危険物施設の完成検査	5日	申請日の翌日	許可証交付日又は不許可通知書交付日
仮使用の承認	14日	申請日の翌日	承認証交付日又は不承認通知書交付日
危険物施設の完成検査前検査	1日	検査完了日	タンク検査済証又は不合格通知書交付日
完成検査申請	5日	検査完了日	完成検査済証又は不合格通知書交付日
予防規程の認可、変更認可	14日	申請日の翌日	認可押印日又は不認可通知書交付日
定期保安検査	7日	検査完了日	保安検査済証又は通知書交付日
臨時保安検査	7日	検査完了日	保安検査済証又は通知書交付日
保安検査時期の変更	なし	申請日の翌日	承認証交付日又は不承認通知書交付日
完成検査済証の再交付	3日	申請日の翌日	検査済証再交付日

備考

- 1 標準処理期間の算定日数には、次の日及び期間を含まない。
 - (1)土日、祝日及び年末年始等の閉庁日
 - (2)KHKへ委託審査等を行う申請等については、その審査委託期間(委託書類等の送付日から審査結果等の到着日まで)
 - (3)申請者又は申請代理者による書類の補正に要する期間
- 2 申請日とは、申請等を受領した日(受付印に記された受付日)をいう。
- 3 交付日とは、許認可証等については、許認可年月日を示し、検査済証、通知書については、証書が申請者に交付できる状態になった日を示す。
- 4 不許可等により、許可証等が交付できないときは、通知書を交付する。

第3 危険物の範囲

(危険物及び危険物の指定数量)

- 1 危険物であるか否かは、その物品が法別表第一に掲げられている品名に該当するかどうか、また、該当する場合は、その物品が法別表第一に掲げられている性状をもっているかどうか、更に、性状がわからない場合には、その物品が危険物としての性状を有するかどうかの確認をするための危令で定められた試験を行い、その物品が一定以上の性状を示すかどうかにより決定される。

2 危険物の判定については、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(H1.7.4.消防危第64号、H1.12.21消防危第114号、H2.3.31消防危第57号、H2.10.31消防危第105号及びH14.2.26消防危第29号の各質疑)によること。

なお、主な内容を以下に示す。

- (1)法別表第一の備考において品目指定されているガソリン、灯油、軽油及び重油とは、次のものをいう。JIS K 2201「工業ガソリン」(4号(ミネラルスピリット)及び5号(クリーニングソルベント)を除く。)及びJIS K 2202「自動車ガソリン」、JIS K 2203「灯油」、JIS K 2204「軽油」並びにJIS K 2205「重油」に適合するものをいうものであり、これらの物品のうち、液体(重油にあっては、1気圧、摂氏20度において液状であるもの)であり、かつ、引火性を示す(引火点を有する)ものをいう。
- (2)金属とは、長周期律表の、水素を除くⅠ族、Ⅱ族、Ⅲ族、炭素を除くⅣ族、窒素及びりんを除くⅤ族、酸素及び硫黄を除くⅥ族、ハロゲン元素を除くⅦ族並びにⅧ族に属する単体及び合金をいう。
また、法別表第一備考第16において品名指定されているギヤー油とは、JIS K 2219「ギヤー油」に適合するものをいい、シリンドー油とはJIS K 2238「マシン油」に規定するISO VG680、ISO VG1000及びISO VG1500に適合するものをいう。
- (3)第二類の危険物のうち、硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉については、試験のいかんにかかわらず、第二類の危険物とされるものであること。ただし、鉄粉については粒度等を勘案する必要がある。
- (4)第三類の危険物のうち、カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんについては、試験のいかんにかかわらず、第三類の危険物とされるものである。
- (5)危令第1条の5第6項中「発生するガスが可燃性の成分を含有すること」の規定は、可燃性の成分の含有率は問わない。
- (6)常温において、一の容器から他の容器へ容易に移し替えることができる程度の流动性を有する物品は、液状であると判断して差し支えない。
- (7)引火点が摂氏100度以上の物品の水溶液の引火点をクリープランド開放式引火点測定器により測定すると、水が沸騰し、気化した後、引火する場合には、当該水溶液は引火点がないものと解する。
- (8)危令別表第3備考第10号に規定する水溶性液体の定義の中で「均一な外観」とは、純水と穏やかにかき混ぜた場合に、流動がおさまった後、純水と物品が二つの層に分離して存しないこと、混合液の色が均一であること等を目視により確認できるものであり、数時間で二つの層に分離するような物品は、同号に規定する「水溶性液体」に該当しないものである。
- (9)界面活性剤を含有する物品を、1気圧、温度摂氏20度で同容量の純水と緩やかにかき混ぜたとき、流動がおさまった後も混合液が懸濁液(コロイド溶液)となる場合であっても、当該物品が危令別表第3備考第10号に規定する水溶性液体に該当する。
- (10)水と混合すると、加水分解して溶解し、更に放置すると縮合しゲル化して沈んでする物品のように、水と反応する物品は危令別表第3備考第10号に規定する水溶性液体に該当しない。
- (11)危令第9条第1項第12号の「水に溶けないもの」とは、温度摂氏20度の水100gに溶解する量が1g未満であるものをいい、危令別表第3備考第9号に規定する「非水溶性液体」とは異なるものである。
- (12)危則第1条の3第4項第1号又は第2号に該当し「アルコール類」から除外される物品は「石油類」に属さない。

- (13) 危則第1条の3第4項、第5項及び第6項の可燃性液体量について、成分組成が明らかな物品については測定を行う必要はない。
- (14) 動植物油を電気ヒーター、スチーム等により保温して貯蔵保管している場合、保温している温度が摂氏40度未満の場合は、危則第1条の3第7項第1号に規定する「常温で貯蔵保管されている」場合に該当するものとし、危則第20条第1項第21号に規定する大気弁付通気管を設けたタンクで貯蔵保管されている動植物油も、危則第1条の3第7項第1号に規定する「加圧しないで貯蔵保管されているもの」に該当する。
- (15) 確認試験は、当該物品を貯蔵し、若しくは取り扱い、又は運搬しようとする者が実施するものであり、消防機関にその義務はなく、危険物の性状確認は、従来と同様に資料提出により確認するものである。
- (16) 文献値が、危政令及び試験省令(危険物の試験及び性状に関する省令(H1.2.17自治省令第1号))に規定する試験と同一の試験方法により測定されたものである場合には、文献値をもって確認試験の結果とすることができます。
- (17) 除菌用ウェットティッシュなどの第4類アルコール類が染み込んだ紙であって通常の状態(常温、常圧)において第4類アルコール類が紙からにじみ出ない場合、当該第4類アルコール類が染み込んだ紙は非危険物類として取り扱って差し支えない。
(H22.12.28 消防危第297号通知)

3 データベースに関しては、次の通知を参照すること。

- (1) 危険物データベースの運用について(H1.11.20消防危第107号通知)
(2) 危険物データベースの運用の変更について(H5.3.25消防危第22号通知)

4 複数性状物品の属する類、品名は次のように定められている。

物品が示す複数の性状	該当する類、品名
第1類(酸化性固体)及び第2類(可燃性固体)の危険物の性状を有するもの	第2類第8号の品名に該当する危険物
第1類(酸化性固体)及び第5類(自己反応物質)の危険物の性状を有するもの	第5類第11号の品名に該当する危険物
第4類(引火性液体)及び第5類(自己反応物質)の危険物の性状を有するもの	第3類第12号の品名に該当する危険物
第2類(可燃性固体)及び第3類(自然発火性物質及び禁水性物質)の危険物の性状を有するもの	
第3類(自然発火性物質及び禁水性物質)及び第4類(引火性液体)の危険物の性状を有するもの	

第4 危険物規制に係る適用除外事項

(適用除外)

- 1 航空機、船舶、鉄道又は軌道による危険物の貯蔵、取扱い又は運搬は、法第3章の規定が適用されず、航空法、船舶安全法、鉄道営業法又は軌道法により規制されている。ただし、外部の施設から給油等を行う場合についてまで適用を除外されるものではない。
- 2 発電所、変電所等の取扱い(S40.9.10 自消丙予発第148号)
発電所、変電所、開閉所その他これらに準ずる場所に設置される危険物を収納している機器類のうち、変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、遮断器、油入コンデンサー及び油入ケーブル並びにこれらの附属設備(以下「変圧器等」という。)で機器の冷却若しくは絶縁のための油類を内蔵して使用するものについては、危険物関係法令の規制の対象としないことができる。
ただし、使用していない変圧器等に油類を内蔵している場合は、危険物関係法令の規

制の対象とする。(◆)

また、危険物関係法令の規制の対象としていない変圧器等について、指定数量以上の油類の入れ替え等を行う場合は、仮取扱いとする。(◆)

3 内部にナトリウムを封入した自動車用エンジンバルブについては、貯蔵及び取扱について危険物規制の対象としないが、運搬に関する基準は適用される。

なお、当該バルブにナトリウムを封入する工程は、危険物の取扱いに該当するし危険物関係法令の規制の対象とする。(H31.4.19消防危第81号質疑)

第5 危険物施設の区分

(製造所の区分)

1 製造所とは、危険物を製造する目的で1日に指定数量以上の危険物を取り扱うため、法第11条第1項により許可を受けた場所をいい、当該場所にある危険物を取り扱う建築物、その他の工作物及び空地並びにこれらに附属する設備の一体をいう。

(S34.10.10国消甲予発第17号通知)

2 製造所とは、危険物又は非危険物の原料を使用して、蒸留、精留、分留、吸収、抽出、分解、反応、中和、熟成等の化学変化又は混合、攪拌、分離、調合、添加、溶解、希釈等物理変化を行い、製造される最終製品が危険物である施設をいう。なお、希釈や混合、濃縮等の単純な加工(化学的変化を伴わないもの。)を目的とするものは製造所に該当せず、一般取扱所とすることができる。(◆)

この他、次によるものとする。

(1) 製造所において、当該施設の設備を用いて、危険物に該当しない物品の製造は、次のアからエの要件を満たす場合認められる。(H24.8.28 消防危第199号質疑)

ア 当該物品は、当該物品が触れる可能性のある設備の材質に悪影響を与えないものであること。

イ 当該物品は、当該製造所で取り扱う危険物と有毒ガスの発生や火災性状の変化等悪影響のある反応を起こさないものであること。

ウ 当該物品は、当該製造所に設置されている消火設備で有効に消火できるものであること。

エ 当該物品は、消防活動等に支障を与えないものであること。

(2) 製造所における危険物の充てん等(H24.8.28 消防危第199号質疑)

製造所において当該施設の設備の運転に必要な範囲での危険物の詰め替え又は充てん(廃油の処理等)を行うことについて、防火上支障のない場合には、製造に伴う取扱いとして扱う。

3 規制の範囲

(1) 1棟の建築物の中で危険物の製造工程が完結している場合は、原則としてその棟全体を一の製造所として規制すること。

なお、1棟の中に二以上の製造工程が完結している場合又は製造工程と一般取扱所に係る工程が混在する場合であっても、一の製造所として規制するものであること。

(2) 製造工程が2棟以上の建築物にわたる場合は、原則として、その棟ごとに一の製造所として規制すること。ただし、同一敷地内で製造工程上不可分のつながりがあり、かつ、いずれの棟においても危険物の貯蔵、取扱いがある場合は、一の製造所として規制することができる。

(3) 建築物のない製造施設にあっては、一の製造工程をもって、一の製造所として規制すること。

(4) 製造所から排出される可燃性ガス又は微粉等を除去する公害防止設備等は、製造所の附属設備として規制すること。ただし、当該設備が製造所の保有空地外に設

置され、火災予防上支障ない位置に設置する設備にあっては独立した設備として取り扱うことができる。(S59.6.8消防危第54号質疑)

(5)製造した危険物をドラム缶容器等へ詰め替える一連の工程を一の製造所として規制することができる。なお、危険物を収納した容器は詰替え後速やかに貯蔵所等に運搬すること。(R2.3.16消防危第67号通知)

(貯蔵所の区分)

1 貯蔵所とは、指定数量以上の危険物を貯蔵する目的で、法第11条第1項により許可を受けた場所をいい、当該場所にある危険物を貯蔵する建築物、その他の工作物及び空地並びにこれらに附属する設備の一体をいう。(S34.10.10国消甲予発第17号通知)

2 貯蔵所とは、危険物をタンクの内部で貯蔵する施設、若しくは容器等に収納されている危険物を屋内又は屋外で貯蔵する施設をいい、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所又は屋外貯蔵所に区分される。この場合において、当該タンクに危険物を受け入れる行為は、当該タンクの貯蔵に伴う取扱いとする。また、容器に収納されている危険物を他の容器等に移し替える行為は、指定数量未満に限り、当該貯蔵に伴う取扱いとする。

3 規制の範囲

危険物の貯蔵に直接向けられた一群の施設が一の貯蔵所であり、具体的には、屋内貯蔵所は1棟の建築物ごと、屋外貯蔵所は一体性を有する一群、屋内タンク貯蔵所の場合はタンク専用室ごとに、地下タンク貯蔵所は隣接し一体性を有する一群の地下タンクが、また、屋外タンク貯蔵所はタンク1基ごとにそれぞれ一の貯蔵所となる。よって、屋内タンク貯蔵所及び地下タンク貯蔵所においては、個々のタンク容量が指定数量未満であっても、タンク専用室ごと又は一群の地下タンクごとの容量総計が指定数量以上となる場合は、貯蔵所として規制される。

4 貯蔵所別の規制

(1)屋内貯蔵所

ア 危険物製造所等において製造された危険物(塗料等)を、屋外に荷役用上屋を設けて危険物運搬用トラックに積み込むために一時的に貯蔵する施設を設置することは認められない。なお、この場合、業務の形態から判断して貯蔵所として規制される。(S56.4.28消防危第52号質疑)

イ 岸壁に接して繫留された、台船内部に塗料倉庫を設けることについては、法第3章の規定の適用は受けるが、法第10条第4項に規定する位置、構造及び設備の基準に適合するものとならないので、その設置を認めることはできない。

(S51.7.12消防危第23-19号質疑)

(2)屋外タンク貯蔵所

ア 指定数量未満のタンクを3基連結して給油を行う場合において、タンクの容量の合計が指定数量以上になる場合であっても、貯蔵を主な目的とし、一日の取扱量が指定数量未満のときは、貯蔵に伴う取扱いとして火災予防条例による少量危険物貯蔵所とする(S55.6.3消防危第73号質疑)

(3)簡易タンク貯蔵所

ア 危令第14条第9号により同令第17条第1項第10号の設備を設けた簡易タンクで、自動車等の給油設備(自家用のもの)に使用されるものは、一般的には給油取扱所と解すべきであるが、給油の機会が少なく、1日の給油量が指定数量未満のものについては、簡易タンク貯蔵所として取り扱うべきである。(S37.4.6自消丙予発第44号質疑)

(4)移動タンク貯蔵所

ア 道路運送車両法上の検査を要さない構内専用の移動タンク貯蔵所も設置許可

を必要とする。(S55.2.21消防危第24号質疑)

(5)屋外貯蔵所

ア 第1石油類、第2石油類及び第3石油類を収納した18L缶を5,000から10,000個コンテナに混載して運搬しているが、危険物を収納したコンテナを自動車に積載されるまでの間、屋外に放置されている。この場合、コンテナを臨時に屋外に置く場合は、法第10条第1項のただし書きの規定による仮貯蔵又は仮取扱いの承認を要する。なお、当該コンテナを継続的に使われる場合は、貯蔵所としての規制を受けるが、当該コンテナ置場を屋外貯蔵所として認めることはできない。またコンテナは危令第28条に規定する運搬容器とみなすことはできない。(S45.6.29消防予第136号)

イ 屋外貯蔵所に屋根を設けることは認められない。(S52.3.25消防危第46号質疑)

(取扱所の区分)

1 取扱所とは、危険物の製造以外の目的で1日に指定数量以上の危険物を取り扱うため、法第11条第1項により許可を受けた場所をいい、当該場所にある危険物を貯蔵する建築物、その他の工作物及び空地並びにこれらに附属する設備の一体をいう。

(S34.10.10国消甲予発第17号通知)

2 取扱所とは、取扱形態により、給油取扱所、販売取扱所、移送取扱所、一般取扱所に区分される。

この場合に当該取扱所において、タンクその他の危険物を取り扱う設備以外で危険物を貯蔵する行為は、指定数量未満に限り、当該取扱いに伴う貯蔵とする。なお、危険物の取扱数量に合算しなくてもよい。(◆)

3 規制の範囲

一般取扱所において、危令第19条第2項に規定する建物の一部又は屋内の設備を一般取扱所として規制するもの(以下「部分規制の一般取扱所」という。)以外は、原則として屋内に設置するものは1棟、屋外に設置するものは一の工程をもって、一の一般取扱所として規制すること。

4 取扱所別の規制

(1)給油取扱所

ア 簡易タンクにより1日の取扱量が指定数量を超えて、給油、詰め替え、小分け販売をしている場合で、固定した給油設備により自動車等の燃料タンクに直接給油することが主な目的である時は、給油取扱所の簡易タンクであり、詰替え、小分け販売等の取扱いを主な目的とするときは、一般取扱所のタンクである。(S37.4.6自消丙予発第44号質疑)

イ ガソリンとエタノールを混合してエタノールを含有するものを製造する行為について、給油取扱所で行うことは認められない。(H24.1.11消防危第2号通知)

ウ 固定給油設備の給油ホースに接続される給油ノズルに設けられた満量停止装置等が確実に機能するとともに、詰替え作業を危険物取扱者である従業員が原則として行うことによる安全対策を講じ、予防規程に基づく文書で明記することにより、指定数量以上のガソリンの容器への詰替えを行うことができる。(R1.8.7消防危第111号通知)

(2)一般取扱所

ア 危険物を原料として種々の化学反応を伴う製造所と類型化した施設であっても、最終製品が非危険物となるものは、一般取扱所として規制される。(◆)

イ 危険物等の混合のみを工程とする場合で、最終製品が危険物であっても原料と製品の性質及び性状が大きく変更のないものは、一般取扱所とすることができます。(◆)

ウ 1日に指定数量以上の燃料を使用するボイラー室は、一般取扱所としての規制

の対象となる。(S37.4.6自消丙予発第44号質疑)

- エ 屋外に10klの重油タンクを設け、これらの配管によりバーナーに送油して、1日に指定数量以上の重油を消費する工場については、屋外タンク貯蔵所及び一般取扱所としてそれぞれ規制の対象となる。(S37.4.6自消丙予発第44号質疑)
- オ 屋外貯蔵タンクより指定数量以上の危険物をドラム缶に詰替える場合、一般取扱所の設置を必要とする。(S37.4.6自消丙予発第44号質疑)
- カ 危令第27条第6項第4号口ただし書の規定により、移動貯蔵タンクから容器に引火点40℃以上の第4類危険物を詰替える場合において、同一の場所で1日に取り扱う量が指定数量以上となる場所をいう。
- キ 有機ハイドライドの一つであるメチルシクロヘキサンから水素を製造する施設において、副産物としてトルエンが生じても、水素製造に係る一連の工程の一部であるため、当該施設は一般取扱所として取り扱う。(H28.3.1消防危第37号質疑)

第6 危険物製造所等の最大貯蔵数量、最大取扱数量の算定方法

1 危険物製造所等における最大貯蔵数量、最大取扱数量の算定方法は、次により行うものとする。

(1) 製造所

危険物又は非危険物を原料として危険物を製造する場合、1日における原料と製品の危険物の指定数量の倍数を比較し、大なるものの取扱数量をもって当該製造所の最大取扱数量とすること。なお、当該危険物製造所において、当該原料及び製品以外に危険物を取り扱う設備等がある場合には、当該製造所の最大取扱数量に、これらの危険物を取り扱う設備等の取扱数量を合算して、最大取扱数量とするものとする。

(2) 屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所

当該貯蔵所において実際に貯蔵する危険物の最大量とすること。

(3) 屋外タンク貯蔵所

危則第2条のタンクの内容積の計算方法及び危則第3条のタンクの空間容積の計算方法により、最大貯蔵数量を算定すること。

(4) 屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所及び簡易タンク貯蔵所

一のタンクにあっては、危則第2条のタンクの内容積の計算方法及び危則第3条のタンクの空間容積の計算方法により、最大貯蔵数量を算定すること。二以上のタンクにあっては、最大貯蔵数量を算定した各タンクの容量の合計量を貯蔵量とする。

(5) 移動タンク貯蔵所

ア 一のタンクにあっては、危則第2条のタンクの内容積の計算方法及び危則第3条のタンクの空間容積の計算方法により、最大貯蔵数量を算定すること。二以上のタンクにあっては、最大貯蔵数量を算定した各タンクの容量の合計量を貯蔵量とする。

イ 複数の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所(積載式移動タンク貯蔵所を除く。)において、その危険物のうち最も比重の小さいものを最大量貯蔵できるように(空間容積が5%以上10%以下の範囲に入るように確保する。)タンクを作成した場合の許可申請について、当該危険物より比重の大きな危険物を貯蔵する場合には、道路運送車両法上の最大積載量の観点から空間容積が10%を超えるタンク室(空室となる場合も含む。)が生じても差し支えない。また、この場合、許可に係る指定数量の倍数は、指定数量の倍数が最大となる危険物の貯蔵形態について算定して差し支えない。(H10.10.13消防危第90号質疑)

(6) 納入取扱所

納入取扱所の専用タンク、廃油タンク等及び簡易タンクごとに、危則第2条のタン

クの内容積の計算方法及び危則第3条のタンクの空間容積の計算方法により最大貯蔵数量を算定した各タンクの容量並びに給油取扱所に設ける附属設備の危険物取扱量の合計量を取扱量とすること。なお、油庫に貯蔵する危険物は取扱数量に合算しないが、貯蔵量は指定数量未満とすること。

(7)販売取扱所

当該取扱所において、実際に保有する危険物の最大量をもって、最大取扱数量とすること。

(8)移送取扱所

ア 桟橋において、危険物の入出荷を行う移送取扱所においては、1日における船舶の係船能力及び船舶又は出荷ポンプの能力により、最大取扱数量を算出すること。

イ 事業所間の危険物の移送を行う移送取扱所にあっては、配管の条数及びポンプ能力並びに配管の使用形態により、最大取扱数量を算定すること。

(9)一般取扱所

ア 危険物の充てん、詰め替え等の一般取扱所については、1日の出荷能力、稼働時間等により、実態に即した最大取扱数量を算定すること。ただし、危令19条第2項に基づく容器に危険物を詰替える一般取扱所については、専用タンクの容量又は取扱い数量のうちいずれか大なる数量を最大取扱数量とすること。

イ 危険物を消費する一般取扱所のうち、次に掲げる(ア)及び(イ)以外の施設にあっては、1日におけるその消費量を最大取扱数量とすること。

なお、一時的な停電対策施設における施設目的、施設実態等を勘案して取扱い数量を決定すること。その場合は、その根拠を示すこと。

(ア)危険物を消費する一般取扱所のうち、非常用ディーゼル発電設備等非常用の施設にあっては、当該施設の稼働時間、使用実態等の状況から実態に即して運転した時の燃料消費量を数量とすること。

(イ)危険物を消費する一般取扱所のうち、ボイラー、バーナー等を使用する時間が一定でないものについては、当該施設の1日あたりの危険物の消費量が最大となる日の数量とすること。

ウ 油圧装置等危険物を循環させて使用する一般取扱所については、当該装置等の瞬間最大停滞量をもって最大取扱数量とすること。

エ 危険物を原料として、非危険物を製造する一般取扱所については、製造所の例により算定すること。

オ 洗浄作業及び切削装置等の一般取扱所については、次によること。

(ア)洗浄後に危険物を回収し同一系内で再使用するものは、瞬間最大停滞量とする。

(イ)使い捨てるもの及び系外に排出するものは、一日の使用量を持って取扱量とする。

(ウ)洗浄後一部の危険物を系外に排出するものは、一日の使用量と瞬間最大停滞量を合算した量をもって取扱量する。

カ 指定数量の5分の1未満の危険物であって、設備機器に内蔵された燃料又は潤滑油タンク等については取扱量に合算しない。(◆)

第7 製造所等ごとの申請区分

1 製造所

原則として一棟又は一連の工程をもって一とする。(S37.4.6自消丙予発第44号質疑)

なお、当該製造所に附属する危令第9条第1項第20号に規定するタンク(以下、「20

号タンク」という。)、配管その他の機器等(以下「附属設備等」という。)が含まれる。

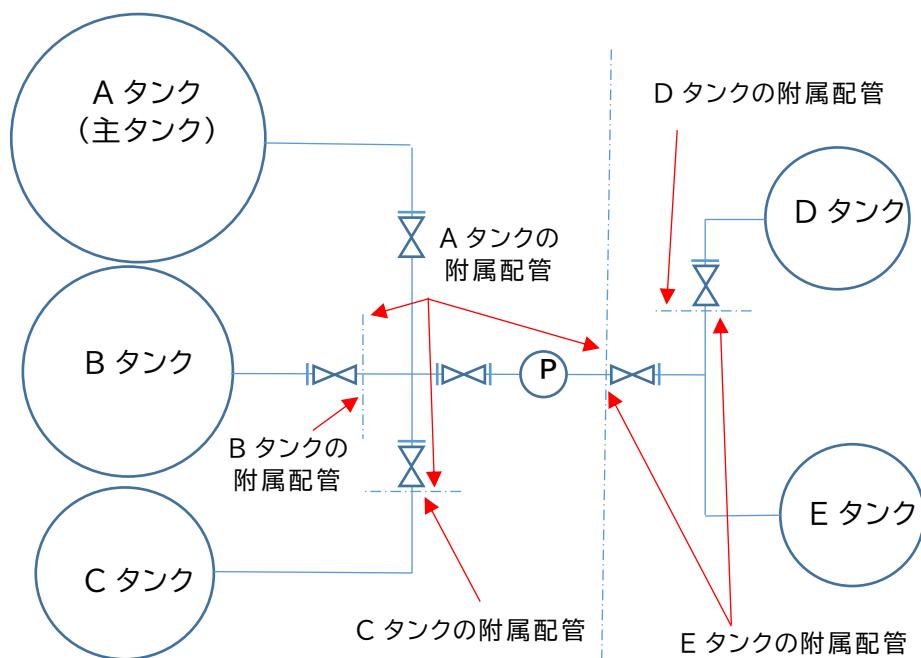
2 屋内貯蔵所

一棟の貯蔵倉庫ごととする。ただし、危令第10条第3項に規定する技術上の基準を満たした屋内貯蔵所を設ける場合は、当該屋内貯蔵所に用に供する部分ごととする。

3 屋外タンク貯蔵所

タンク1基ごととする。なお、屋外タンク貯蔵所を郡で配置されている場合、危険物ポンプ、危険物配管(タンク直近の弁又は法兰ジまでのタンク側にある配管を除く。)及びタンクの通気管等の危険物以外の配管を共有して使用する場合の当該幹線配管等にあっては、タンク郡に存するタンクのうち指定数量の倍数が最大のタンク(以下「主タンク」という。)の一の単位とする。また、防油堤にあっては、同一防油堤のタンク郡に存するタンクのうち容量の最大のタンク(以下「最大タンク」という。)の一の単位とする。

例図



4 屋内タンク貯蔵所

タンク専用室ごととする。なお、当該専用室に複数のタンクがある場合も同様とする。

5 地下タンク貯蔵所

タンク1基ごととする。ただし、二以上の地下タンクが同一のタンク室にある場合又は同一の基礎上若しくは同一の蓋で覆われている場合にあっては、一とする。(S54.12.6 消防危第147号質疑)

6 簡易タンク貯蔵所

タンク1基ごととする。ただし、複数の簡易タンクを設ける場合は、同一品質でないタンク3基までを一とする。

7 移動タンク貯蔵所

タンク1基ごととする。ただし、積載式タンクコンテナの場合は、交換タンクを含め当該車両ごととする。

8 屋外貯蔵所

さく等で区画された部分ごととする。

9 納油取扱所

道路、防火壁又は防火堀等で区画された部分ごととする。なお、当該給油取扱所に設置する専用タンク、廃油タンク等、簡易貯蔵タンクを含むものとする。

10 販売取扱所

配合する室を含み、隔壁で区画されているときは、区画された部分ごととする。

11 移送取扱所

ポンプ群、桟橋又はシーバースごととする。

12 一般取扱所

原則、製造所に準ずるものとするが、その他次のものがある。

(1)充填場、ボイラー設備、発変電設備等の施設は、それぞれ危険物の取り扱いに独立性があり、他の危険物貯蔵又は取扱い部分とは一連の行為であるとはみなされず、原則としてそれを一とする。

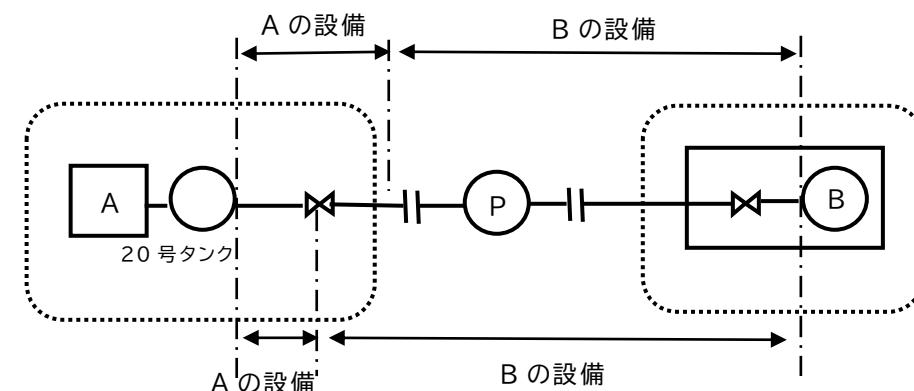
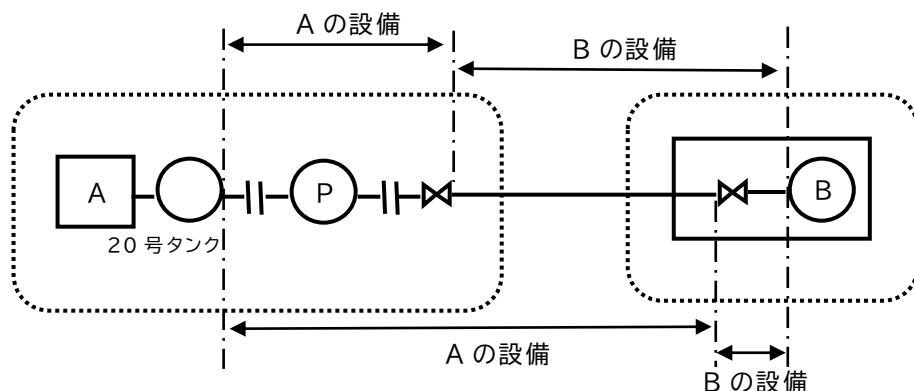
(2)危令第19条第2項の規定の適用を受ける一般取扱所は、壁体等で区画された部分等ごととする。

13 消火設備のうち固定消火設備を共有する場合において、水源、ポンプ設備、消火液タンク、ヘッダー及び幹線配管等にあっては、最も消火薬剤等を必要とする製造所等の一の単位とする。

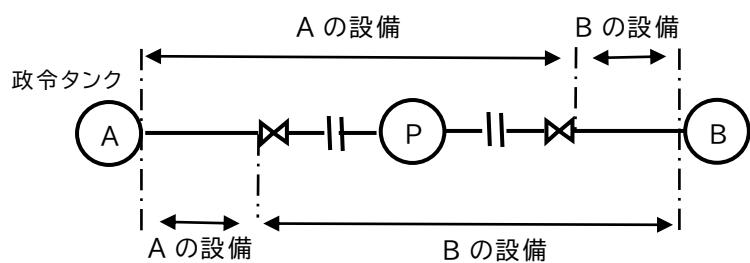
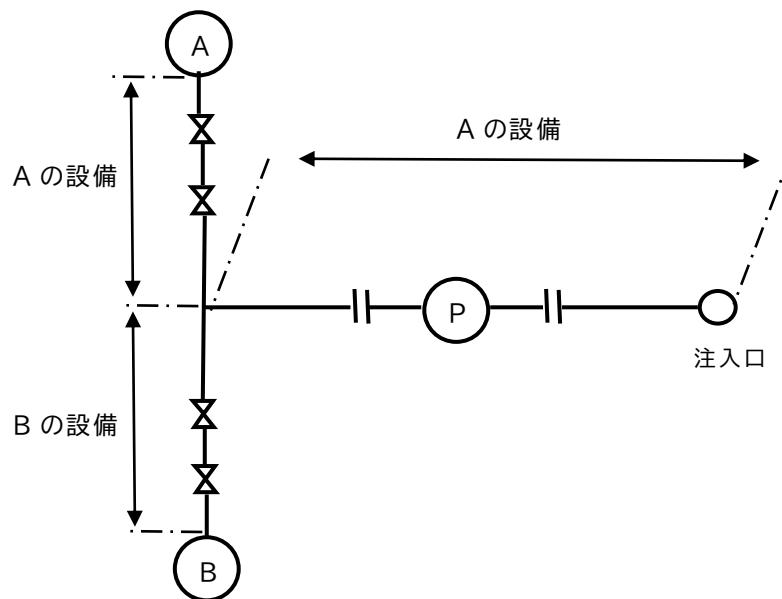
第8 危険物配管の許可区分

1 危険物を取り扱う配管及び当該配管に接続される設備は、ポンプ設備、弁、継手等により配管の分岐点を決め、これに基づき製造所等又は指定数量未満の施設等(以下「施設」という。)のいずれかに附属すること。この場合、ポンプ設備にあっては当該設備の操作盤を有する施設に、戻り配管にあっては当該配管の起点を有する施設に附属するものである。施設相互に接続される場合の危険物配管の単位は次の例によること。

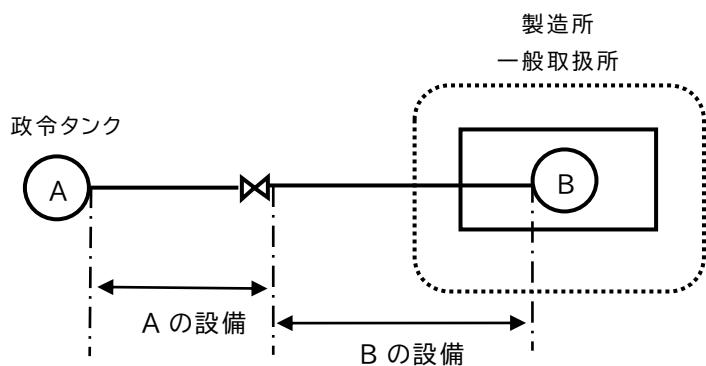
(1)製造所又は一般取扱所相互間の場合

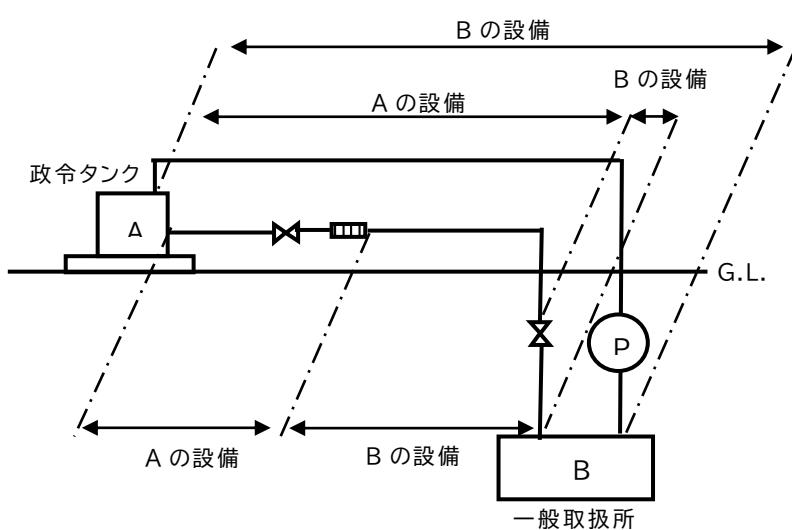
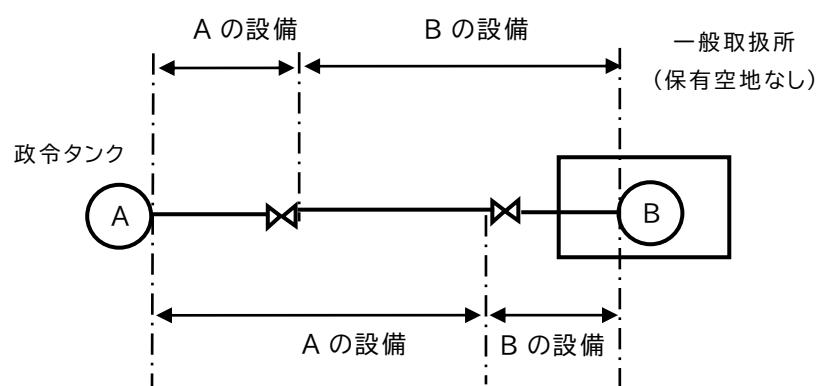
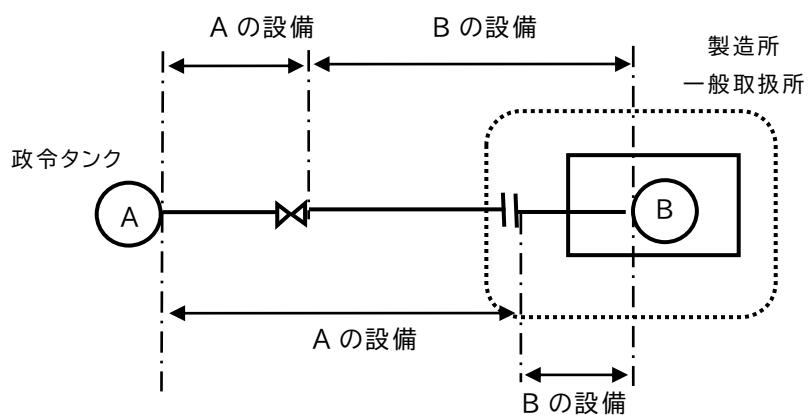


(2)政令タンク(危政令で定める貯蔵タンクをいう。以下同じ。)相互間の場合



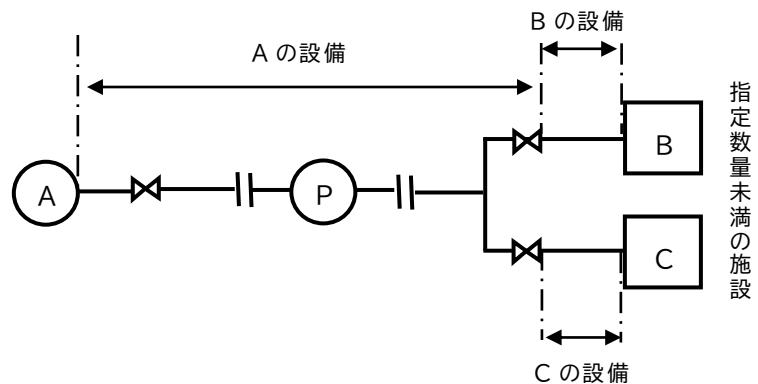
(3)政令タンクと製造所(一般取扱所)の場合





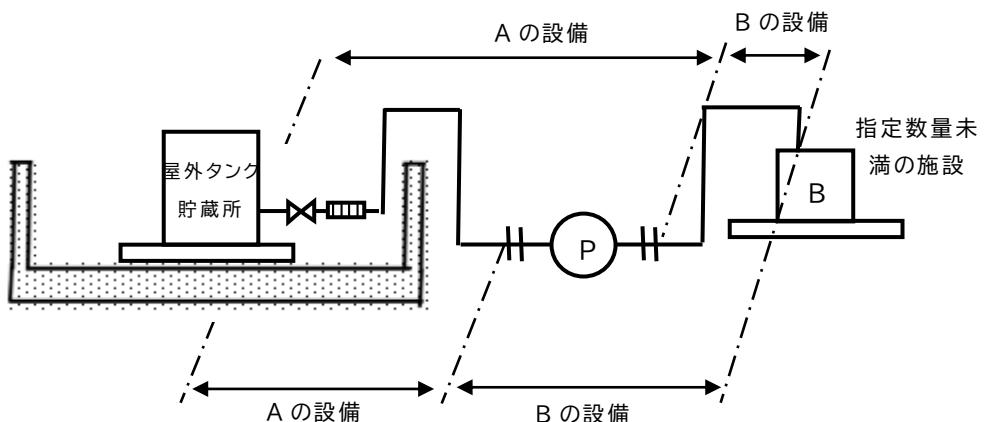
(4) 政令タンクと指定数量の危険物施設の場合

ア 一日に指定数量以上の危険物が通過する配管及び設備

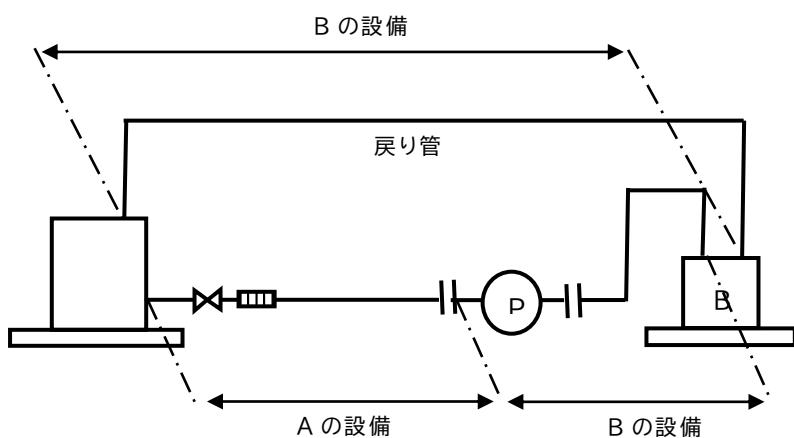


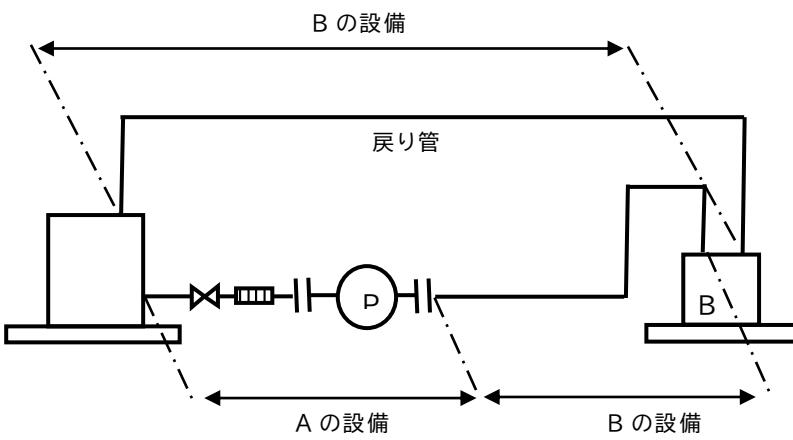
イ 一日に指定数量未満の危険物が通過する配管及び設備

(ア) 屋外タンク貯蔵所の場合

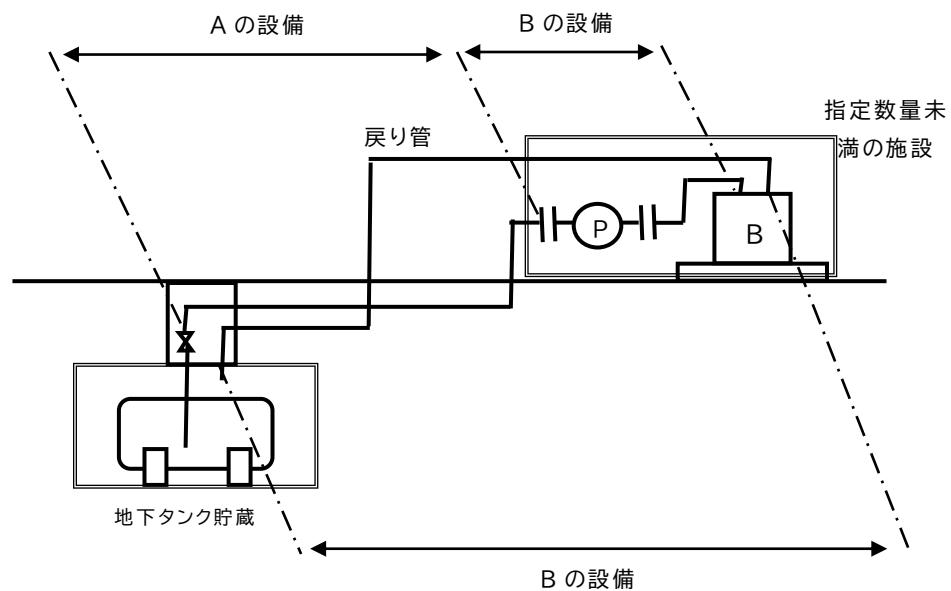


(イ) 屋内タンク貯蔵所の場合





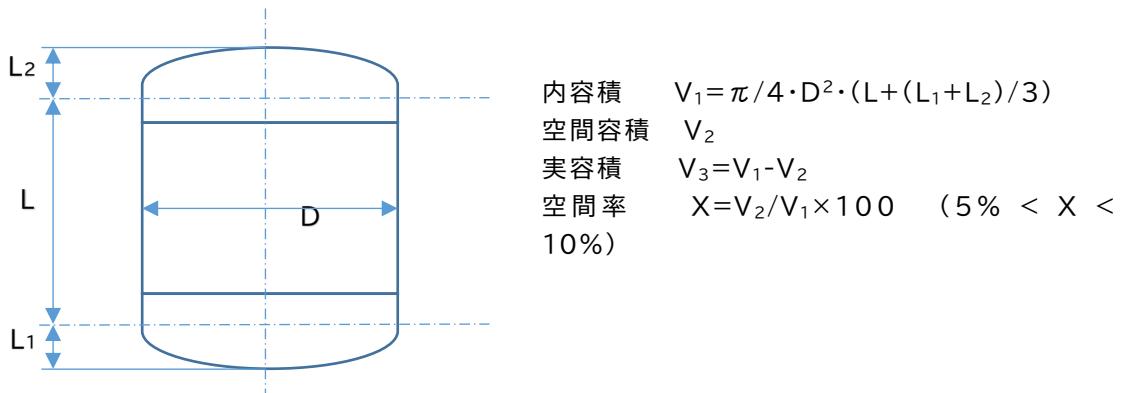
(ウ) 地下タンク貯蔵所の場合



第9 タンク容量計算等

(タンクの容積の算定方法及び内容積の計算方法)

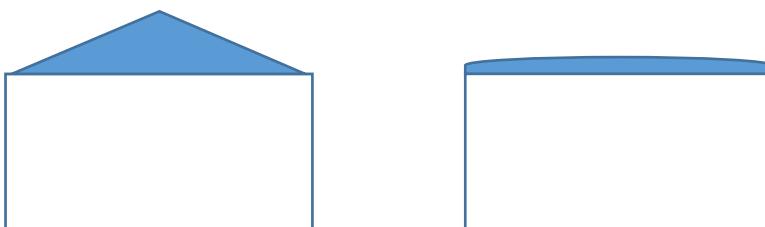
1 縦置円筒型の屋外貯蔵タンク(20号タンク準用)で、危令第11条第1項第6号に規定する上部放爆構造になっているものの内容積の算出は、放爆構造となっている部分が屋根部に相当することから危則第2条括弧書きの規定を適用するものとする。なお、屋根に該当しない鏡板形状のタンク(縦置円筒型ベッセルタンク)については、全体を内容積とする。(第15回全消会危険物委員会結果)



2 タンクの内容積の算定方法については、次によること。(H13.3.30消防危第42号通知)

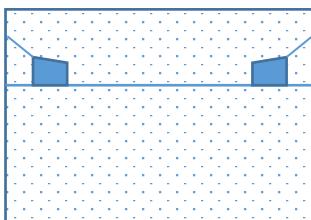
(1)タンクの内容積として計算する部分

- ア 固定屋根を有するものは、固定屋根の部分を除いた部分
(塗りつぶし部分(■)以外の部分とする。)



イ ア以外のものは全体を内容積とすること。

浮き屋根(側板の最上端までの部分(□)とする。)



(2)内容積の算定方法

内容積は、タンクの胴・鏡板等に分けて、各部分の形状に応じた計算方法により計算し、その各部分の内容積を合計すること。

なお、危則の一部を改正する省令(H13.3.30総務省令第45号)の施行前の危則第2条第1号イ及びロ並びに第2号イの計算方法により求められた値、CAD等により

計算された値又は実測地の活用により内容積を計算して差し支えない。

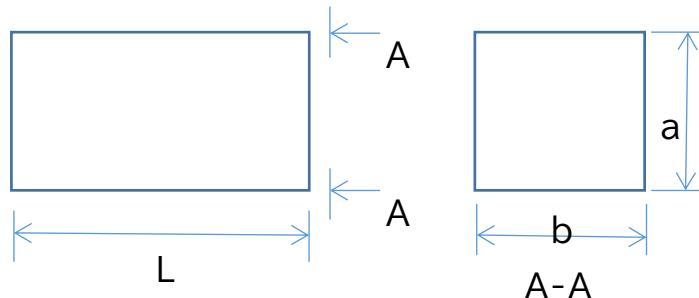
●計算式の例

記号の定義 V =容積 π =円周率 r 又は R =半径 D =内径
 L =長さ又は胴長 H =高さ S =面積
 $T.L$ =Tangent Line(鏡板などの曲線部と直線部の境界線)
 $W.L$ =Weld Line(溶接部)

1 脇部分の計算式

(1)角柱型

$$V = a \cdot b \cdot L$$



- 3 タンク内に仕切板をいれて一のタンクを2室以上で使用するタンク(以下「分割タンク」という。)については、各室の容量の合計をタンク容量とする。なお、空間容積は各室ごとに確保すること。(◆)
- 4 タンク容量は、原則として整数とし、空間率内で調整するものとする。(◆)
- 5 ノズル、マンホール及びタンク内部の加熱用配管等の容量は、タンク容量に加減しないものとする。ただし、それぞれの加減した容量が、タンクの内容積の10%を超えるものについてはこの限りでない。
- 6 二硫化炭素の上部に水を満たして移送する場合は、当該水の部分はタンクの空間部分とみなす。
- 7 特殊の構造又は設備を用いることによりタンク内の危険物の量が一定以下に保たれ、当該一定量が危令第5条第2項の規定の例により算出された量を超えることがない20号タンクについては、当該一定量をタンクの容量とすることとなるが、このことについては、次のことに留意する。(H10.3.16消防危第29号通知)
 - (1)現にある製造所又は一般取扱所については、平成10年3月の危令第5条の改正に伴い、改めて法第11条第1項の規定による許可又は第11条の4第1項の規定による届出の手続きを行う必要はないものであること。
 - (2)大量生産のタンク等完成検査前検査を受検するときに当該タンクの容量が危令第5条第2項及び第3項のいずれかが適用されるか未定である場合には、完成検査前申請書(危則別記様式13)及びタンク検査済証(危則別記様式第14号)の中の容量の欄に危令第5条第2項の規定の例により算出されたタンクの容量を記載すること。
なお、当該タンクの容量が同条第3項の規定の例により算定されるべきものであることが明らかになった場合、タンク検査済証に記載された容量と当該タンクの容量が異なることとなるが、このことにより改めて完成検査前検査を受ける必要はないものであること。
- (3)危令第5条第3項の「特殊の構造又は設備を用いることにより当該タンク内の危

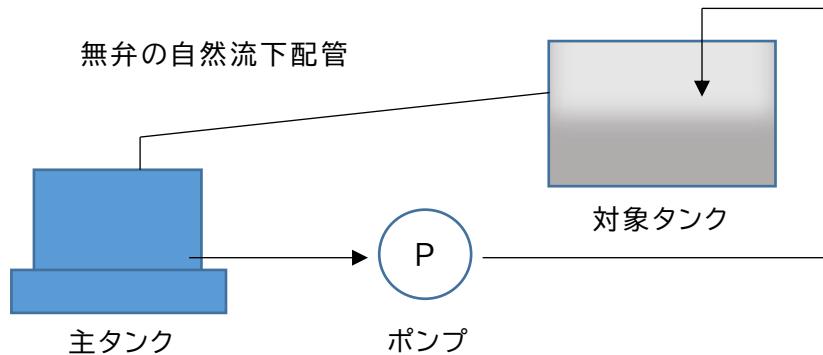
険物の量が当該タンクの内容積から空間容積を差し引いた容積を超えない一定量を超えることがない」20号タンクには、当該一定量以上の量の危険物が当該タンクに注入されるおそれがない構造を有するもの及び当該一定量以上の量の危険物が当該タンクに注入されることを防止することができる複数の構造又は設備を有するものが該当すること。

ア 一定量以上の量の危険物が当該タンクに注入されるおそれがない構造を有する20号タンクの例

[自然流下配管が設けられているもの]

20号タンクに一定量以上の危険物が注入された場合、無弁の自然流下配管を通じて滞ることなく主タンク(供給元タンク)に危険物が返油され、20号タンクの最高液面が自然流下配管の設置位置を超えることのない構造のもの

(例図)

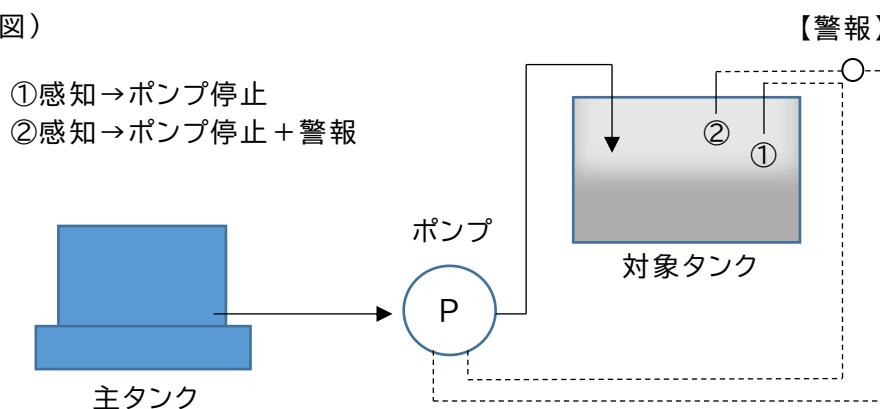


イ 一定以上の量の危険物が当該タンクに注入されることを防止することができる複数の構造又は設備を有する20号タンクの例

(ア)液面感知センサーを複数設置し、各センサーから発せられる信号により一定量を超えて危険物が注入されることを防止するもの

[危険物注入用ポンプを停止させる設備が複数設けられているもの]

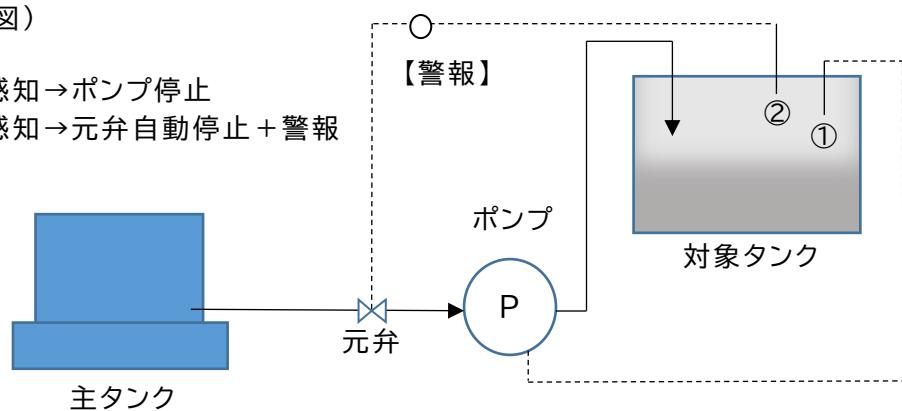
(例図)



[危険物注入用ポンプを停止させる設備と主タンク(供給元タンク)の元弁を閉止する設備がそれぞれ設けられているもの]

(例図)

- ①感知→ポンプ停止
- ②感知→元弁自動停止+警報



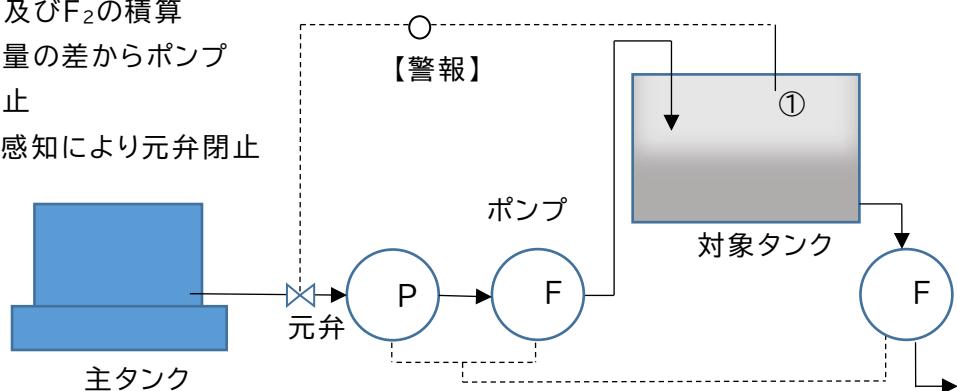
(イ)20号タンクへの注入量と当該タンクからの排出量をそれぞれ計量し、これらの量からタンク内にある危険物の量を算出し、産出量が一定以上となった場合にタンクへの注入ポンプを停止させる設備と液面センサーが信号により主タンク(供給元タンク)の元弁を閉止する設備がそれぞれ設けられているもの

(例図)

F_1 及び F_2 の積算

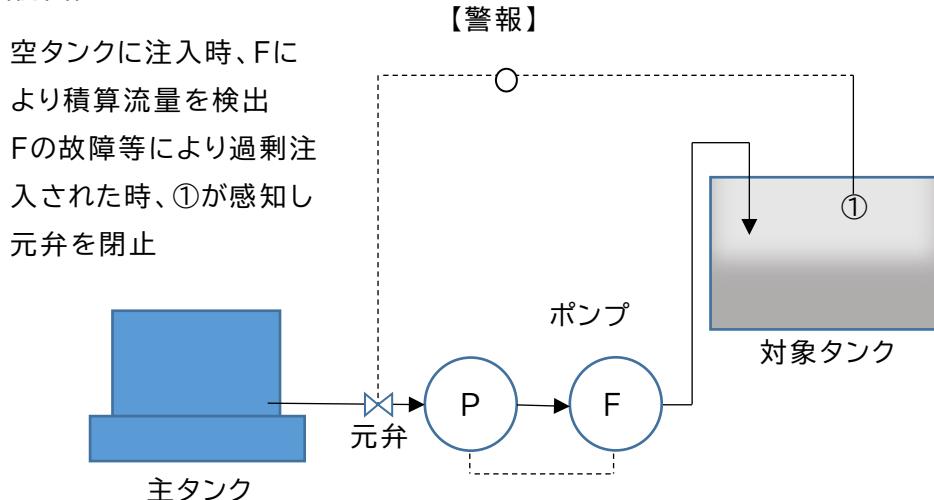
流量の差からポンプ
停止

①感知により元弁閉止



(ウ)20号タンクへの危険物の注入が当該タンクが空である場合にのみ行われるタンクで、タンクへの注入量を一定量以下に制御する設備と液面センサーが発する信号により主タンク(供給元タンク)の元弁を閉止する設備がそれぞれ設けられているもの

(例図)



第3節 設置又は変更許可の申請等

第1 設置又は変更許可の申請の対象、範囲

(危険物施設の設置、変更等)

1 申請の手続き(原則)

- (1) 製造所等の設置又は変更の許可申請は、製造所等ごとに申請すること。
- (2) 変更申請を必要とする最低基準は、具体的な事例により異なるが、製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準を変更するときは、変更申請を要するが、同節第4「軽微な変更工事」に該当する軽微変更工事には、許可を要しない。(S37.4.6自消丙予第213号質疑)
- (3) 市町村境界上に設置される危険物施設(移送取扱所を除く。)の許可権限については、事務所の位置及び面積、危険物の貯蔵、取扱数量、敷地面積等の施設実態をみて、いずれかの市町村長を許可権限者とする。この場合は、市町村長間の協定書は不要である。(S43.9.27消防予第213号質疑)
- (4) 施設区分の変更等による既設製造所等を新たに設置するときは、法第12条の6に定める用途廃止に係る手続きを経てからとする。(S52.12.19消防危第182号質疑)
- (5) 設置又は変更の許可を受けた者が許可の取消しを申し出るときは、市規則第5条第1項に規定する届出書に交付された許可証を添付し届出ること。(◆)

2 申請の対象

- (1) 設置許可申請を対象とするもの
 - ア 製造所等を新たに設置する場合
 - イ 製造所、貯蔵所又は取扱所の区分の転換を行う場合、及び貯蔵所又は取扱所において危令第2条又は第3条に掲げる施設区分(同第3条第2号イ及びロを含む。)の変更となる転換を行う場合(S52.12.19消防危第182号質疑)
例えば、製造所から取扱所に変更する場合又は屋外タンク貯蔵所から屋内タンク貯蔵所に変更する場合をいう。
 - ウ 製造所等(移動タンク貯蔵所を除く。)を移設する場合
ただし、同一敷地内で主要構造物を変更しないで移設する場合は、変更許可申請とができる。(S52.10.12消防危第149号質疑)
 - エ 火災等の災害により製造所等の構造又は設備が全面的に破損した場合及び老朽化等により製造所等を全面改修する場合(S37.9.17消防危第91号質疑、

S52.12.19消防危第182号質疑)

- オ 屋内タンク貯蔵所又は簡易タンク貯蔵所で、全てのタンクを取り替える場合
- カ 屋外タンク貯蔵所のタンク本体の建て替えと基礎・地盤の造り替えを同時に行う場合
- キ アからカまでによるほか、その状況等により設置許可申請とすることが適当な場合

(2) 変更許可申請の対象となるもの

- ア 製造所等の位置、構造及び設備を変更する場合
- イ 貯蔵、取り扱う危険物の種類数量の変更により、製造所等に適用される技術上の基準が異なることになる場合。(S52.12.19消防危第182号質疑)
- ウ 貯蔵所又は取扱所において危令第2条及び第3条に掲げる施設区分の変更を行わず、業務形態の変更等に伴い、適用基準の変更(項の変更)を行う場合。(S51.7.12消防危第23-3号質疑)

例えば、危令第17条第3項第6号に定める自家用の給油取扱所(以下「自家用給油取扱所」という。)から危令第17条第1項に定める給油取扱所(以下「屋外給油取扱所」という。)に切り替える場合をいう。

- エ 火災等の災害により製造所等の構造又は設備が破損した場合であって、部分修理により当該構造又は設備が復旧できる場合(S37.4.6自消丙予第44号質疑)

- オ 移動タンク貯蔵所の常置場所を変更する場合
- カ 移動タンク貯蔵所の車両(台車)を更新する場合
- キ 屋内タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所で、貯蔵タンクの一部を取り替え又は増設する場合
- ク 地下タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所の配管等を残し、タンクのみを取り替える場合。(H10.10.13消防危第90号質疑)
- ケ 積載式移動タンク貯蔵所(国際タンクコンテナを除く。)に、交換タンクコンテナを増設する場合。(H4.6.18消防危第54号通知)
- コ 屋外タンク貯蔵所のタンク本体のみを建替える場合で、建て替え後の屋外貯蔵タンクの直径(横型のタンクにあっては、縦及び横の長さをいう。)及び高さが建替え前の屋外貯蔵タンクの直径及び高さと同規模以下である場合(H11.6.15消防危第58号質疑)
- サ アからコまでによるほか、その状況等により変更許可申請とすることが適当な場合

第2 設置又は変更許可の申請及び添付書類

(設置・変更許可申請書記入方法及び記入例)

1 許可申請に係る留意事項

- (1)貯蔵所において、指定数量以上の危険物を取り扱う場合、又は取扱所において、指定数量以上の危険物を貯蔵する場合は、当該貯蔵所又は取扱所と別に取扱所又は貯蔵所を設置すること。(◆)
- (2)積載式移動タンク貯蔵所の許可等の取扱い(H4.6.18消防危第54号通知、H7.3.14消防危第23号通知)
 - ア 積載式移動タンク貯蔵所に対する移動タンク貯蔵所としての許可件数は、当該車両の数と同一であること。
 - イ 積載式移動タンク貯蔵所の車両が同時に積載することができるタンクコンテナの数は、タンクコンテナの容量の合計が30,000L以下となる数とするが、交換タンクコンテナを保有し、かつ、当該車両に交換タンクコンテナを積載しようとする場合

は、次により許可を受けるものとすること。

(ア)当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前にあっては、交換タンクコンテナを含めて当該積載式移動タンク貯蔵所の設置許可を受けるものとすること。

(イ)設置許可を受けた後にあっては、交換タンクコンテナを保有しようとする際に、当該積載式移動タンク貯蔵所の変更許可を受けるものとすること。

ウ イの許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナは、他の積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナと当該タンクコンテナとが緊結装置に同一性をもつものである場合には、既に許可を受けた当該他の積載式移動タンク貯蔵所の車両にも積載することができること。

この場合において、当該タンクコンテナは、当該他の積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクとみなされるものであること。

ただし、積載式移動タンク貯蔵所のうち危則第24条の5第3項又は同第24条の9の3第2項に該当しないものにあっては、タンクの取替えを行う際には変更許可申請が必要となること。

エ 積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び貯蔵最大数量がタンクコンテナを積載するたびに異なることが予想される場合は、次によること。

(ア)当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前にあっては、貯蔵することが予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量について、当該積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵される危険物の品名及び貯蔵最大数量として設置許可を必要とするものであること。

(イ)設置許可を受けた後にあっては、貯蔵することが予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量について、法第11条の4に定める届出を必要とするものであること。

オ 積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナの車両、貨車又は船舶への荷積み又は荷卸しに伴う当該タンクコンテナの取扱いは、当該積載式移動タンク貯蔵所の危険物の貯蔵に伴う取扱いと解されること。

カ 積載式移動タンク貯蔵所の車両からタンクコンテナを荷卸しした後において再びタンクコンテナを積載するまでの間、当該車両を通常の貨物自動車としての用途に供する場合は、当該積載式移動タンク貯蔵所について法第12条の6に定める用途廃止の届出を要することなく、当該車両を貨物自動車の用途に供することができる。

キ 積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナを車両、貨車、船舶等を利用し輸送し、輸送先で他の車両に積み替える場合に、輸送先の市町村において許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所がない場合は、当該タンクコンテナと他の車両とで一の積載式移動タンク貯蔵所として設置許可を受けることができるものとし、完成検査については、タンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査により行うもので差し支えないものであること。この場合において、危則第24条の5第5項第4号の表示について輸送先の許可に係る行政庁名及び設置の許可番号の表示は不要とする。

(3)国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の許可等の取扱いについては、「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する指針について」(H13.4.9消防危第50号通知)によること。

(4)複数の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所(積載式移動タンク貯蔵所を除く。)において、その危険物のうち最も比重の小さいものを最大数量貯蔵できるように(空間容積が5%以上10%以下の範囲に入るよう確保する。)タンクを作成した場合の許可申請は、次によること。

ア 当該危険物より比重の大きな危険物を貯蔵する場合には、道路運送車両法上の最大積載量の観点から空間容積が10%を超えるタンク室(空室となる場合も含む。)が生じても差し支えない。

イ 許可に係る指定数量の倍数は、指定数量の倍数が最大となる危険物の貯蔵形態について算定すること。

ウ 移動貯蔵タンクの側面枠及び接地角度計算において用いる貯蔵物重量は、道路運送車両法の最大積載重量を用いること。

(5)圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所を設置する場合は、法第11条第1項の許可のほかに、高圧ガス保安法の許可(高圧ガス保安法第5条及び第14条)を受ける必要があるが、この場合、高圧ガス保安法の許可を受けた後に法の許可申請を受理する必要がある。なお、危則第27条の3第6項第3号から第5号に掲げる設備が、高圧ガス保安法の規定に適合していることの確認は、高圧ガス保安法の許可を受けていることの確認をもって行なうこと。(H10.3.11消防危第22号通知)

2 設置許可申請

(1)製造所等設置許可申請書(移送取扱所を除く。)(危則様式第2)の記入方法及び記入例

ア 申請の名あて人は、「松江市長 ○○○○」と記入すること。

イ 申請者の住所・氏名の欄は、原則として設置者の住所・氏名と同一とすること。
ただし、製造所等の設置者の代理権又は管理の権限を有する者は、申請者となり得るが、この場合の住所は、申請者の住所(法人は、申請者の主たる事業所(事務所)の所在する住所)とすること。

ウ 設置者の住所の欄は、設置者の住所を記入すること。ただし、法人は主たる事業所(事務所)の所在する住所を記入すること。

エ 設置者の氏名の欄は、設置者の氏名を記入すること。ただし、法人等の場合は、当該法人等の名称及び代表者の氏名を記入すること。

なお、代表者とは、代表取締役、代理権を有する支店長、工場長又はこれらに類する名称を冠する者をいう。

オ 設置場所の欄は、当該製造所等を設置する場所で登記簿に記載されている所在、地番を記入すること。ただし、埋立地等で地番等が確定していない場合は、既に登記されている地番の地先を記入すること。

なお、移動タンク貯蔵所の場合は、当該移動タンク貯蔵所の常置場所の所在、地番を記入すること。

また、記入する場合は、通称又は略称は使用しないこと。

例:「三丁目15番地2」を「3-15-2」と略さないこと。

カ 設置場所の地域別のうち防火地域別の欄は、都市計画法第8条第1項第5号に規定する区分により、「防火地域」、「準防火地域」、「指定なし」のうち該当するものを記入すること。

キ 設置場所の地域別のうち用途地域別の欄は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する区分により、該当するものを記入すること。

なお、「指定なし」に該当するもののうち、同法第7条第3項に規定する「市街化調整区域」に該当する場合には、「指定なし(市街化調整区域)」と記入すること。(◆)

ク 製造所等の別の欄は、「製造所」、「貯蔵所」、「取扱所」のうち該当するものを記入すること。

ケ 貯蔵所又は取扱所の区分の欄は、危令第2条及び危令第3条で規定する区分を記入すること。

コ 危険物の類、品名(指定数量)、最大数量の欄は、第2章第2節第6(危険物製造所等の最大貯蔵数量、最大取扱数量の算定方法)により算定した危険物の類、

品名及び当該物品の化学名又は通称名、かつこ書による危令別表第3に基づく当該品名の指定数量(危則様式第2備考4に該当する場合に限る。)及び最大数量を記入すること。

なお、貯蔵又は取り扱う危険物の類、品名が多い場合は、「別紙」と記入し、危険物の類、品名、指定数量、最大数量及び倍数を記載した用紙を添付すること。

例:製造所において第4類第1石油類アセトン(水溶性液体)100L、第1石油類ガソリン2,000L、アルコール類メタノール500L、第2石油類灯油2,000Lが最大取扱量の場合は、次のように記入すること。

第4類

第1石油類、アセトン (400L)	100L
第1石油類、ガソリン (200L)	2,000L
アルコール類、メタノール(400L)	500L
第2石油類、灯油 (1,000L)	2,000L

サ 指定数量の倍数の欄は、次によること。

品名又は指定数量を異にする二以上の危険物の指定数量の倍数を求める場合には、それぞれの危険物の数量を当該危険物の指定数量で除して得た値の小数第3位を切り捨て、小数第2位までを合計し、指定数量の倍数の欄に記入すること。(◆)

例:一般取扱所において、第4類第1石油類ガソリン20,000L、第1石油類アセトン150L、第2石油類軽油5200L、第4石油類潤滑油1,000Lを取り扱う場合

$$\begin{array}{ll} \text{ガソリン} & 20,000 \div 200 = 100.0 \\ \text{アセトン} & 150 \div 400 = 0.375 \approx 0.37 \\ \text{軽 油} & 5,200 \div 1,000 = 5.2 \\ \text{潤 滑 油} & 1,000 \div 6,000 = 0.166 \approx 0.16 \\ & \quad \text{計} \quad \quad \quad 105.73 \end{array}$$

指定数量の倍数は、105.73となり、この数字を記入すること。

シ 位置、構造及び設備の基準に係る区分の欄は、設置者が当該製造所等の適用に従い、危令及び危則の条文を記入すること。

例:危険物を消費するボイラー又はバーナー以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の場合は、当該欄に、「危令第19条第2項(危則第28条の57)」と記入すること。

ス 位置、構造、設備の概要の欄は、当該製造所等の位置、主要構造、主要設備等を記入すること。

セ 危険物の貯蔵又は取扱方法の概要の欄は、当該製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いの目的及び概要を記入すること。

ソ 着工予定期日の欄は、「許可後即日」等許可後に着工する旨の内容を、完成予定期日の欄は、工事日数又は、完成予定期年月日等を記入すること。

タ その他必要事項の欄は、危令第23条を適用して特例を使用する場合は、その旨を、また当該製造所等が建て替え等廃止設置の場合は、廃止する製造所等の設置許可年月日及び番号、廃止届出が受理済みの場合は、廃止届出の受理年月日及び番号を記入すること。

チ 当該申請書の所定の欄に記入できない場合は、当該欄には、「別紙」と記入し、別紙に当該内容を記入すること。

(2)移送取扱所設置許可申請書(危則様式3)の記入方法及び記入例

(1)ア、イ、ウ、サ、セ、ソ、タ、チの例によるほか、次によること。

ア 設置場所のうち起点及び終点の欄は、当該移送取扱所のうち最も距離の長い

配管の起点と終点の設置場所を記入すること。

なお、この場合も通称又は略称は使用しないこと。

イ 設置場所のうち経過地の欄については、危則様式第3備考4のほか当該事業所構内ののみ(当該事業所に接続されている桟橋を含む。)の移送取扱所にあっては、「製油所構内」、「油槽所構内」、「事業所構内」等と記入すること。また当該事業所と他の事業所及び海上部分等に設置された桟橋、係留ブイ間の移送取扱所にあっては、当該移送取扱所が主に設置又は通過する事業所の所在地又は海底、河川、道路、橋等の通称を記入すること。

ウ 配管の延長の欄は、当該移送取扱所のうち最も長い配管の距離を記入すること。

エ 配管の外径の欄は、当該移送取扱所の配管の外径をすべて記入すること。

ただし、1本の配管の途中で外径が変更するものは当該配管のうち最も距離が長い部分の外径を記入すること。

例:外径318.5mm(12B)の配管が2本、外径216.3mm(8B)の配管が5本、外径165.2mm(6B)の配管が3本、計10条の配管が設置されている移送取扱所の場合は、「318.5mm×2本、216.3mm×5本、165.2mm×3本と記入すること。

オ 配管の条数の欄は、当該移送取扱所における配管の本数を記入すること。

ただし、1本の配管が、途中で2本以上に分岐している場合は、当該配管の距離の長い部分の本数を当該配管の本数とすること。

例:総延長300mの配管の100m部分から2本に分岐(残り200m)している配管の本数は、2本とすること。

カ 危険物の類、品名(指定数量)及び化学名又は通称名の欄は、第2節第6(危険物製造所等の最大貯蔵数量、最大取扱数量の算定方法)により算定した危険物の類、品名及び当該品名の化学名又は通称名及び括弧書きによる危令別表第3に基づく当該品名の指定数量(危規則様式第3備考5に該当する場合に限る。)を記入すること。

キ 危険物の移送量の欄は、第2節第6(危険物製造所等の最大貯蔵数量、最大取扱数量の算定方法)により算定した最大取扱数量を記入すること。

ク ポンプの種類等の種類・型式、全揚程、吐出量、基数の欄については、当該移送取扱所に設置されているすべてのポンプについて記入すること。

なお、船舶に設置されているポンプ及び当該移送取扱所において、危険物の移送を行う屋外タンク貯蔵所の付属ポンプについては、記入する必要がないものであること。

(3) 変更許可申請書(移送取扱所を除く。)(危則様式第5)の記入方法及び記入例

(1) アからケ、サ、シ、ソ、チの例によるほか次によること。

ア 設置の許可年月日及び許可番号の欄は、当該製造所等の設置許可年月日及び番号を記入すること。ただし、移動タンク貯蔵所の常置場所の変更を伴う変更許可の場合は、設置許可行政庁も併せて記入すること。

イ 危険物の類、品名(指定数量)、最大数量の欄は、当該変更により危険物の類、品名(指定数量)、最大数量の変更がある場合は、変更後を記入すること。

ウ 変更の内容の欄は、当該製造所等の今回変更する部分を簡単に記入すること。

エ 変更の理由の欄は、当該製造所等の今回変更する理由を簡単に記入すること。

オ その他必要な事項の欄には、今回の変更内容で危令第23条を適用して特例を使用する場合にその旨を記入すること。

(4)移送取扱所変更許可申請書(危則様式第6)の記入方法及び記入例

(2)並びに(3)ア、オの例によるほか次によること。

ア 設置場所の起点の欄から配管の条数の欄及び危険物の類、品名(指定数量)及び化学名又は通称名の欄からポンプの種類等の基數の欄(以下この項において「移送取扱所の概要」という。)の変更前の欄には当該移送取扱所の設置又は前回の変更許可の概要を記入すること。

イ 移送取扱所の概要の変更後の欄は、今回の変更許可により変更する部分のみを記入し、変更しない場合は空欄とすること。

ウ 移送取扱所の概要の変更理由の欄は、(4)イで記入した欄のみ、変更の理由を記入すること。

(委任状の作成方法)

3 委任状

(1)設置者と申請者が異なるとき、又は代理人により申請を行うときは、当該申請に係る権原を委任する旨を証する書面(以下「委任状」という。)を添えなければならない。

ただし、製造所等の設置者の代理権又は管理の権限を有する者が申請者で、あらかじめ委任状が消防本部へ届出されている場合は、この限りでない。

(2)設置又は変更許可申請書(以下、「許可申請書」という。)の委任状の作成方法は、次によること。

① 委任状の大きさは、用紙規格A4版とすること。

② 委任状の内容は、次によること。

なお、記載例を参考にすること。

ア 委任者の住所、事業所名、職名、氏名、委任年月日を明記すること。

イ 被委任者の住所、事業所名、職名、氏名を明記すること。

ウ 委任する製造所等の設置場所及び種類並びに当該製造所等の名称等を記入すること。

エ 委任する内容は、次によること。

(ア)設置許可申請の場合

a 設置許可申請、当該設置許可申請の計画変更による変更許可申請、完成検査申請の手続きに関すること。

b 当該申請に関する申請内容の訂正及び変更並びにこれらに伴う申請書類の訂正に関すること。

c その他当該製造所等の前記の申請に関する一切の件

(イ)変更許可申請の場合

a 変更許可申請及び完成検査申請の手続きに関すること。

b 当該申請に関する申請内容の訂正及び変更並びにこれらに伴う申請書類の訂正に関すること。

c その他当該製造所等の前記の申請に関する一切の件

設置許可申請書用委任状記載例

委 任 状

私は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇番地、〇〇〇株式会社〇〇〇〇を代理人と定め、島根県松江市〇〇町〇〇〇番地に危険物〇〇〇〇〇貯蔵所(取扱所)を設置することについて、下記の権限を委任いたします。

記

- 1 危険物の規制に関する法令の規定による設置許可、設置完成検査前の計画変更による変更許可、完成検査のそれぞれの申請の手続きに関すること。
- 2 前記1に掲げる申請に関する申請内容の訂正及び変更並びにこれらに伴う申請書類の訂正に関すること。
- 3 その他、〇〇貯蔵所(取扱所)の前記申請に関する一切の件

年　月　日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇番地
〇〇〇株式会社〇〇〇事業所
代表取締役 〇〇〇〇

(設置および変更許可申請)

4 設置及び変更許可申請に必要な書類及び編さん

(1) 共通添付書類

ア 共通事項

(ア)申請書等の添付書類は、審査に当たって必要事項が確認できる最小限のものとすること。

(イ)大型製造プラント等で、多数の機器、配管等が設置される施設にあっては、申請者との事前の協議を踏まえ、個別の記載ではなく、工程の概要を示す図(以下「フロー」図という。)等を活用すること。

(ウ)複数施設で共用する配管、消火設備、防油堤等は、代表タンク等の一の施設での申請とするものとし、他の施設においてはそれぞれの施設の付属とされる引き込み配管、放出口等について申請するものとすること。

(エ)危令第23条の規定の適用を受ける設備については、申請者と添付図書について協議すること。

(オ)許可申請書には、工事中の安全対策に係る図書等を添付すること。

(カ)特定屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所以外の製造所等の許可申請書については、工事計画及び工事工程表の添付は要さないものであること。

(キ)図書の主要な部分には、図書の表題名を記載すること。

(ク)図書の文字は、原則として日本語表示とすること。なお、ローマ字等による省略文字(機器番号等は除く)を使用するときは、注意書又は凡例を明示すること。また、国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の設置に係る図書については、申請書及び構造明細書の内容を示す部分の関係図書は日本

語に翻訳して添付すること。

(ケ)施設又は設備配置等の図書図面は、原則方角を同一のものとし、方位を表す記号を表記すること。また、縮尺を附すこと。

イ 設置許可申請添付書類

(ア)設置許可申請書

(イ)構造設備明細書(20号タンクを有するものは、タンク構造設備明細書)

(ウ)委任状

(エ)案内図、配置図

(オ)当該製造所等の周囲状況図

(カ)危険物の確認試験関係書類(一般に性状が知られているものを除く。)

(キ)位置、構造、設備の図面及び書類等

(ク)危険物配管関係

(ケ)付帯設備

(コ)換気設備、可燃性蒸気又は可燃性微粉の排出設備(製造、配置等)

(サ)電気関係設備(照明設備、電動機等)

(シ)避雷設備、消火設備、警報設備、避難設備の概要図、配置図及び設計仕様書

(ス)危険物の取扱いに伴う危険要因に対応して設置する設備等に関する書類(危令第7条の3に掲げる製造所及び一般取扱所のみ)

(セ)その他必要な書類

ウ 変更許可申請添付書類

(ア)変更許可申請書

(イ)製造所等ごとの構造設備明細書(設置するタンクのそれぞれの構造設備明細書を含む。)

(ウ)委任状

(エ)案内図

(オ)当該事業所等における当該製造所等の配置図

(カ)製造所等ごとにそれぞれ4(2)から(12)までに規定する位置、構造、設備の図面のうち、変更許可申請の内容が含まれている図面、書類等

(キ)当該製造所等に設置する消火設備のうち、変更許可申請の内容に消火設備の変更が含まれている場合は、当該消火設備の概要及び設計図書。ただし、当該製造所等に第4種及び第5種の消火設備の増設が変更許可申請の内容に含まれている場合は、消火設備所要単位算定表及び配置図

(ク)当該製造所等に設置する警報設備、避難設備のうち、変更許可申請の内容に警報設備、避難設備の変更が含まれている場合は、当該警報設備、避難設備の概要及び設計図書

(ケ)危険物の取扱いに伴う危険要因に対応して設置する設備等を変更する場合は、当該設備等に関する書類

(コ)その他申請に必要な書類

エ 添付書類の内容

添付書類の標準的な記載内容は、次に示すとおりとする。ただし、製造所等の安全性等を確認できる場合は、これらにかかわらず簡略化することができるものであること。

(ア)主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根等)については、平面図等に構造等を記載すること。主要構造部を耐火構造とし、又は不燃材料で造る場合で国土交通大臣の認定品を使用するときは、現場施工によるものを除き、

認定番号を記載すれば、別途構造図の添付を要さないこと。

- (イ)窓及び出入口については、平面図等に位置、寸法、構造等を記載すること。窓又は出入口の特定防火設備等で国土交通大臣の認定品を使用する場合には、認定番号を記載すれば、別途構造図の添付を要さないこと。
- (ウ)排水溝、貯留設備(ためます等)については、平面図に位置及び寸法を記載することにより、別途構造図の添付は要さないこと。
- (エ)工作物にあっては架構図(架構等の姿図)及び構造図を、防火塀、隔壁等にあっては位置を示した平面図及び構造図を添付すること。
- (オ)タンク、塔槽類、危険物取扱設備等については、構造図を添付すること。ただし、小規模な危険物取扱設備等(タンク等の支柱、油面計等の附属設備を含む。)については、配置図等に位置、材質等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないものであること。
- (カ)計装機器等(危険物の取扱いを計測又は制御するための機器をいう。)は、配置図等に位置、機能等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。
なお、大型製造プラント等、多数の設備を有する施設においては、フロー図等に計装機器等の概要を記載することによることができる。
- (キ)危険物取扱設備と関連のある(危険物の貯蔵又は取扱い上安全性に影響するものをいう。)非対象設備等及び危険範囲(可燃性蒸気が漏れ又は滞留し、何らかの点火源により爆発等のおそれがある範囲をいう。)にある危険物取扱設備と関連のない非対象設備は、配置図等に名称、防爆構造(防爆対策を含む。)等を記載することにより、別途構造図等の添付を要さないこと。
- (ク)危険物取扱設備と関連のない(危険物の貯蔵又は取扱い上安全性に影響しないものをいう。)非対象設備で危険範囲にないものは、配置図等に名称、材質を記載することにより、別途構造図等の添付を要さないこと。
- (ケ)地上配管
- a 製造所及び一般取扱所の地上配管は、多数の配管を設置する施設の場合、フロー図等に材質、口径等を記載することにより、配置図等の配管ルート等の記載を省略することができる。ただし、保有空地内に敷設する配管については、bの施設範囲外に敷設する地上配管の例による。
 - b 製造所及び一般取扱所以外の危険物施設並びに製造所等の施設範囲外に敷設する地上配管は、配管ルートを配置図等に記載すること。敷設断面、配管支持物(耐火措置を含む。)等については、一定箇所ごとの断面、構造等の状況を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。
なお、大型製造プラント等においてはフロー図等に、設置に係る設計条件(保有空地、他の施設等の通過状況、構内道路の横断状況、配管支持物の状況等)を記載することにより、配管ルート等の記載を省略することができる。
 - c bのほか、配管の敷設位置、敷設方法、材料、構造、耐火性等を示した設置図及び配管構造図の添付は、審査にあたり具体的な必要性が認められる場合とし、その判断にあっては、「申請・届出書類の合理化について」(H13.3.29消防危第39号通知)を参考にすること。
- (コ)地下配管については、配管ルートを配置図等に記載すること。敷設断面、腐食防止措置(電気防食措置の場合にあっては位置及び構造)について

は、一定箇所ごとの断面、敷設状況等を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

(サ)構造計算書等については、原則として計算のための諸条件、計算式及び計算結果のみを記載したものとし、次のうち必要なものを添付すること。

a 製造所等の貯蔵又は取扱量の算定書

b タンク容量計算書

屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク、地下貯蔵タンク、移動貯蔵タンク、簡易貯蔵タンク、20号タンク及び給油取扱所等に係る専用タンク又は廃油タンク等については、タンクの容量計算書を添付すること。

c タンク板材料の強度検討計算書

・タンクの使用条件が負圧であるタンク

・アルミニウム及びステンレス等、鋼板以外の材料を用いた場合

・その他必要なもの

d 屋外貯蔵タンク、屋外20号タンク

① 容量500kl未満のタンク

・耐震、耐風圧(支柱又は架台型式にあっては、その強度等を含む。)計算書(危則第21条)

・JIS B 8265(圧力容器の構造－一般事項)、JIS B 8266(圧力容器の構造－特定規格)、JIS B 8501(鋼製石油貯蔵の構造)、JIS B 8502(アルミニウム製貯蔵の構造)による構造計算書

・基礎地盤にあっては、建基法に準拠する地震の許容応力度及び基礎ぐい許容支持力に係る計算書又はタンク荷重により生ずる応力に対して安全であるため4rfvの計算書(危則第20条の2)

・容量100kl未満のタンクについては、b及びcの計算書を省略することができる。

② 容量500kl以上1000kl未満のタンク

・基礎、地盤、タンク構造(支柱又は架台型式にあっては、その強度等を含む。)計算書(危則第20条の3の2及び第20条の4の2)

③ 容量1000kl以上のタンク

・基礎、地盤、タンク構造(支柱又は架台型式にあっては、その強度等を含む。)計算書(危則第20条の2及び第20条の4)

e サイトグラス

20号タンク又は配管にサイトグラス(のぞき窓)を設ける場合の強度計算書

f 防油堤

① 防油提容量計算書(危告示第4条の2)

② 防油提の構造(危則第22条第2項第9号)に関する照査荷重その他荷重によって生ずる応力に係る計算書、許容応力度計算書、地盤支持力計算書、安定に関する計算書(S52.11.14消防危第162号)

g 架構棟の工作物及び危険物配管ラック

静的震度法又は修正震度法による計算書(H8.10.15消防危第125号)又は建基法に準拠する構造計算書(地盤、基礎ぐい計算を含む。)

h 塔槽類(高さ6m以上の危険物を取り扱うもので、屋外の地盤面に独立して設置する(自立型式)ものに限る。)耐震、耐風圧計算書

i 屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所の架台

静的震度法又は修正震度法による計算書(H8.10.15消防危第125号)及び耐風圧計算書(屋外に設置するものに限る。)

j 可燃性蒸気排出設備

排出設備の換気能力に係る排出量の計算書

k 建築物(建基法第6条第1項に規定する建築物)の構造計算書

l その他必要な計算書

(シ)電気設備について

a 危険範囲の電気設備については、配置図等に位置、防爆構造記号等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。電気配線については、各配線系統のルート及び構造(施工方法等)を配置図等に記載すること。

b 危険範囲外の電気設備については、電気設備の記載は要さないこと。電気配線については、配置図等へ主電源等から危険範囲に至る主配線のルートのみを記載することとし、他の電気配線のルートについては、記載を要さないこと。

(ス)構造設備明細書については、設備、機器等を多数設置する場合、設備、機器等のリストを別紙として添付することができること。

(セ)避雷設備、消火設備、警報設備、避難設備の設計書については、計算のための諸条件、計算結果のみを記載したものとすることができること。

a 避雷設備図

避雷設備の概要及び対象物が受雷部システムにより包含されている状況図(平面図及び立面図)並びに引き下げ導線システムの敷設状況、設置システム等の状況等を記載したものとすること。

b 消火設備図

① 消火設備の設計書

水槽及び消火薬剤の貯槽等の耐震設計、水源の必要量及びポンプ能力、必要薬剤量及び予備電源能力等を検討したものとすること。設計書の計算については、計算のための諸条件、計算式及び計算結果のみを記載したものとする。

② 消火系統図

他の製造所等と共に用する場合は、その範囲を明示すること。

③ 配置図

有効包含範囲を明示すること。ただし、第1種及び第3種の移動式消火設備にあっては、有効包含範囲のほか防護対象物までの水平距離、加圧送水装置及び原液タンクにあっては、防護対象物までの水平距離をそれぞれ明示すること。

④ 断面図

第2種消火設備及び第3種消火設備(移動式を除く。)にあっては、取り付け位置を明示すること。

⑤ 構造図

原液タンク、泡混合器、加圧送水装置、消火栓及び非常電源等の構造を明示すること。

⑥ 配管図

材質、口径、敷設状況(レベル、配管支持物等)を明示すること。

⑦ 配備図

非常電源用の電気配線を明示すること。

c 警報設備図

① 自動火災報知設備は、平面図、配線系統図及び機器構造図(発信機、ベル等の包含範囲の明示を含む。)の設計書を添付すること。

② ①以外の警報設備は、配置図又は設備図に位置、機能及び防爆構造の種類を記載することにより別途構造図の添付は要さない。

d 避難設備図

非常電源用の電気配線を明示すること。

(2) 製造所、一般取扱所

(1)イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は、次のとおりとする。

ア 危険物施設全体のフローシート

イ 建築物関係

ウ 危険物施設機器

エ その他貯蔵又は取扱いの形態により、各製造所等の区分に準じて編さんすること。

(3) 屋内貯蔵所

(1)イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は、次のとおりとする。

ア 建築物関係

イ 架台の設計図書及び計算書

ウ 油種別貯蔵図

(4) 屋外タンク貯蔵所

(1)イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は、次のとおりとする。

ア タンク容量計算書

イ 計算書及び施工要領書

(ア)特定屋外タンク貯蔵所及び小規模屋外タンク貯蔵所の技術基準に係る項目

a 側板の厚さ

b 地盤の極限支持力度と地震による最大応力に関する検討

c 地盤のすべりに対する安全確保

d 地盤の許容支持力及び沈下の検討

e くいの許容支持力及びくい反力

f 本体の許容力及び応力の算定(耐震及び耐風圧構造に関する検討、固定のためのボルトを設けるものにあってはその強度計算書)

g 強め輪の必要断面係数(JIS B 8501)

h 大気弁・通気口の容量検討(JIS B 8501)

i 側板の開口穴に対する補強(JIS B 8501)

j 溶接施工要領書(溶接施工確認試験を含む。)

k 非破壊検査要領書

l 地盤検査要領書

m その他必要と認められる書類

(イ)(ア)以外の屋外タンク貯蔵所

a 側板の厚さ

b 本体の許容応力及び応力の計算(耐震及び耐風圧構造に関する検討、固定のためのボルトを設けるものにはその強度計算書)

c 大気弁・通気口の容量検討(JIS B 8501)

d 側板の開口穴に対する補強(JIS B 8501)

e 溶接施工要領書(現場施工の場合)

f その他必要と認められる書類

ウ タンク本体製作図

エ その他貯蔵する危険物の性状により不可欠となる設備

オ 防油堤

カ 基礎構造図、地盤製造図等

キ 防火設備の設計書

ク 防火設備

(5)屋内タンク貯蔵所

(1)イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は次のとおりとする。

ア タンク容量計算書

イ 位置図

ウ 建築物関係

エ 危険物令第12条第2項第8号に基づく漏れた危険物を収納できる旨の容量
計算書

オ タンク本体製作図

カ その他貯蔵する危険物の性状により不可欠となる設備

(6)地下タンク貯蔵所

(1)イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は次のとおりとする。

ア タンク容量計算書

イ 位置図

ウ タンク本体製作図

エ その他貯蔵する危険物の性状により不可欠となる設備

オ 地耐力に対する検討

カ 浮力に対する検討

キ 土木関係設備

(7)簡易タンク貯蔵所

(1)イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は次のとおりとする。

ア タンク容量計算書

イ 位置図

ウ 建築関係

エ タンク本体製作図

(8)移動タンク貯蔵所

(1)イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は次のとおりとする。

ア 移動タンク共通事項

各図面の記載要領はH9.3.26消防危第33号により記載すること。

(ア)配置図

(イ)外観三面図

(ウ)タンク容量計算書

(エ)タンク構造図

(オ)配管概要図

(カ)安全装置構造図

(キ)可燃性蒸気回収設備概要図

(ク)側面枠取付図

(ケ)側面枠構造図

(コ)防護枠取付構造図

(サ)底弁及び閉鎖装置図

(シ)電気設備概要図

(ス)注入ホース構造図

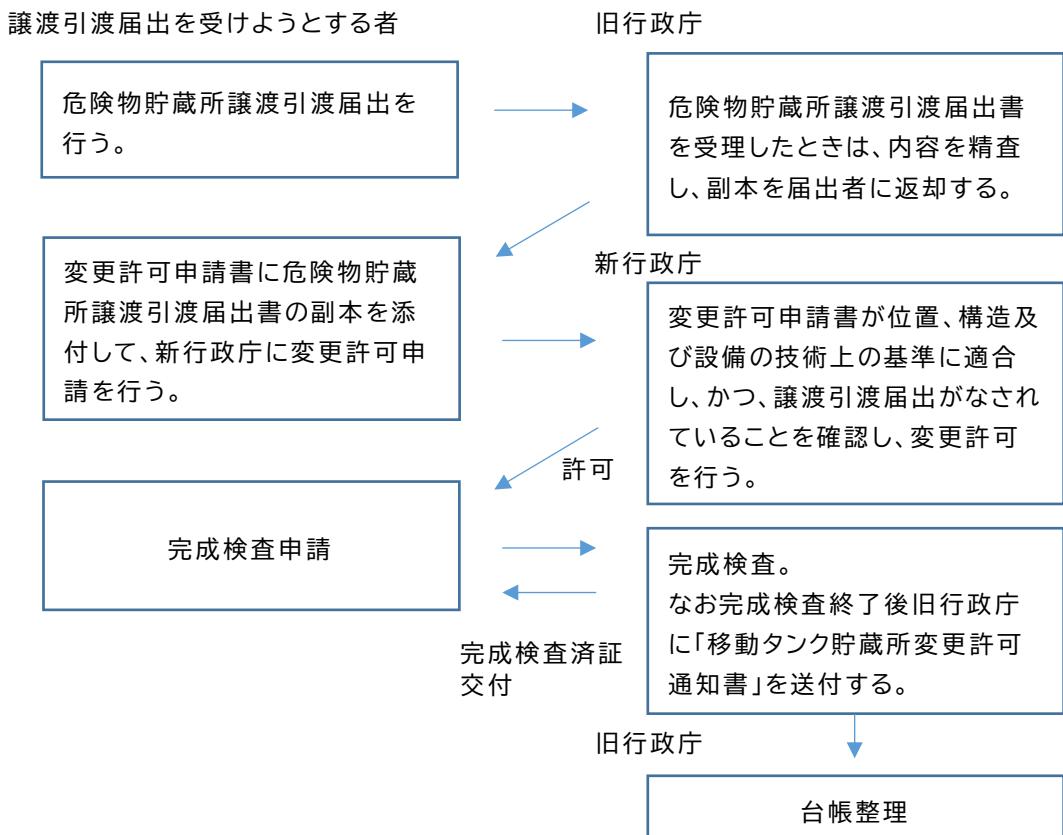
(セ)静電気除去装置構造図

イ 積載式移動タンク貯蔵所

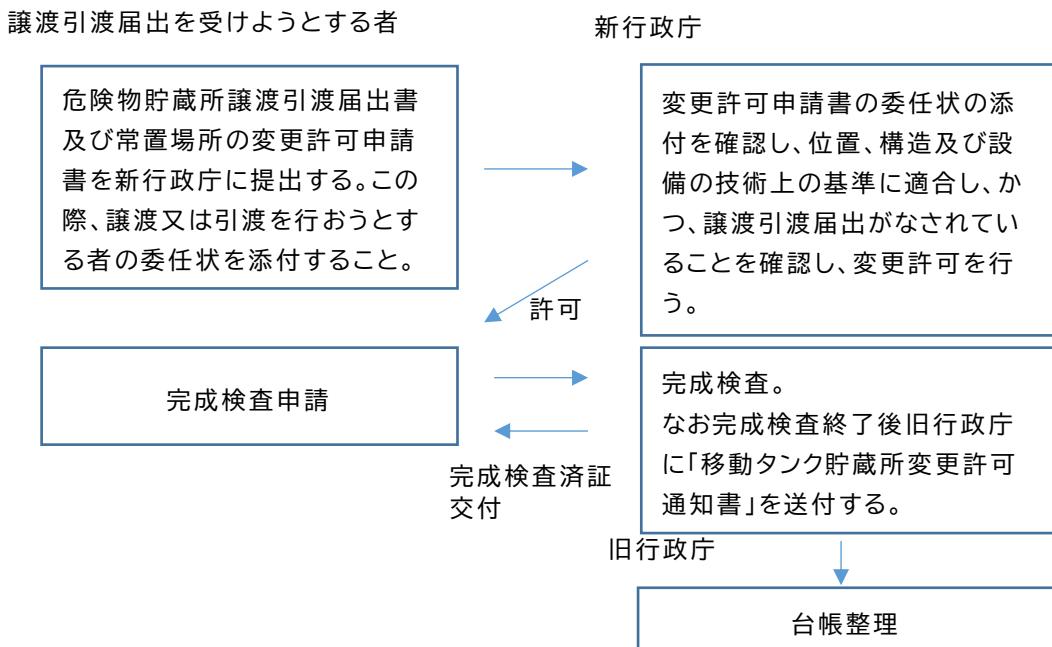
前記アのほか、次に掲げるものとすること。

- (ア)貯蔵が予想されるすべての危険物の類・品名・化学名・数量及び指定数量の倍数の一覧表
- (イ)日本海事検定協会等の検査証明書の写し又はタンク検査済証の写し(積載式移動タンク貯蔵所のうち国際輸送用のみ)
- (ウ)箱枠構造図及び強度計算書(箱枠を有する積載式移動タンク貯蔵所のみ)
- (エ)緊結金具及びすみ金具強度計算書
- ウ 移動タンク貯蔵所の常置場所の変更許可申請に必要な書類は、次に掲げるものとすること。
- (ア)変更する常置場所の位置の図面
- (イ)申請書には、次の書類の写しを添付すること。
- 変更前の設置及び最新の許可書及びこれに添付されて返却された申請図書
 - タンク検査済証
 - 変更前の設置及び最新の完成検査済証
 - 危険物製造所等譲渡引渡届出書(旧行政庁(変更前の常置場所を管轄する市町村長等)に届出されたもの)
 - その他必要に応じ添付するもの
 - 危険物製造所等品名、数量又は指定数量の倍数の変更届出書
 - 譲渡、引渡に関する委任状等(申請者が、直接新行政庁(変更後の常置場所を管轄する市町村長等)に対し、常置場所の変更許可申請と譲渡引渡届出を同時にを行う場合)
 - 常置場所の賃貸証明書等(◆)
- (ウ)上記の添付書類は、当該申請書に変更前の許可書(原本)、タンク検査済証(正)及び完成検査済証(原本)の添付ができるものであり、この場合には、当該申請書を許可書に添付し申請者に交付すること。

旧行政庁に譲渡引渡届出を行う場合のフロー図



新行政庁に譲渡引渡届出及び変更許可申請を同時に行う場合のフロー図



(9)屋外貯蔵所

(1)イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は次のとおりとする。

ア 外観

イ 架台の設計図書及び計算書

ウ 油種別貯蔵図

(10)給油取扱所

(1)イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は次のとおりとする。

- ア 地下タンク容量計算書
- イ 納油取扱所求積図及び空地比求積図
- ウ 平面図、勾配図及び縁地図
- エ 立面図及び断面図
- オ 矩計図
- カ 展開図及び建具表
- キ タンク本体製作図
- ク 土木関係
- ケ その他危険物関係
- コ 排水関係
- サ 外構図
- シ 電気関係
- ス サービス機器関係
- セ 固定給油設備及び固定注油設備関係
 - 固定給油設備及び固定注油設備(以下「固定給油設備等」という。)で、危険物保安技術協会の型式試験確認を受けたもの(以下「確認済機種」という。)にあっては、次の書類以外は必要ないものであること。
なお、確認済機種は給油取扱所に設置する場合のみ有効であり、一般取扱所等に設置する場合には、確認済機種としては扱われないものであること。
 - (ア)給油取扱所構造明細書に型式機種名及び確認番号(例TA-01-002:固定給油設備等に貼られている型式試験確認済証(AO12545)の番号ではないので、注意すること。)を記載すること。
 - (イ)固定給油設備等の型式試験確認証明書の写し
 - (ウ)外型構造図
 - ソ 確認済機種以外の固定給油設備等にあっては、次の書類を添付すること。
 - (ア)固定給油設備等の仕様書
 - (イ)外観構造図(材質を含む。)
 - (ウ)先端弁構造
 - (エ)ポンプ吐出部以降の給油管及び送油管のうち弁、計量器等を除く部分の0.5MPaの配管圧力試験成績書。ただし、S62.5.1以前に設置されている確認済機種以外の機種を移設(当該許可施設以外でも可。ただし、S62.5.1以前に設置の許可を受けているものに限る。)する場合は、配管圧力試験成績書を省略することができる。

(11)販売取扱所

(1)イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は次のとおりとする。

- ア 建築関係(全体図、配置図、主要構造部、出入口、窓の構造及び材質、床の構造及び傾斜並びに貯留設備(ためます等)等の設置、区画の位置、構造等)

(12)移送取扱所

(1)イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は次のとおりとする。

- ア 計算書(配管強度、架台強度等)
- イ 配管系の安全装置等(運転監視装置、安全制御装置、圧力安全装置、漏えい検知装置、緊急しゃ断弁、感震装置、通報装置、警報装置、巡回監視車、予備動力源等)

(構造明細書)

5 構造設備明細書の記入方法及び記入例

構造設備明細書の記入方法は次によること。

なお、当該構造設備明細書の所定の欄に記入できない場合は、当該欄には、「別紙○参照」又は「別添資料○参照」と記入し、別紙若しくは別添資料に当該内容を記入すること。

また、該当しない欄は、斜線を引くこと。

(1) 製造所・一般取扱所構造設備明細書(危則様式第4のイ)の記入方法は次によること。

ア 「事業の概要」の欄は、当該製造所・一般取扱所の設置している事業所等の主たる事業の概要を記入すること。

なお、括弧書きにより当該事業所の敷地面積を記入すること。

イ 「危険物の取扱作業の内容」の欄は、危険物の取扱い及び取扱いに伴う貯蔵等の概要を記入すること。

ウ 「敷地面積」の欄は、製造所・一般取扱所として規制されるエリアの面積を記入すること。

エ 1棟の建築物のすべてが製造所・一般取扱所として規制される場合の「建築物の構造」の欄の記入方法は、次によること。

(ア) 「階数」の欄は、当該建築物の建基法施行令第2条第8号で規定する階数を記入すること。

ただし、地階がある場合は、「地上○階、地下○階」と記入すること。

(イ) 「建築面積」の欄は、当該建築物の建基法施行令第2条第2号で規定する面積を記入すること。

(ウ) 「延べ面積」の欄は、当該建築物の建基法施行令第2条第4号で規定する面積を記入すること。

(エ) 「壁」のうち「延焼のおそれのある外壁」の欄は、当該建築物の外壁のうち、建基法第2条第6号の規定に該当する部分がある場合に、当該外壁の構造を記入すること。

なお、当該外壁に開口部がある場合は、括弧書きで開口部の構造も併せて記入すること。

例: 当該外壁の構造が、鉄筋コンクリート造であり、開口部が自動閉鎖式特定防火設備の場合は、「鉄筋コンクリート造(開口部:自動閉鎖式特定防火設備)」と記入すること。

(オ) 「壁」のうち「その他の壁」の欄は、当該建築物のうち、延焼のおそれのある外壁以外の外壁、仕切り壁等の構造及び当該構造の建基法における構造(「耐火構造」、「防火構造」、「不燃材料」等)を括弧書きで記入すること。

例: 当該壁が、石こうボードの場合は、「石こうボード」(防火構造)と記入すること。

(カ) 「柱」、「床」、「はり」、「屋根」の欄は、当該部分の構造を記入すること。

なお、建基法における構造も併せて記入すること。

(キ) 「窓」の欄は、外壁部分にある窓の材質(網入ガラス、普通ガラス等)及び窓枠の材質(スチールサッシ、アルミサッシ等)並びに建基法における耐火性能(特定防火設備、防火設備等)を括弧書きで記入すること。

例: 当該窓の材質が網入ガラス、窓枠がアルミサッシで防火設備の認定品の場合は、「網入ガラス、アルミサッシ(防火設備)」と記入すること。

(ク)「出入口」の欄は、外壁部分にある出入口の材質(鉄製、アルミニウム製等)及び出入口の枠並びに建基法における耐火性能を記入すること。

(ケ)「階段」の欄は、「屋内階段」、「屋外階段」の区分、階段の数、階段の構造、階段室の場合は、区画の有無及び区画構造を記入すること。

例:当該建築物に屋外階段(鉄製)が1箇所、屋内階段(耐火構造、階段室有(耐火区画))が2箇所ある場合は、「屋外階段(鉄製)1箇所、屋内階段(耐火構造、階段室有(耐火区画))2箇所」と記入すること。

オ 1棟の建築物の一部に設置した製造所・一般取扱所の場合の「建築物の構造」の欄の記入方法は、次によること。

(ア)「階数」の欄は、当該製造所・一般取扱所が設置されている階数を記入すること。ただし、地階がある場合は、「地上○階、地下○階」と記入すること。

例:一般取扱所が、当該建築物の地上1階と地下1階部分の一部に設置されている場合は、「地上1階、地下1階」と記入し、一般取扱所が、当該建築物の2階部分の一部に設置されている場合は、「2階」と記入すること。

(イ)「建築面積」の欄は、当該製造所・一般取扱所が設置されている部分の面積を記入すること。

ただし、当該製造所・一般取扱所が、1階部分以外に設置されている場合も当該階をグランドラインと仮定して当該部分の面積を記入すること。

なお、複数の階にわたる場合は、グランドラインに近い階の部分の面積を記入すること。

例:製造所が、当該建築物の2階部分の一部(50m^2)及び3階部分の一部(100m^2)に設置されている場合は、2階部分の「 50m^2 」を記入すること。また、一般取扱所が、当該建築物の地下1階部分の一部(100m^2)及び地下2階部分の一部(200m^2)に設置されている場合は、地下1階部分の「 100m^2 」を記入すること。

(ウ)「延べ面積」の欄は、当該製造所・一般取扱所が複数の階に設置されている場合に、当該製造所・一般取扱所の部分の合計面積を記入すること。

(エ)「壁」のうち「延焼のおそれのある外壁」の欄は、当該製造所・一般取扱所の外壁のうち、建基法第2条第6号の規定に該当する部分がある場合に、当該外壁の構造を記入すること。

なお、当該外壁に開口部がある場合は、括弧書きで開口部の構造も併せて記入すること。

(オ)「壁」のうち「その他の壁」の欄は、当該製造所・一般取扱所のうち、他用途部分との区画の壁、延焼のおそれのある外壁以外の外壁の構造及び当該構造の建築基準法における構造(「耐火構造」、「防火構造」、「不燃材料」等)を括弧書きで記入すること。

(カ)「柱」、「床」、「はり」の欄は、当該製造所・一般取扱所部分の該当する部分の構造を記入すること。

なお、建基法における構造も併せて記入すること。

(キ)「屋根」の欄は、当該製造所・一般取扱所の屋根又は上階がある場合は、上階の床の構造を記入すること。

(ク)「窓」の欄は、当該製造所・一般取扱所の外壁部分にある窓又は他用途部分との区画に設置された窓の材質(網入ガラス、普通ガラス等)及び窓枠の材質(スチールサッシ、アルミサッシ等)並びに建基法における耐火性能

(特定防火設備、防火設備等)を括弧書きで記入すること。

(ケ)「出入口」の欄は、当該製造所・一般取扱所の外壁部分にある出入口又は他用途部分との区画に設置された出入口の材質(鉄製、アルミニウム製等)及び出入口の枠並びに建基法における耐火性能を記入すること。

(コ)「階段」の欄は、当該製造所・一般取扱所に接続された階段について「屋内階段」、「屋外階段」の区分、階段の数、階段の構造、階段室の場合は、区画の有無及び区画構造を記入すること。

カ 1棟の建築物のすべてが製造所・一般取扱所として規制される場合は「建築物の一部に製造所(一般取扱所)を設ける場合の建築物の構造」の欄は、記入せず斜線を引くこと。

なお、1棟の建築物の一部に設置した製造所・一般取扱所の場合の「建築物の一部に製造所(一般取扱所)を設ける場合の建築物の構造」の欄の記入方法は、次によること。

(ア)「階数」の欄は、当該製造所・一般取扱所が設置されている建築物全体の建基法施行令第2条第8号で規定する階数を記入すること。ただし、地階がある場合は、「地上○階、地下○階」と記入すること。

(イ)「建築面積」の欄は、当該製造所・一般取扱所が設置されている建築物全体の建基法施行令第2条第2号で規定する面積を記入すること。

(ウ)「延べ面積」の欄は、当該製造所・一般取扱所が設置されている建築物全体の建基法施行令第2条第4号で規定する面積を記入すること。

(エ)「建築物の構造概要」の欄は、当該製造所・一般取扱所が設置されている建築物全体の建基法第2条第5号で規定する主要構造部の構造の概要を記入すること。

キ 「製造(取扱)設備の概要」の欄は、危険物を製造し、又は取り扱う機器、設備のうち、次に掲げるものを記入すること。

(ア)蒸留塔、反応塔、中間ドラムその他これらに類する施設の設置基数及びそれぞれの最高地上高さ

(イ)20号タンクに該当しない反応槽、攪拌槽、焼き入れ槽その他これらに類する施設の容量及び設置基数

(ウ)熱交換器、凝縮器その他これらに類する施設の設置基数

(エ)危険物を取り扱うポンプの設置基数

(オ)ボイラ、加熱炉その他これらに類する施設のそれぞれ性能及び設置基数

(カ)工作機械、油圧機械その他これらに類する施設の設置基数

(キ)危険物を出荷するローディングアームの設置基数

(ク)危険物を出荷するノズル、固定給油設備その他これらに類する施設(ローディングアームを除く。)のそれぞれの性能、確認済機種にあってはKHKによる確認番号及び設置基数

(ケ)印刷機、塗料等の吹き付け機その他これらに類する施設の設置基数

(コ)上記以外に危険物を製造し、又は取り扱う機器の概要

ク 「危令第九条第一項第二十号のタンクの概要」の欄は、当該製造所・一般取扱所において設置されている20号タンクのそれぞれの容量及び設置基数並びに屋外貯蔵タンクにあっては防油堤の構造及び容量を記入すること。

ケ 「配管」の欄は、当該製造所・一般取扱所に設置されている配管又は附属配管の材質について、記入すること。

なお、この場合において、JIS記号でも認められるものであること。また、当該配管が地下埋設配管の場合は、配管外面の保護方法についても記入すること。

- コ 「加圧設備」とは、危険物製造・取扱機器、配管等に外部から圧力を加える設備等をいい、当該欄には、加圧される危険物の化学名又は通称名、加圧を行う設備又は施設名、圧力及び加圧する物質を記入すること。ただし、正圧又は負圧で5kPaを超えない設備については、該当しないものであること。
- 例：製造所において、植物油の20号タンクに窒素により200kPaの圧力で加圧する場合は、「植物油20号タンク、200kPa加圧（窒素）」と記入すること。
- サ 「加熱設備」とは、危険物を直接、間接的に加熱する設備等をいい、当該欄には、加熱される危険物の化学名又は通称名、加熱する設備又は施設名、最高加熱温度及び加熱媒体を記入すること。
- ただし、危険物を保温する設備は、当該設備には該当しないものであること。
- 例：製造所において、重油を加熱炉（直火）で摂氏200度まで加熱する場合は、「重油、加熱炉、200℃（直火）」と記入すること。
- シ 「乾燥設備」とは、危険物を直接乾燥する設備又は危険物に含まれる溶剤等を蒸発させる設備をいい、当該欄には、乾燥される危険物の化学名又は通称名、乾燥する設備又は施設名、乾燥設備の最高温度、電気設備がある場合は、防爆のランク等を記入すること。
- ス 「貯留設備」の欄には、当該製造所・一般取扱所に設置してある、ためます、拡散防止措置（側溝、囲い）、油分離槽等の有無及びそのサイズ又は排水系統を記入すること。
- セ 「電気設備」の欄は、配線、スイッチ、照明、電動機等の構造及び防爆ランク等を記入すること。ただし、総合的に「電気設備の基準により設置」と記入することも認められるものであること。
- ソ 「換気、排出の設備」の欄は、当該製造所・一般取扱所において、窓の開閉又は上部に設置された換気扇のみ等自然換気又は排出の場合は「自然換気」と、可燃性蒸気等が滞留するおそれのある場所のみを強制換気又は排出を行っている場合は、「一部強制換気」と、全体を強制換気又は排出を行っている場合は、「強制換気」を記入すること。
- タ 「静電気除去設備」とは、危険物が流動する際に発生する静電気等を除去する設備をいい、当該欄には、電気設備に関する技術基準を定める省令（S40.6通商産業省令第61号）第19条第1項に定める接地工事の種類又は「アース」と記入すること。
- なお、電動機等電気設備の設置により設置する接地は、該当しないものであること。
- チ 「避雷設備」の欄は、当該製造所・一般取扱所に設置した「独立避雷針」、「独立架空地線」、「ケージ」のうち該当するものを記入すること。
- なお、当該製造所・一般取扱所が他の施設の避雷設備の保護角内にあるため、避雷設備を設置しない場合は、他の施設の避雷設備の区分及び括弧書きで他の施設の名称等を記入すること。
- ツ 「警報設備」の欄は、危則第37条で規定する区分のうち、当該製造所・一般取扱所に設置したものを記入すること。
- テ 「消火設備」の欄は、危令別表第5の消火設備の区分のうち、当該製造所・一般取扱所に設置したものを記入すること。ただし、当該製造所・一般取扱所の一部に設置したものについては、その部分を括弧書きで記入すること。
- ト 「工事請負者住所氏名」の欄は、設置者等から工事を請け負った法人の名称及び住所並びに当該法人における当該工事の責任者の氏名、電話番号を記入すること。

(2)屋内貯蔵所構造設備明細書(危則様式第4の口)の記入方法は次によること。

ア 「事業の概要」の欄は、前記5(1)アの例によること。

イ 「建築物の構造」の欄は、「軒高」及び「階高」の欄を除き、前記5(1)オの例によること。

なお、「軒高」及び「階高」の欄には、次によること。

(ア)1棟の建築物のすべてが屋内貯蔵所として規制される場合は、危令第10条第1項第4号で規定する軒高を記入すること。

(イ)1棟の建築物の一部に設置した屋内貯蔵所の場合は、危令第10条第2項第1号で規定する階高を記入すること。

ウ 1棟の建築物のすべてが屋内貯蔵所として規制される場合の「建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造」の欄は、記入せず斜線を引くこと。

なお、1棟の建築物の一部に設置した屋内貯蔵所の場合の「建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造」の欄の記入方法は、前記5(1)カの例によること。

エ 「架台の構造」の欄は、当該屋内貯蔵所に設置した架台の材質、段数、縦、横、高さ及び設置台数を記入すること。

なお、当該架台が、自動ラックの場合は、その旨も併せて記入すること。

オ 「採光、照明の設備」の欄は、当該屋内貯蔵所に設置した採光及び照明設備の種類等概要を記入すること。

カ 「換気、排気の設備」、「電気設備」、「避雷設備」の欄は、それぞれ前記5(1)セ、ソ、チの例によること。

キ 「通風、冷房装置等の設備」の欄は、当該屋内貯蔵所に設置した通風、冷房及び暖房装置の概要を記入すること。

ク 「警報設備」、「消火設備」、「工事請負者住所氏名」の欄は、それぞれ前記5(1)ツ、テ、トの例によること。

(3)屋外タンク貯蔵所構造設備明細書(危則様式4のハ)の記入方法は次によること。

ア 「事業の概要」の欄は、前記5(1)アの例によること。

イ 「貯蔵する危険物の概要」の欄は、当該屋外タンク貯蔵所に貯蔵する危険物の引火点及び最高貯蔵温度を記入すること。

ウ 「基礎、据付方法の概要」の欄は、当該タンクの地盤の改良方法、基礎型式及びタンク固定方法の概要を記入すること。

なお、杭基礎、リング基礎については、「杭又はリングを用いた特定屋外貯蔵タンクの基礎及び地盤に関する運用基準について」に示す構造のものをいうこと。(S57.2.22消防危第17号通知)

エ 「タンクの構造、設備」の欄は、次によること。

(ア)形状の欄は、形状及び屋根形状により次に掲げる区分等により記入すること。

a 縦置円筒型(コーンルーフ)

b 縦置円筒型(ドームルーフ)

c 縦置円筒型(フローティング)

d 縦置円筒型(インナーフローティング)

e 横置円筒型

f 角型

(イ)「常圧・加圧(kPa)」の欄は、当該タンクの貯蔵方法に該当するものに○を付け加圧の場合はその圧力を記入すること。

なお、常圧とは、正圧または負圧で5kPaを超えないものをいう。

(ウ)「寸法」の欄は、次によること。

- a 縦置円筒型タンクの場合は、内径及び側板のトップアングルまでの高さを記入すること。
 - b 横置円筒型タンクの場合は、内径、胴長(円筒部分の長さ)、鏡出及び全長を記入すること。
 - c 角型タンクの場合は、縦、横及び高さを記入すること。
- (エ)「容量」の欄は、当該タンクの最大許可容量を記入すること。
- (オ)「材質、板厚」の欄は、当該タンクのそれぞれの部分の材質及び板厚を記入すること。ただし、材質については、JIS記号でも認められるものであること。
- (カ)「通気管」の欄は、当該タンクに設置された通気管の種別、設置数及び当該通気管の内径及び作動圧を記入すること。
なお、内径については必ず記入すること。
- (キ)「安全装置」の欄は、当該タンクが圧力タンクの場合、その種別、設置数、内径及び作動圧を記入すること。
- (ク)「液量表示装置」の欄は、当該タンクに設置した液面計の形式等を記入すること。
- (ケ)「引火防止装置」の欄は、当該タンクに設置されている通気管に引火防止装置がある場合は、有に○を付けること。
- (コ)「不活性気体の封入設備」の欄は、当該タンクに不活性気体を封入する設備がある場合、当該設備の概要を記入すること。
- (サ)「タンク保温材の概要」の欄は、当該タンクの外面に保温材がある場合、保温材の材質、固定方法等を記入すること。
- オ 「注入口の位置」の欄は、当該タンクにドラム缶、移動タンク貯蔵所等(船舶又は他の許可施設を除く。)から受け入れる口がある場合、当該受入口の設置場所及び設置場所が防油堤の内側か外側かを記入すること。
- カ 「注入口付近の接地電極」の欄は、当該注入口付近にローリーアース等がある場合は、有に○を付けること。
- キ 「防油堤」の欄は、次によること。
(ア)「構造」の欄は、当該防油堤の構造を記入すること。
(イ)「容量」の欄は、当該防油堤の容量及び括弧書きで、当該防油堤内にある最大貯蔵タンクの番号及び当該タンクの容量を記入すること。
(ウ)「排水設備」の欄は、当該防油堤内の雨水等の排水系統を記入すること。
- ク 「ポンプ設備の概要」の欄は、当該タンクの受払いを行っているポンプの種類及び最大吐出量、ポンプの原動機の種類及び防爆構造等を記入すること。
- ケ 「避雷設備」の欄は、当該タンクに設置してある避雷設備を記入すること。
- コ 「配管」及び「消火設備」の欄は、前記5(1)ケ及びテの例によること。
- サ 「タンクの加熱設備」の欄は、当該タンクに設置された加熱設備の概要及び加熱媒体を記入すること。
- シ 「工事請負者住所氏名」の欄は、前記5(1)トの例によること。
- (4)屋内タンク貯蔵所構造設備明細書(危則様式第4の二)の記入方法は次によること。
- ア 「事業の概要」の欄は、前記5(1)アの例によること。
- イ 「タンク専用室の構造」の欄は、次によること。
(ア)「壁」の欄は、当該屋内タンク貯蔵所が独立棟に設置されている場合は前記5(1)エ(エ)及び(オ)、また当該屋内タンク貯蔵所が建築物の一部に設置されている場合は、前記5(1)オ(エ)及び(オ)の例によること。
(イ)「床」の欄は、当該屋内タンク貯蔵所が独立棟に設置されている場合は前

記5(1)エ(カ)、また当該屋内タンク貯蔵所が建築物の一部に設置されている場合は、前記5(1)オ(カ)の例によること。

(ウ)「出入口」の欄は、当該屋内タンク貯蔵所が独立棟に設置されている場合は前記5(1)エ(ク)、また当該屋内タンク貯蔵所が建築物の一部に設置されている場合は、前記5(1)オ(ケ)の例によること。

なお、敷居高さの欄は、当該屋内タンク貯蔵所に設置したしきい又は油止めの高さを記入すること。

(エ)「屋根」の欄は、当該屋内タンク貯蔵所が独立棟に設置されている場合は前記5(1)エ(カ)、また当該屋内タンク貯蔵所が建築物の一部に設置されている場合は、前記5(1)オ(キ)の例によること。

(オ)「その他」の欄は、当該屋内タンク貯蔵所の建築面積及び括弧書きで当該屋内タンク貯蔵所に設置した敷居又は油止めの構造及び容量を記入すること。

ウ 「建築物の一部にタンク専用室を設ける場合の建築物の構造」の欄は、前記5(1)カの例によること。

エ 「タンクの構造、設備」の欄は、前記5(3)エの例によること。

オ 「注入口の位置」、「注入口付近の設置電極」、「ポンプ設備の概要」の欄は、それぞれ前記5(3)オ、カ、クの例によること。

カ 「採光、照明設備」及び「換気、排出の設備」の欄は、前記5(2)オ、カ及び前記5(1)ソの例によること。

キ 「配管」、「消火設備」、「警報設備」、「工事請負者住所氏名」の欄は、それぞれ前記5(1)ケ、テ、ツ、トの例によること。

(5)地下タンク貯蔵所構造設備明細書(危則様式第4のホ)の記入方法は次によること。

ア 「事業の概要」の欄は、前記5(1)アの例によること。

イ 「タンクの設置方法」の欄は、該当するものに○を付けること、この場合「漏れ防止」とは、危則第24条の2の5で定める措置を講じたものをいう。

ウ 「タンクの種類」の欄は、該当するものに○を付けること。

エ 「タンクの構造、設備」の欄は、「可燃性蒸気回収装置」の欄を除き前記5(3)エの例によるほか、次によること。

(ア)「外面の保護」の欄は危則第23条の2に定めるものをいう。

(イ)「危険物の漏れ検知設備又は漏れ防止構造の概要」の漏れ検知設備は、危令第13条第1項第13号及び危則第24条の2の2中の設備の中で該当するものの種類等を記入すること。

(ウ)「可燃性蒸気回収装置」の欄は、当該地下タンク貯蔵所に可燃性蒸気回収装置がある場合は、有に○を付け、括弧内にその設備の概要を記入すること。

オ 「タンク室又はタンク室以外の基礎、固定方法の概要」の欄は、次によること。

(ア)タンク室の場合は、タンク室のふた、壁、底の構造、内部仕上げ方法等を記入すること。

(イ)前記エ(イ)の「漏れ防止」の場合は当該構造の概要を記入すること。

カ 「注入口の位置」、「注入口付近の接地電極」、「ポンプ設備の概要」の欄は、それぞれ前記5(3)オ、カ、クの例によるほか、ポンプ設備を地下タンク内に設置するものは、その旨を記入すること。

キ 「配管」、「電気設備」、「消火設備」、「工事請負者住所氏名」の欄は、それぞれ前記5(1)ケ、セ、テ、トの例によること。

(6) 簡易タンク貯蔵所構造設備明細書(危則様式第4のヘ)の記入方法は次による

こと。

- ア 「事業の概要」の欄は、前記5(1)アの例によること。
- イ 「専用室の構造」の欄は、当該簡易タンク貯蔵所を建築物内に設置する場合であり、記入方法は、次によること。
- (ア)「壁」、「床」、「屋根」の欄は、それぞれ前記5(1)エ(エ)、(オ)、(カ)の例によること。
- (イ)「出入口」の欄は、前記5(1)エ(ク)のほか、当該建築物に設置した敷居の高さを括弧書きで記入すること。
- (ウ)「その他」の欄は、当該建築物の建築面積を記入すること。
- ウ 「タンクの構造、設備」の欄は、次によること。
- (ア)「形状」、「寸法」、「容量」、「材質、板厚」の欄は、それぞれ前記5(3)エの例によること。
- (イ)「通気管」の欄は、当該簡易タンク貯蔵所の通気管の構造等を記入すること。
- (ウ)「給油、注油設備」の欄は、当該簡易タンク貯蔵所に設置する給油又は注油設備の概要及び動力源について記入すること。
- エ 「タンクの固定方法」の欄は、当該簡易タンク貯蔵所の固定方法の概要を記入すること。
- オ 「採光、照明設備」の欄は、前記5(2)オの例によること。
- カ 「換気、排気の設備」、「消火設備」、「工事請負者住所氏名」の欄は、それぞれ前記5(1)ソ、テ、トの例によること。
- (7)移動タンク貯蔵所構造設備明細書(危則様式第4のト)の記入方法は次によること。
- ア 「車名及び型式」の欄は、当該タンクを固定又は積載する車両の名称及び当該車両の車検証に記載された型式を記入すること。
- イ 「製造事業所名」の欄は、車両にタンクの詰装を行った事業所の名称を記入すること。
- ウ 「危険物」の欄は、当該移動タンク貯蔵所に積載する危険物をすべて記入すること。
- エ 「タンク諸元」、「防波板」、「タンクの最大常用圧力」、「安全装置」、「側面枠」、「防護枠」、「箱枠」の欄は、それぞれ該当する項目に必要な事項記入すること。ただし、「材質記号」の欄は、JIS記号を記入すること。
- オ 「閉鎖装置」、「吐出口の位置」、「レバーの位置」、「接地導線」の欄は、それぞれ該当する項目に○を付すること。
- なお、レバーとは、緊急停止レバーを指すものであること。また、接地導線の欄は、かっこ内にその長さを記入すること。
- 「底弁損傷防止方法」の欄は、次のいずれかの方法を記載すること。
- (ア)配管による方法
- (イ)緩衝継手による方法
- カ 「緊結装置」の欄は、積載式移動タンク貯蔵所又は国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所(箱枠のある移動タンク貯蔵所)のみ該当する項目を記入すること。ただし、「材質記号」の欄は、JIS記号を記入すること。
- キ 「消火器」の欄は、当該移動タンク貯蔵所に設置した消火器の種類、本数について記入すること。
- ク 「可燃性蒸気回収設備」「給油設備」の欄は、該当する項目に○を付けること。
- ケ 「備考」の欄は、特殊な移動タンク貯蔵所について、その概要を記入すること。

(8)屋外貯蔵所構造設備明細書(危則様式4のチ)の記入方法は次によること。

- ア 「事業の概要」の欄は、前記5(1)アの例によること。
- イ 「区画内面積」の欄は、当該屋外貯蔵所の面積を記入すること。
- ウ 「さく等の構造」の欄は、さくの材質及び構造の概要を記入すること。
- エ 「地盤面の状況」の欄は、地盤面の構造を記入すること。
- オ 「架台の構造」の欄は、前記5(2)エの例によること。
- カ 「消防設備」、「工事請負者住所氏名」の欄は、前記5(1)テ、トの例によるこ
と。

(9)給油取扱所構造設備明細書(危則様式4のリ)の記入方法は次によること。

- ア 「事業の概要」の欄は、前記5(1)アの例によること。
- イ 「敷地面積」の欄は、給油取扱所として規制される部分の敷地面積を記入す
ること。
- ウ 「給油空地」の欄は、次によること。
 - (ア)間口の部分は、当該給油空地の一辺のうちに実際に自動車等が出入りで
きる長さを記入すること。
 - (イ)奥行とは、当該給油空地の間口を長辺とした長方形の短辺の長さを記入
すること。
- エ 「注油空地」の欄は、有無に○を付けるとともに、有の場合は、()内の該当す
る項目に○を付けること。
- オ 「空地の舗装」の欄は、コンクリート以外の場合には、その他に○を付け、仕様
を記入すること。
- カ 「建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造」の欄は、次によること。
 - (ア)「階数」、「柱」、「床」、「はり」、「屋根」、「窓」、「出入口」の欄は、それぞれ前
記5(1)エによること。
 - (イ)「建築面積」の欄は、当該給油取扱所の建築確認における建築面積を記
入すること。
 - (ウ)「水平投影面積」の欄は、建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平
投影面積を記入すること。
 - (エ)「壁」の欄は、外壁又は給油取扱所以外の用途との区画の構造を記入す
ること。
- キ 「建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造」の欄は、給油取
扱所を含めた建築物全体の構造を記入するものとし、次によること。
 - (ア)「階数」、「延べ面積」、「建築面積」、「柱」、「床」、「はり」の欄は、前記5(1)
エの例によること。
 - (イ)「壁」の部分は、当該建築物の外壁の構造を記入すること。
- ク 「上階の有無(給油取扱所以外)」の欄は、給油取扱所の上階に給油取扱所以
外の用途がある場合には、有に○をつけること。
また、当該給油取扱所に上階がある場合、延焼防止の屋根又はひさしの有
無及び屋根又はひさし外縁部から上階の外壁までの最短距離を記入するこ
と。
- ケ 「建築物の用途別面積」の欄は、給油取扱所の用に供する部分の建築物の
用途別面積とし、次によること。
 - (ア)第1号「給油又は灯油若しくは軽油の詰め替えのための作業場」の欄は、
「給油又は灯油若しくは軽油の詰め替えのための作業場」のうち床又は壁
で区画された1階部分の床面積(ポンプ室、油庫、コンプレッサー室等)を
記入すること。
なお、ポンプ室、油庫及び給油又は灯油若しくは軽油の詰め替えのため

の作業場と一体の建築物内に設けられた自動車等の点検・整備を行う作業場(壁等で区画されていないもの)は、給油又は灯油若しくは軽油の詰め替えのための作業場に含まれるものであること。

- (イ)第1号の2「給油取扱所の業務を行うための事務所」の欄は、「給油取扱所の業務を行うための事務所」のうち床又は壁で区画された部分の床面積(原則として従業員のみが立ちに入る事務所、更衣室、階段室、風呂場、シャワー室、便所等)を記入すること。
- (ウ)第2号「給油取扱所に出入りする者を対象とした店舗、飲食店又は展示場」の欄は、通常給油取扱所に出入りする客等が、立ち入る販売室、店舗、飲食店、展示場、階段室、便所等の部分の面積を記入すること。
- (エ)第3号「自動車等の点検・整備を行う作業場(壁等により区画された部分限る。)」の欄は、リフト室、雑品庫等の面積を記入すること。
- (オ)第4号「自動車等の洗浄を行う作業場(壁等により区画された部分限る。)」の欄は、自動車等の洗浄作業を行う部分面積を記入すること。
- (カ)第5号の欄は、給油取扱所の所有者、管理者、若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務(本社機能の事務所等)を行うための事務所の面積を記入する。
- (キ)「計」の欄は、「1階」にあっては、第1号から第5号までの面積の合計を、「2階以上を含む」の欄にあっては、床または壁で区画された部分のうち、係員のみが出入りする部分を除いた第1号の2から第3号までの面積の合計を記入すること。
- コ 「周囲の塀又は壁」の欄は、防火塀又は上階がある場合の防火塀代替の壁の構造、高さ及びはめごろし戸の有無を記入するとともに、はめごろし戸がある場合は、仕様を記入すること。
- サ 「固定給油設備等」の欄は、次によること。
- (ア)「型式」の欄は、設置する固定給油設備及び固定注油設備(以下「固定給油設備等」という。)の製造会社における型式機種名を記入すること。
なお、KHKの型式試験確認を受けたもの(以下「確認済機種」という。)にあっては、確認番号(例:TA-01-002)を書き添えること。
- (イ)「数」の欄は、設置する固定給油設備等の型式機種ごとにその設置数を記入すること。
- (ウ)「道路境界からの間隔」及び「敷地境界からの間隔」の欄は、固定給油設備等のうち、給油ホースの根元から道路境界及び敷地境界までの距離が一番近いものの距離をそれぞれ記入すること。
- シ 「固定給油設備以外の給油設備」の欄は、当該給油取扱所に設置した固定給油設備以外の給油設備の種類を記入すること。
- ス 「附隨設備の概要」の欄は、危則第25条の5で規定する附隨設備の種類、設置基数等を記入すること。
- セ 「電気設備」、「消火設備」、「警報設備」の欄は、それぞれ前記5(1)セ、テ、ツの例によること。
- ソ 「避難設備」の欄は、当該給油取扱所に設置した避難設備の種類及びその概要を記入すること。
- タ 「事務所等その他火気使用設備」の欄は、給油取扱所の用に供する部分の販売室、事務所、その他の部分において使用する火気使用設備の種類、及び使用場所並びにボイラー等の機種、及び設置場所を記入すること。
- チ 「滞留防止措置」の欄は、地盤面に傾斜を設ける措置以外の場合は、その他の()内に仕様を記入すること。

- ツ 「流出防止措置」の欄は、廃水溝、油分離装置を設ける以外の場合は、その他の()内に仕様を記入すること。
- テ 「タンク設備」の欄は、次によること。
- (ア)「専用タンク」、「廃油タンク等」の欄は、それぞれの区分に応じた設置基数及び括弧書きでそのタンク形状を記入すること。
- 例 30KL×1基、20KL×1基、
20KL中仕切(10:10)×1基
- (イ)「可燃性蒸気回収設備」の欄は、該当する区分に○を付けるとともに、設置するタンクの油種を記入すること。
- (ウ)「簡易タンク」の欄は、設置基数及び括弧書きで当該簡易タンクの製造会社における機種型式を記入すること。
- ト 「工事請負者住所氏名」の欄は、前記5(1)トの例によること。
- (10)第1種販売取扱所・第2種販売取扱所構造設備明細書(危則様式4のヌ)の記入方法は次によること。
- ア 「事業の概要」の欄は、前記5(1)アの例によること。
- イ 「建築物の構造」の欄は、当該販売取扱所が設置されている建築物全体の構造を記入するものとし、次によること。
- (ア)「階数」、「建築面積」、「延べ面積」の欄は、それぞれ前記5(1)エ(ア)、(イ)、(ウ)の例によること。
- (イ)「構造概要」の欄は、当該建築物の主要構造部の概要を記入すること。
- ウ 「店舗部分の構造」の欄は、当該販売取扱所部分の構造を記入するものとし、次によること。
- (ア)「面積」の欄は、当該販売取扱所の床面積を記入すること。
- (イ)「壁」、「床」、「柱」、「屋根又は、上階の床」の欄は、それぞれ前記5(1)オ(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)の例によること。
- (ウ)「天井」の欄は、当該販売取扱所の天井の構造及び材質を記入すること。
- (エ)「はり」、「窓」、「出入口」の欄は、それぞれ前記5(1)オ(カ)、(ク)、(ケ)の例によること。
- エ 「配合室」の欄は、当該販売取扱所において色調等を調整する等で危険物を取り扱う場所がある場合に記入するものとし、次によること。
- (ア)「面積」の欄は、当該部屋の床面積を記入すること。
- (イ)「排出の設備」の欄は、前記5(1)ソの例によること。
- オ 「電気設備」、「消火設備」、「工事請負者住所氏名」の欄は、それぞれ前記5(1)セ、テ、トの例によること。
- (11)移送取扱所構造設備明細書(危則様式4のル)の記入方法は次によること。
- ア 「事業の概要」の欄は、前記5(1)アの例によること。
- イ 「配管の設備」の欄は、それぞれ該当する項目に○を付けること。
- ウ 「配管の諸元」、「保安設備」の欄は、それぞれ該当する項目に必要な事項を記入すること。
- なお、「材料」の欄は、JIS記号を記入すること。
- エ 「ポンプ等」のうち「ポンプ」の欄は、次によること。
- (ア)「種類・型式」の欄は、当該移送取扱所に設置されているすべてのポンプの種類、ポンプ製造会社の型式及び括弧書きで防爆性能を記入すること。
- (イ)「全揚程」、「吐出量」の欄は、当該移送取扱所に設置されているすべてポンプについて、記入すること。
- (ウ)「基數」の欄は、当該移送取扱所に設置されているポンプの基數を記入すること。

オ 「ポンプ等」のうち「ポンプ室の構造」の欄は、それぞれ前記5(1)エによること。
カ 「ポンプ等」のうち「ピグ取扱い装置」の欄は、該当する項目に○を付けること。

7 その他添付書類等

- (1)添付書類若しくは図面を他の申請(他の製造所等の設置許可申請又は変更許可申請、建築確認申請等)と兼用する場合又は当該書類若しくは図面の一部が、申請に該当する場合は、当該申請に該当する部分を色鉛筆等により色別し、申請の部分を明確にすること。
- (2)図書(図面)の色別を行う場合は次によること。 (◆)
ア フロー図、付近見取図、配置図、構造図、設備図について申請範囲がわかりやすいように色別すること。ただし、構造図、設備図については、図面の全部が新設又は変更する部分に該当するときは色別を省略できる。(◆)
イ 図面ごとに色別区分が異なることがないように、色別は極力一貫性をもたせること。
ウ 色別の例
(ア)危険物機器、危険物配管、消火設備…赤色
(イ)危険物貯蔵タンクのベント系(安全弁吹き出し配管含む)…橙色
(ウ)建築物(構造)、基礎架台、接地・避雷・警報設備及び非危険物設備…青色
(エ)接地・避雷・電気設備…緑色
(オ)高圧ガス設備…茶色
(カ)その他…適当な色
- (3)変更許可申請の添付書類等で、変更前と変更後が輻輳する場合は、変更前と変更後を別の図面を添付するとともに、変更前と変更後を色鉛筆等で色分けすること。
- (4)設置又は変更許可申請において、後工程となる機器・設備等の仕様が定まらない場合は、設計における仕様を機器一覧表等で示し、構造図等は暫定的なものを添付すること。許可後工事が進行した段階で仕様が確定した場合は、その都度図面を差し替えることとする。その際、許可申請時と仕様が明らかに異なる場合は、8(2)及び(3)によること。

8 設置及び変更等の申請に係る事務処理手続き

製造所等の設置又は変更の許可及び完成検査の申請に係る事務処理手続きは、次のとおりとすること。(S39.3.2自消丙予発第15号通知)

- (1)製造所等の設置又は変更許可申請後であって、当該申請に係る許可前に、申請内容を変更する場合は、申請内容の訂正として取扱い、許可手数料を重ねて徴収することはしない。
ただし、申請の変更により、申請に係る危険物の貯蔵又は取扱最大数量に変更を生じ、許可手数料に変動をおよぼすものにあっては、「同章第2節第12 手数料」に定めるところにより徴収すること。
- (2)製造所等の設置の許可後であって、当該製造所等の位置、構造及び設備に対する完成検査前に、当該許可に係る位置、構造及び設備を変更する場合は、変更許可を要するものとして取扱い、その手数料については、変更後の製造所等の危険物の数量を基準として、「同章第2節第12 手数料」に定めるところにより処理すること。
- (3)製造所等の設置の許可後であって、当該申請に係る完成検査を受けるまでの間に、当該製造所等の位置、構造及び設備の変更許可申請を行い、当該変更について許可を受けた後更に、その製造所等の位置、構造及び設備を変更する場合は、(2)同様の変更許可として取り扱うこと。

- (4) 製造所等の変更の許可後についても、(1)から(3)を準用する。
- (5) 上記(1)から(4)の当該許可に係る位置、構造及び設備を変更する場合とは、「同章第3節第4 軽微な変更工事」に係る変更以外の変更工事とし、軽微な変更工事に該当する変更は図面の差し替えとする。(◆)

第3 基準の特例

- 1 設置又は変更許可申請に併せて申請すること。
- 2 危令第23条に規定する基準の特例は、製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準に関してのみ適用されるものであること。
- 3 特例申請に係る留意事項。(◆)
 - (1) 火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、火災等の災害による被害を最小限に止めることができるときは、そのことを証する資料等を添付すること。
 - (2) 特殊な構造又は設備を用いるときは、技術上の基準と同等以上の効力があることを証する資料等を添付すること。

第4 軽微な変更工事

(H9.3.26消防危第36号通知、H9.10.22消防危第104号質疑、H13.4.9消防危第50号通知、H14.3.29消防危第49号通知)

- 1 用語
 - (1) 「軽微な変更工事」とは、法第11条第1項本文後段の規定による変更許可を要しない変更工事をいう。
 - (2) 「設備等」とは、製造所等を構成する建築物その他の工作物又は機械器具その他の設備をいう。
 - (3) 「対象設備」とは、設備等のうち、危険物を貯蔵し、若しくは取扱う部分をいい、法第10条第4項に規定する製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準の適用を受ける設備等をいう。
 - (4) 「非対象設備」とは、設備等のうち、対象設備以外の設備等をいう。
 - (5) 「新設」とは、設備等の全部又は一部を新たに施設内に搬入し、又は別の設備等に組み込むことをいう。
 - (6) 「撤去」とは、設備等の全部又は一部を施設外に搬出し、又は設備等から取り外すことをいう。
 - (7) 「取替え」とは、設備等の配置及び機能を変更することなく、設備等を既設のものと同等の種類、機能、性能等のものに交換し、又は造り直すことをいい、「改造」に該当するものを除く。
この場合における同等のものとは、大きさ又は能力等がおおむね1割程度の変更にとどまるものをいう。((8)において同じ) (◆)
 - (8) 「補修」とは、設備等の配置又は主要な構造部を変更することなく、損傷箇所等設備等の一部を修復し、現状に復することをいう。
 - (9) 「移設」とは、同一の製造所等において、設備等の設置位置を変えることをいう。異なる製造所等からの設備等の設置位置を変える場合は「増設」となる。
 - (10) 「増設」とは、製造所等において、新たに設備等を設置することをいう。
 - (11) 「改造」とは、設備等を既設のものから交換し、又は造り直し等を行い、設備等の機能、性能等を変えることをいう。
 - (12) 「危険場所」とは、可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留するおそれのある場所をいう。

2 軽微な変更工事

(1) 変更許可を要しない軽微な変更工事の範囲

製造所等の変更工事が法第10条第4項の位置、構造及び設備の基準(以下「基準」という。)に関する場合は、法第11条後段の規定に基づき原則として変更許可が必要である。しかしながら、形式的には基準の内容と関係が生じる工事において、その内容が軽微であるため保安上の問題が生じないことが明確なものについては、変更許可を要さずに「軽微な変更工事」として市規則第11条の規定に基づき「軽微な変更届出」を行う。

一方で、基準の内容と関係が生じて保安上の問題が生じるか明確ではない工事は、「変更許可を要する変更工事」又は「軽微な変更工事」に該当するか判断が必要な「確認を要する変更工事」となる。保安上の問題が生じる要件をあらかじめ一律に定めることは困難であるが、一般的には、少なくとも次の要件を満たす必要がある。(平成14年3月29日消防危第49号引用)

ア 変更工事に伴い、製造所等の許可に係る危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更がないこと。

イ 変更工事に伴い、位置に係る技術上の基準に変更がないこと。

ウ 変更工事に伴い、建築物又は工作物の技術上の基準のうち、防火上又は強度上の理由から必要とされる基準に変更がないこと。

エ 変更工事に伴い、通常の使用状態において、可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留するおそれのある範囲の変更がないこと。

(2) 「軽微な変更工事」等の具体的な判断基準

製造所等において行われる小規模な変更工事(平成14年3月29日消防危第49号)

ア 変更工事の内容もさまざまであるが、「軽微な変更工事」と「確認を要する変更工事」に関する具体的な判断資料は、別表のとおりである。判断にあたり、別表中の「取替」、「補修」等の工事区分の定義及び備考欄の確認事項に注意すること。

イ 別表に掲げられていない変更工事であっても変更の程度がこれらの例の何れかと類似又は同等であると認められるものについては、「軽微な変更工事」となる場合がある。

ウ 製造所等において行われる変更工事が「変更許可を要する変更工事」又は「軽微な変更工事」に該当するかの判断のフローは図1に示すとおりである。

(3) 「確認を要する変更工事」等の手続き

事前に「軽微な変更工事」又は「変更許可を要する変更工事」に該当するかどうか判断がつかない場合は、「確認を要する変更工事」とし、変更工事の内容を判断する上で必要な最小限の工事関係資料を添付し、提出することによって判断することとする。

ア 変更工事の内容が基準と関係が生じた時又は保安上の問題が生じた時は、当該変更工事は「変更許可を要する変更工事」となる。

イ 変更工事の内容が基準と関係が生じない時又は保安上の問題が生じない時は、当該変更工事は「軽微な変更工事」となる。

軽微な変更工事をする場合は、市規則第11条第5号に規定する軽微な変更届出書(市規則様式第13号)に変更の内容、設備等(機器リスト、フロー図、配置図等)、目的、工法及び養生の概要を示す最小限の資料を添付するものとする。

この場合において、当該工事に伴い火花を発する器具を使用する工事であるときは、当該軽微な変更届出書に工事計画書、工事仕様書を添付し、安全対策上の措置を明示すること。

ウ 軽微な変更工事をしようとするものは、あらかじめ、その旨を届け出なければな

らない。

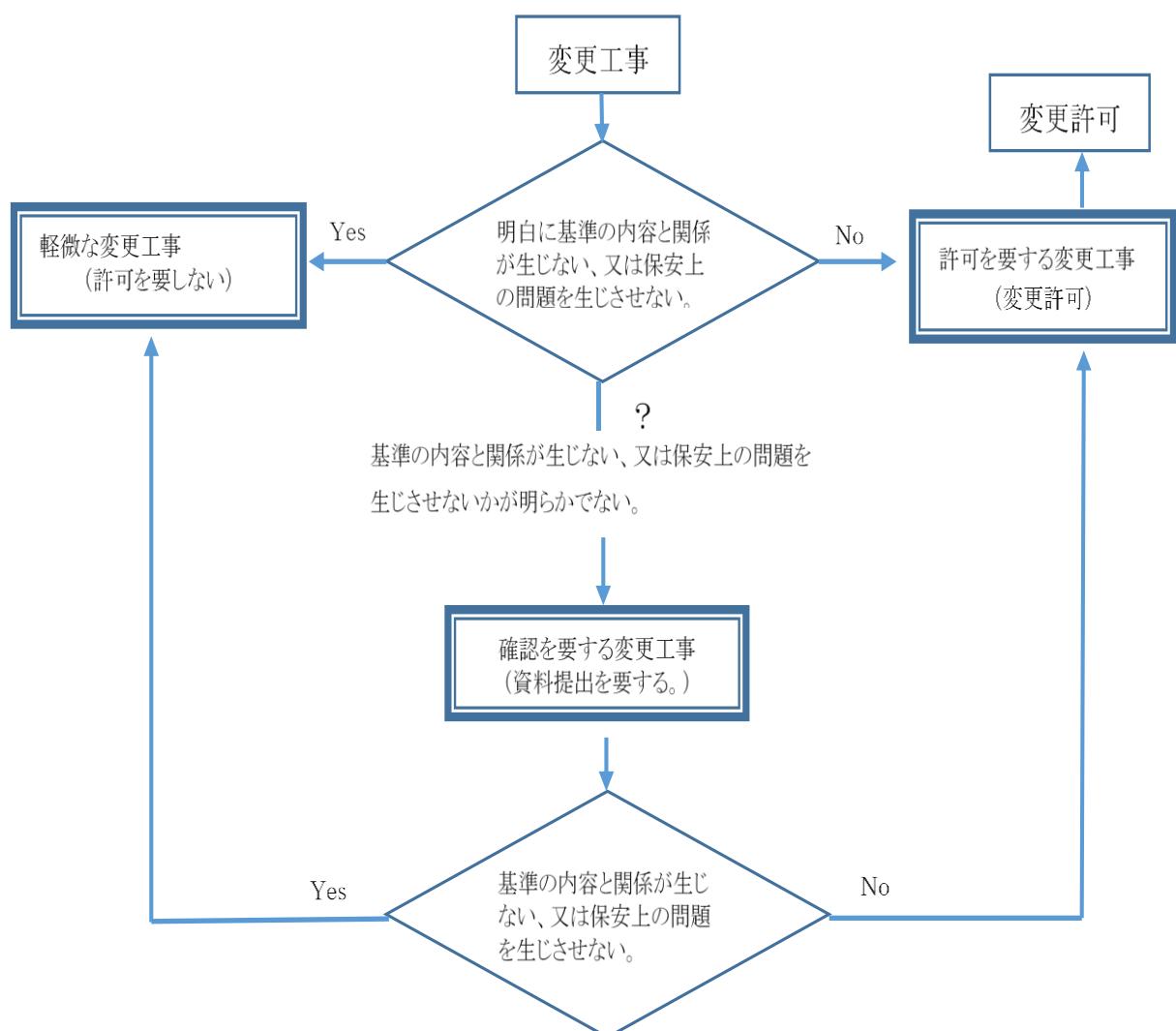
- エ 同一施設で変更の届出を要する工事と変更の許可を要する工事を同時に行う場合には、当該変更許可申請に変更の届出を要する工事に係る部分を含めても差し支えない。

3 届出の対象

- (1) 対象設備は、別表に掲げる変更の届出を要する工事とする。
(2) 非対象設備は、非対象設備本体の新設、移設又は撤去の工事とする。

ただし、非対象設備の新設、移設又は撤去等により製造所等の位置、構造並びに避雷設備、消火設備及び警報設備の基準に変更を生じるものについては、変更許可申請をする。

図1「製造所等において行なわれる変更工事に係る判断のフロー」



別表 具体的な事例(共通事項)

○: 軽微な変更工事のうち、確認を要さないもの

△: 確認をする変更工事(確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。)

/: 通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
1	建築物・工作物	建築物		屋根(キャノピー含む)、壁、柱、床、はり等				○			
2	建築物・工作物	建築物		防火上重要ではない間仕切り壁	△	△	△	○	○	△	・その他の壁の構造基準に変更がないこと ・消火設備、警報設備及び避難設備に変更がないこと(ただし、消防用設備の軽微な工事の範囲は除く)
3	建築物・工作物	建築物		内装材				○	○	○	
4	建築物・工作物	建築物		防火設備				○	○		
5	建築物・工作物	建築物		ガラス、窓、窓枠				○	○		
6	建築物・工作物	建築物		階段				○	○		
7	建築物・工作物	工作物		保安距離、保有空地の代替措置の塀、隔壁					○		
8	建築物・工作物	工作物		架構					○		
9	建築物・工作物	工作物		配管・設備等の支柱、架台の耐火措置				△	○		・配管・設備の耐震計算等に変更がないこと ・耐火性能、耐火被覆材料、施工方法に変更がないこと
10	建築物・工作物	工作物		歩廊、はしご				○	○		
11	建築物・工作物	工作物		植栽	△	△	△	○	○	○	・保有空地に係る基準に変更がないこと
12	タンク等	基礎等		犬走り、法面、コンクリートリング					△		・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等の補修 ・原則、配筋に影響がないこと

別表 具体的な事例(共通事項)

○: 軽微な変更工事のうち、確認を要さないもの

△: 確認を要する変更工事(確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。)

/: 通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
13	タンク等	基礎等		地下タンク上部スラブ				△			・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等の補修
14	タンク等	構造等		屋根支柱、ラフター、ガイドポール等				△			・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
15	タンク等	構造等	耐火	屋外タンクの支柱の耐火措置			○	○			
16	タンク等	構造等		階段、はしご、手摺り等			△	○			・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
17	タンク等	設備等		タンク元弁			○	○			
18	タンク等	設備等		通気管(地上部分に限る)			△	○			
19	タンク等	設備等	加熱装置	サクションヒーター、ヒーターコイル等の加熱配管等(蒸気・温水等を用いたものを除く)			△	○			・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと ・加熱の状態、方法等に変更がないこと
20	タンク等	設備等	加熱装置	サクションヒーター、ヒーターコイル等の加熱配管等(蒸気・温水等を用いるものに限る)			○	○			
21	タンク等	設備等		内面コーティング(屋外タンク貯蔵所を除く)	△	△	△	○	○	△	・貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないもの ・タンクからの漏えいを誘発するおそれのないこと
22	タンク等	設備等		雨水浸入防止措置	○	○	○	○	○	○	
23	危険物設備等	配管等		配管(地下配管、移送取扱所を除く)			△	△	△		・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと ・溶接を伴わないこと
24	危険物設備等	配管等		配管(地下配管、移送取扱所を除き、フランジで接続されるものに限る)			○	△	△		

別表 具体的な事例(共通事項)

○: 軽微な変更工事のうち、確認を要さないもの

△: 確認を要する変更工事(確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。)

/: 通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
25	危険物設備等	配管等		配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等(移送取扱所を除く)	△	△	△	○	○	○	・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと
26	危険物設備等	配管等	配管加熱	配管の加熱装置(蒸気・温水等を用いたものに限る)				○	○		
27	危険物設備等	配管等	配管加熱	配管の加熱装置(蒸気・温水等を用いたものを除く)				△	○		・熱媒体となる物質に変更がないこと
28	危険物設備等	配管等		配管ピット、注入口ピット、地下配管接続部の点検ます				○	○		
29	危険物設備等	機器等		ポンプ設備(移送取扱所を除く)				△	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと ・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
30	危険物設備等	機器等		熱交換器				○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと
31	危険物設備等	機器等		熱交換器に附属する送風設備(電動機を除く)、散水設備等				○	○		
32	危険物設備等	配管等	バルブ	配管に設けられる弁(移送取扱所を除く)				○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと
33	危険物設備等	機器等		攪拌装置(電動機を除く)				○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと
34	危険物設備等	機器等		炉材				○	○		
35	危険物設備等	機器等		反応器等の覗き窓ガラス(サイトグラス)				○	○		
36	危険物設備等	機器等		加熱・乾燥設備に附属する送風・集塵装置(電動機を除く)				○	○	△	・可燃性蒸気又は微粉の送風・集塵方法に変更がないこと

別表 具体的な事例(共通事項)

○: 軽微な変更工事のうち、確認を要さないもの

△: 確認を要する変更工事(確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。)

/: 通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
37	危険物設備等	機器等		波返し、とい、受け皿等飛散防止装置				○	○	△	・危険物のもれ、あふれ又は飛散に対する措置に変更がないこと
38	危険物設備等	機器等		ローディングアーム(移送取扱所を除く)				△	○	△	・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
39	危険物設備等	機器等		ローラーコンベア等危険物輸送設備(電動機を除く)				○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと
40	危険物設備等	機器等		可燃性蒸気回収装置				△	○	△	・可燃性蒸気の回収に関する保安管理に変更がないこと
41	危険物設備等	機器等	保温保冷	保温(冷)材(屋外タンク貯蔵所のタンク本体に係るものを除く)				○	○	△	・保温(冷)材の撤去により、危険物の温度変化による危険性が増さないこと
42	危険物設備等	機器等		排出設備(ダクト等を含む)				△	○		・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
43	危険物設備等	機器等		換気設備(ダクト等を含む)				○	○		
44	危険物設備等	機器等	防食	電気防食設備				○	○		
45	危険物設備等	制御装置 安全装置等	計装機器	圧力計、温度計、液面計等現場指示型計装設備	△	△	△	○	○	○	・危険物の取扱いに変更がないこと ・新たに配管又はタンクにノズルを設ける等変更がないこと
46	危険物設備等	制御装置 安全装置等	安全弁等	安全弁、破裂板等安全装置				○	○		
47	危険物設備等	制御装置 安全装置等	計装機器	温度、圧力、流量等の調整等を行う制御装置(駆動源、予備動力源を含む)				△	○		・危険物の取扱いに変更がないこと
48	危険物設備等	制御装置 安全装置等	安全弁等	緊急遮断(放出)装置(安全弁等を除く)、反応停止剤供給装置等の緊急停止装置(駆動源、予備動力源、不活性ガス封入装置等を含む)				△	○		・緊急停止等の制御条件に変更がないこと

別表 具体的な事例(共通事項)

○:軽微な変更工事のうち、確認を要さないもの

△:確認を要する変更工事(確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。)

/:通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
49	危険物設備等	制御装置 安全装置等		地下タンクのマンホールプロテクター	△	△	△	△	○	△	・上部スラブの変更を伴わないこと
50	防油堤・排水設備等	防油堤		防油堤(仕切堤を含む)					△		・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等の補修 ・配管等の変更を伴わないこと
51	防油堤・排水設備等	防油堤		防油堤水抜弁	△	△	△	○	○	△	・水抜弁を複数にすること ・複数の水抜弁のうち、撤去しても基準を満足すること ・防油堤の技術上の基準に抵触しないこと
52	防油堤・排水設備等	防油堤		防油堤水抜弁の開閉表示装置	△	△	△	○	○	△	・水抜弁の開閉表示を複数にすること ・複数の開閉表示のうち、撤去しても基準を満足すること
53	防油堤・排水設備等	防油堤		防油堤の階段(防油堤と一体構造のもの)				△	○		・防油堤の基礎等の変更を伴わないこと ・規則第22条第2項第16号の規定に基づくものではないこと
54	防油堤・排水設備等	防油堤		防油堤の階段(防油堤と一体構造でないもの)	△	△	△	○	○	△	・防油堤の基礎等の変更を伴わないこと ・規則第22条第2項第16号の規定に基づくものではないこと
55	防油堤・排水設備等	排水溝等		排水溝、ためます、油分離槽、囲い等				△	○		
56	防油堤・排水設備等	排水溝等		危険物が浸透しない材料で覆われている地盤面・舗装面(地下タンクの上部スラブを除く)					○		
57	電気設備	電気設備		電気設備	△	△	△	○	○	△	・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
58	電気設備	電気設備		静電気除去装置				○	○		
59	避雷設備	避雷設備		避雷設備				○	○		
60	消防設備・警報設備	消防設備		ポンプ、消火薬剤タンク				△	○		

別表 具体的な事例(共通事項)

○: 軽微な変更工事のうち、確認を要さないもの

△: 確認を要する変更工事(確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。)

/: 通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
61	消火設備・警報設備	消火設備		第一種から第三種消火設備(散水・水幕設備を含む)の配管、消火栓本体、泡チャンバー等の放出口(泡ヘッドを除く)等				△	○		
62	消火設備・警報設備	消火設備		第一種から第三種消火設備の弁、ストレーナー、圧力計等				○	○		
63	消火設備・警報設備	消火設備		第四種、第五種消火設備	△	△	△	○	○		・自主設置のもの
64	消火設備・警報設備	消火設備		消火薬剤				○			
65	消火設備・警報設備	警報設備		警報設備(自動火災報知設備の受信機、感知器を除く)	△	△	△	○	○		・警報区域に変更がないこと
66	消火設備・警報設備	警報設備		自動火災報知設備の受信機				○	○		
67	消火設備・警報設備	警報設備		自動火災報知設備の感知器				○	○		
68	その他	標識・掲示板		標識・掲示板	△	△	△	○	○		・自主的に増設するもの

別表 具体的な事例(施設別事項)

○: 軽微な変更工事のうち、確認を要さないもの

△: 確認を要する変更工事(確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。)

/: 通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
1	一般取扱所			ボイラー、炉等のバーナーノズル				○	○		
2	一般取扱所			塗装機噴霧ノズル、ホース等				○	○		
3	一般取扱所			運搬容器の充てん設備(固定注油設備)				○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと
4	一般取扱所			分析計(キュービクル内取付けを含む)分析計の例: サルファーアナリシス、ガスクロマトグラフィー等				○	○	○	
5	一般取扱所	その他 設備機器等		作業用広報設備(スピーカー)	○	○	○	○	○	○	
6	屋内貯蔵所			ラック式以外の棚				○	○	○	
7	屋内貯蔵所			ラック式の棚				△	○		・耐震計算等に変更がないこと
8	屋内貯蔵所			冷房装置等				△	○		・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
9	屋外タンク貯蔵所			認定品の可とう管継手				○			
10	屋外タンク貯蔵所			認定品以外の可とう管継手				△			・管径、経路の変更がないこと
11	屋外タンク貯蔵所			ローディングラダー				△	○		・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
12	屋外タンク貯蔵所			ポンツーン					△		・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと

別表 具体的な事例(施設別事項)

○: 軽微な変更工事のうち、確認を要さないもの

△: 確認を要する変更工事(確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。)

/: 通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
13	屋外タンク貯蔵所			浮き屋根のウェザーシールド				○	○		
14	屋外タンク貯蔵所			浮き屋根のシール材				△	○		・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
15	屋外タンク貯蔵所			ルーフドレン				△	○		・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
16	屋外タンク貯蔵所	保温 保冷	保温(冷)材					○	○		
17	屋外タンク貯蔵所			内面コーティング	△	△	△	△	○	△	・貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないこと ・タンク底部から漏えいを誘発するおそれのこと
18	屋内タンク貯蔵所			流出危険物自動検知警報装置				○	○		
19	屋内タンク貯蔵所			出入口の敷居				○	○		
20	地下タンク貯蔵所			犬走り							
21	簡易タンク貯蔵所			固定金具				○	○		
22	移動タンク貯蔵所			底弁、底弁の手動・自動閉鎖装置					○		
23	移動タンク貯蔵所			マンホール、注入口のふた				○	○		
24	移動タンク貯蔵所			マンホール部の防熱・防塵カバー				○	○		

別表 具体的な事例(施設別事項)

○: 軽微な変更工事のうち、確認を要さないもの

△: 確認を要する変更工事(確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。)

/: 通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
25	移動タンク貯蔵所			品名数量表示板	○	△	○	○	○		・自主設置のもの
26	移動タンク貯蔵所			Uボルト				○	○		
27	移動タンク貯蔵所			可燃性蒸気回収ホース				○	○		
28	移動タンク貯蔵所			ノズル及び結合金具を含む注油ホース(積載式の移動タンク貯蔵所を除く)				○	○		
29	移動タンク貯蔵所			箱枠				△	△		・箱枠の溶接線補修 ・重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと
30	移動タンク貯蔵所	積載式		積載式の移動貯蔵タンクの追加	△						・ISO コンテナで国際海事機関が確認しているタンク ・タンク重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと
31	屋外貯蔵所			周囲の柵				○	○		
32	屋外貯蔵所			ラック式の棚				△	○		・耐震計算等に変更がないこと
33	屋外貯蔵所			固体分離槽				△	○		
34	屋外貯蔵所			シート固定装置				○	○		
35	給油取扱所	工作物		防火塀					△		・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等の補修
36	給油取扱所	工作物		犬走り、アイランド等					△		・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等の補修

別表 具体的な事例(施設別事項)

○: 軽微な変更工事のうち、確認を要さないもの

△: 確認を要する変更工事(確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。)

／: 通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
37	給油取扱所	工作物		サインポール・看板等(電気設備)	△	△	△	○	○	○	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
38	給油取扱所	工作物		日よけ等(キャノピーを除く)	△	△	△	○	○	○	・上屋の面積に変更がないこと
39	給油取扱所	給油機器等		給油量表示装置	△	△	△	○	○	○	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
40	給油取扱所	給油機器等		カードリーダー等省力機器	△	△	△	○	○	○	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
41	給油取扱所	給油機器等		通気管の可燃性蒸気回収装置				○	○	○	
42	給油取扱所	給油機器等		タンクローリー用アースターミナル	△	△	△	○	○	△	
43	給油取扱所	給油機器等		認定品の固定給油(注油)設備			△	○	○	△	・ホース長の変更がないこと
44	給油取扱所	その他 設備機器等		混合燃料油調合機、蒸気洗浄機、洗車機、オートリフト等				△	○	△	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
45	給油取扱所	その他 設備機器等		自動車の点検等に使用する機器等(オートリフト等を除く)	△	△	△	○	○	○	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
46	給油取扱所	その他 設備機器等		ショップを含むセールスルーム内の電気設備・給排水設備	△	△	△	○	○	○	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
47	給油取扱所	その他 設備機器等		セルフ給油取扱所の監視機器、放送機器、分電盤、照明器具				○	○		
48	販売取扱所	工作物		延焼防止用のそで壁、ひさし、垂れ壁				△	○		

別表 具体的な事例(施設別事項)

○: 軽微な変更工事のうち、確認を要さないもの

△: 確認を要する変更工事(確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。)

／: 通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)	
49	販売取扱所	その他設備機器等		棚				○	○	○		
50	移送取扱所	配管等		配管(地下配管を除く)				△	△		・道路、河川、海、又は第三者の敷地を通過する部分を除く ・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと	
51	移送取扱所	配管等		配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等	△	△	△	○	○	○	・道路、河川、海、又は第三者の敷地を通過する部分を除く ・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと	
52	移送取扱所	配管等		切替弁、制御弁等				○	○			
53	移送取扱所	制御装置 安全装置	安全弁等	緊急遮断弁				△	○			
54	移送取扱所	機器等		ポンプ設備				△	△		・移送基地の構内に設置されるものに限る ・危険物の取扱いに変更がないこと ・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと	
55	移送取扱所	機器等		ピグ取扱装置				△	○			
56	移送取扱所	機器等		感震装置				△	○			
57	移送取扱所	機器等		漏えい検知装置				△	○			
58	移送取扱所	その他 設備機器		漏えい検知口				○	○			
59	移送取扱所	その他 設備機器		船舶からの荷卸し、又は船舶への荷揚げに用いるローディングアームの力プレー				△	○	○	△	・ボルトにより取付け可能なもの

別表 具体的な事例(施設別事項)

○:軽微な変更工事のうち、確認を要さないもの

△:確認を要する変更工事(確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。)

/:通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
60	移送取扱所	その他 設備機器		土盛り等漏えい拡散防止設備				○	○		
61	移送取扱所	その他 設備機器		衝突防護設備				○	○		
62	移送取扱所	その他 設備機器等		巡回監視車				○	○		

第5 仮使用承認の申請

(仮使用の承認)

1 仮使用の承認対象

(1) 製造所等の仮使用の承認対象は、変更工事に係る部分以外の部分で、当該変更工事においても、火災の発生及び延焼のおそれがある部分とする。

(S46.7.27消防予第105号通知)

(2) 製造所等の仮使用承認申請の対象となる場合は、おおむね次に該当する場合をいう。

ア 製造所及び取扱所にあっては、危険物を製造し、又は取り扱っている場合若しくはタンク(20号タンク及び専用タンク)及び機器内に危険物が貯蔵されている場合。

イ 貯蔵所にあっては、危険物を貯蔵している場合。ただし、地下貯蔵タンクに限り、火災予防上必要な措置が講じられている場合は、当該タンクに危険物が残存しても、使用していないものとみなすことが出来る。

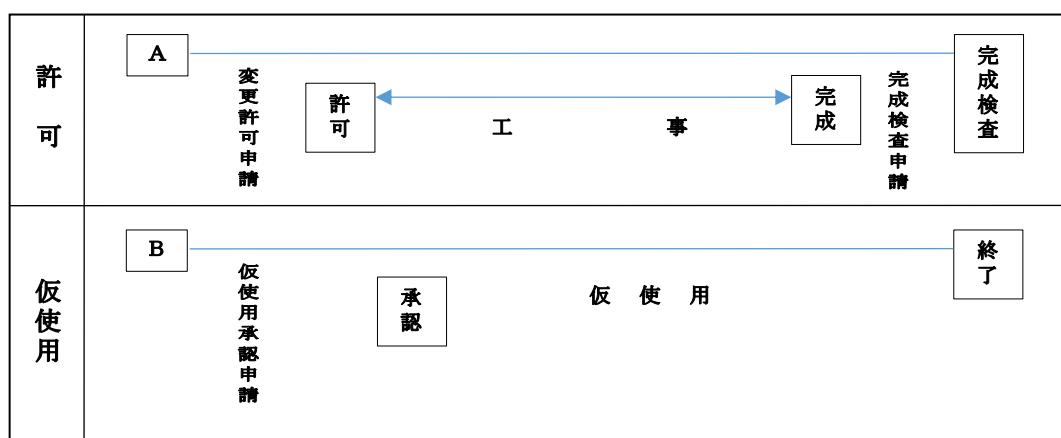
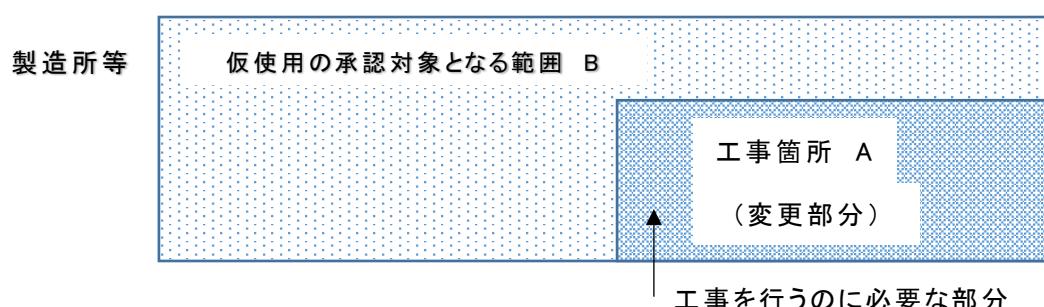
なお、屋外タンク貯蔵所において、主タンク附属設備(配管、ポンプ設備等)又は防油堤を変更するときは、主タンク又は最大タンクが開放中であっても、他のタンク(従タンク等)に危険物を貯蔵しているときは仮使用承認を必要とする。

ウ 消火設備を共有する製造所等において、当該共有する部分を変更する場合で消火薬剤等最大必要施設の製造所等に危険物の貯蔵又は取り扱いが無くても、他の共有する製造所等に危険物の貯蔵又は取り扱いを行っている場合。

(3) 仮使用の承認対象となる範囲

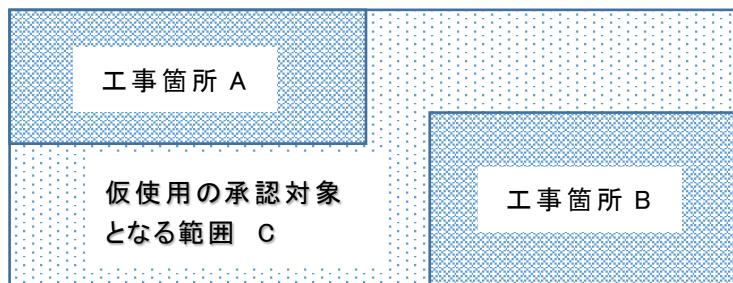
製造所等変更の工事に係る部分とは、実際に工事を行う箇所と当該工事を行うのに必要な部分をいう。

例 1

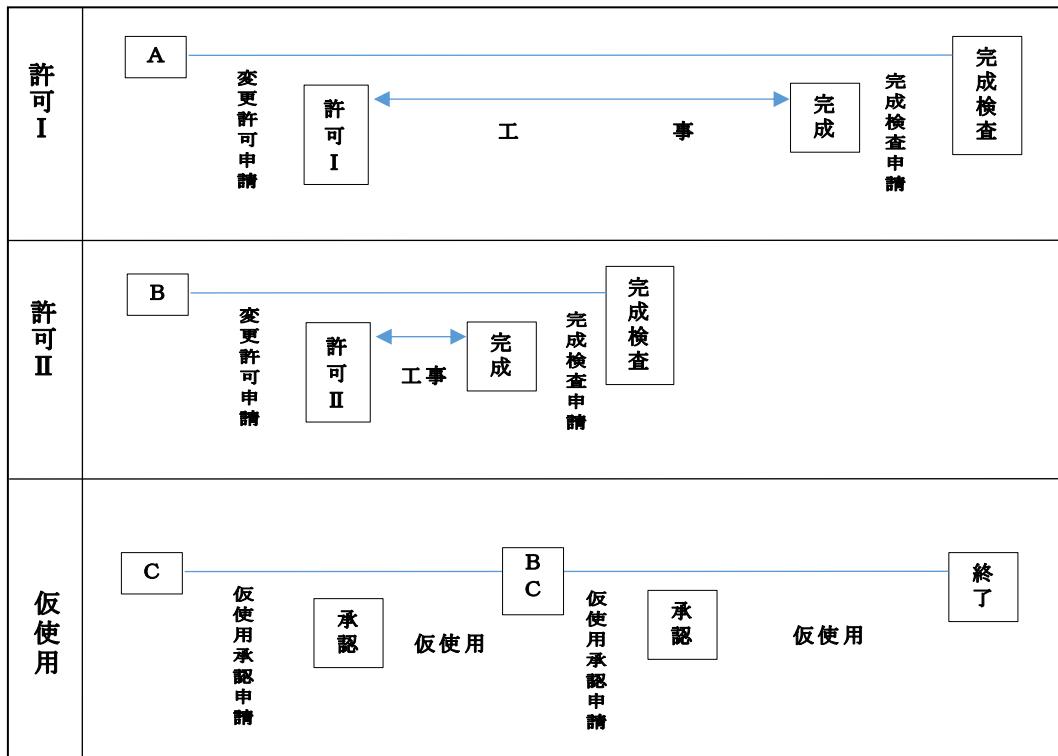


例2 一の製造所等において、設備機器の配置、関連性等を勘案し相互に区分される場合、複数の部分で変更工事を同時期に行うことができ、かつ変更工事が終

了した部分の完成検査をすることにより、工事が終了した部分から使用する場合

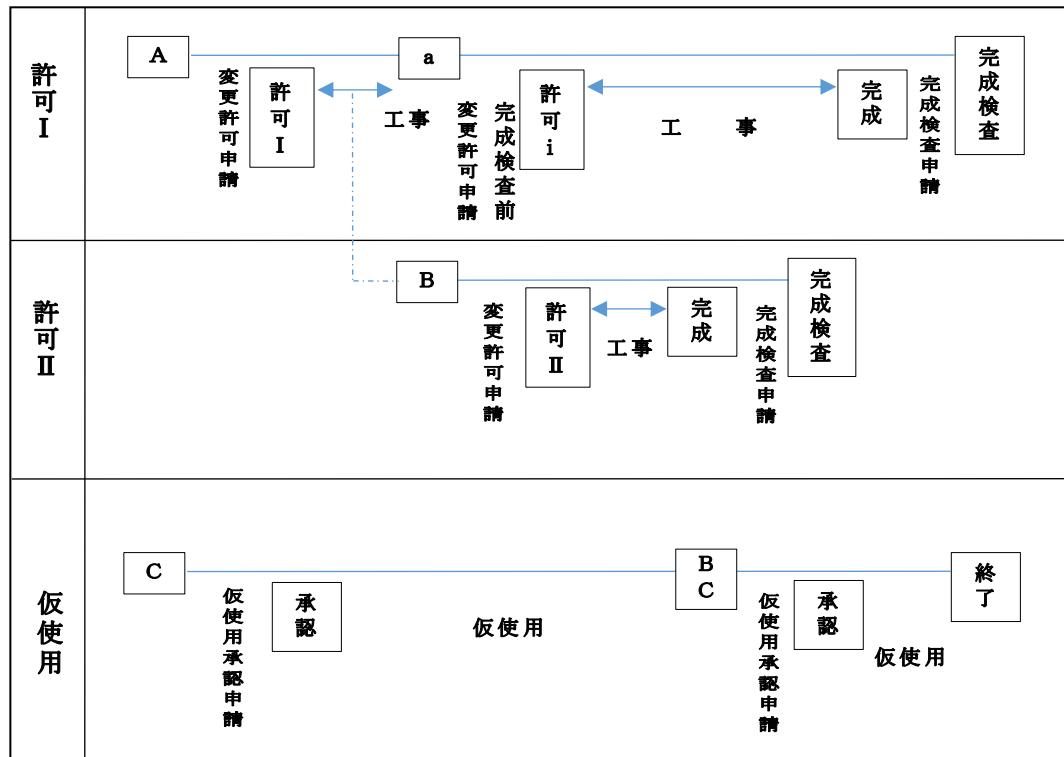
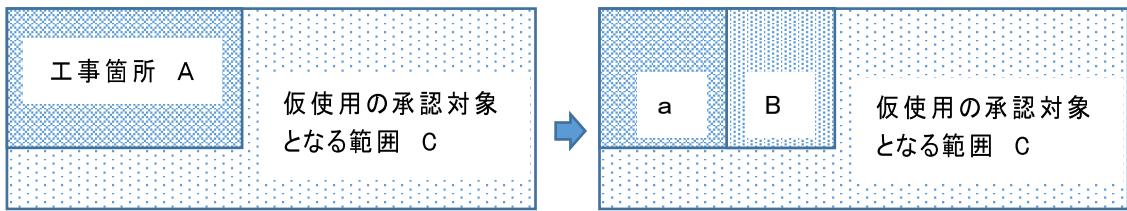


ア 複数の変更工事についてそれぞれ変更許可を行う場合



- (ア) A部分及びB部分ごとの変更許可申請について、それぞれ許可 I 及び許可 II を受けるとともに、変更部分以外のC部分の仮使用承認申請を行う。この場合、変更許可申請の時期は同時期である必要はないが、A、B部分の変更工事の工程等を明確にした工事計画書を添付すること。
- (イ) B部分の工事終了後、当該部分の完成検査を申請し、完成検査済証の交付を受けること。
- (ウ) B部分及びC部分の仮使用承認申請を行い、承認を受けること。

イ 変更許可を受けた後、工期の途中で当該変更工事のうち、先に完成した区分できる部分を使用する必要が生じた場合



(ア) A部分を一の変更許可申請で許可 I を受けるとともに、変更部分以外の C部分の仮使用承認申請を行い、承認を受けること。

(イ) B部分の工事が先に終了することになり、当該部分において先に使用する必要性が生じた場合、許可 I の工事範囲をa部分に縮小(許可a)する完成検査前の変更許可申請し、許可 i を受けるとともに、B部分について新たな変更許可申請を行ない、許可 II を受けること。

B部分の工事終了後、当該部分の完成検査を申請し、完成検査済証の交付を受けること。

(ウ) B部分及びC部分の仮使用承認申請を行い、承認を受けること。

(エ) a部分の工事終了後、当該部分の完成検査を申請し、完成検査済証の交付を受けること。

2 承認条件

仮使用を承認する要件は、工事の内容、期間、規模等の実態に応じ、次に掲げる事項のうち必要と認められる事項について適合していなければならない。

(1)工事計画

災害防止のため無理のない作業日程、工事工程等が組まれていること。

(2)安全管理組織

- ア 施設側事業所及び元請、下請等の工事業者すべてを対象とした安全管理組織が編成され、責任体制の明確化が図られていること。
- イ 工事関係者と危険物施設の運転関係者の間における工事の開始・終了の連絡、工事の内容、進捗状況及び危険物の取り扱い状況等の報告等の事前協議事項が明確にされていること。
- ウ 始業前及び終業前の点検、火気使用に伴う安全措置の点検及び仮使用部分における災害の発生防止又は早期発見のための巡回等の管理体制が明確にされていること。
- エ 災害発生時又は施設に異常が生じた場合など緊急時における対応策が確立されていること。

(3)工事中の安全対策

- ア 工事部分と仮使用部分とが明確にされ、かつ、工事部分と仮使用部分は工事の内容に応じた適切な防火区画等が設けられていること。
- イ 仮使用場所の上部で工事が行なわれる場合は、落下物による事故防止のため有効な措置が講じられていること。
- ウ 工事を行うタンク、配管又は機器内の危険物、可燃性の蒸気又は可燃性のガスの除去及び工事部分以外の部分と導通している配管、ダクト又は排水溝等の閉塞板、仕切板等による遮断の措置が講じられていること。
- エ 工事場所の周囲には、関係者以外の者が出入できないように仮囲いの設置等有効な措置が講じられていること。
- オ 工事部分は、工事に必要な十分な広さが保有されていること。なお、給油取扱所の仮使用部分については、給油業務に支障とならない広さの空地が確保されていること。

(4)火気管理

- 火気(裸火、溶接・溶断火花、電気火花、衝撃火花、摩擦熱等の発火源となるエネルギーをいう。)を発生し又は発生するおそれのある工事は、やむを得ない場合に必要最小限度で行うものとし、次に掲げる措置がすべて講じられていること。
- ア 火気使用の内容及び範囲並びに火気使用に伴う制限事項を明確にすること。

イ ガス検知器等による可燃性の蒸気又はガスの確認を行なうこと。

ウ 火気使用場所直近には、散水を行うとともに消火器等を配置すること。

(5)照明及び換気

工事に用いる照明器具等は、火災予防上支障のないものを用いるとともに、必要に応じ換気が十分に行われていること。

(6)仮設施設、設備等の安全措置

工事に伴い、仮設の塀、足場、昇降設備、電気設備等を設置する場合にあっては、危険物施設に危害を及ぼさないような安全対策が講じられていること。

(7)機能阻害対策

工事に伴い、防火塀、防油堤、排水溝、油分離槽、消火設備等防災上不可欠な設備等の機能を阻害する場合には、代替措置が講じられていること。なお、この場合に設置する仮設設備等は、承認要件に係る設備として取り扱うものとする。

(8)危険物抜き取り作業等

ア 可燃性蒸気をみだりに放出させない措置が講じられているとともに、隨時周囲の可燃性蒸気等の有無をチェックする体制が確保されていること。

イ 多量の危険物を抜き取る場合は、空気圧等による圧送以外の方法により行うこと。

なお、抜き取り作業が取扱所及び貯蔵所における貯蔵又は取扱いと異なる

場合で、かつ、抜き取り数量及び貯蔵数量が指定数量の倍数以上となる場合は、「同章第3節第13 仮貯蔵・仮取扱い」で定めるところによる。

ウ 危険物を抜き取り後、設備又は配管内の可燃性蒸気が完全に除去され、又は不活性ガス等による置換が行われること。

エ 静電気の発生するおそれのある危険物を容器等に受け入れる場合は、当該容器等を有効に接地し、又は危険物の流速を制限する等の静電気災害を防止する措置が講じられていること。

(9)溶接・溶断作業

ア 溶接、溶断を行う設備・配管と他の部分とは確実に遮断するとともに、溶接、溶断を行う部分の危険物等可燃性のものは完全に除去すること。

イ 溶接等の際、火花、溶滴等の飛散、落下により周囲の可燃物に着火するおそれのある場所には、必要な保護措置を講ずること。

(10)その他保安措置

ア 風水害等における対策が講じられていること。

イ 建設用重機を用いる場合は、その作業に伴い設備及び機器を損傷させないよう安全対策が講じられていること。

ウ 承認を受けた後、仮使用を開始する場合には、当該仮使用をする場所の見やすい箇所に市規則第4条第3項による「掲示板(市規則様式第4号)」を設けること。

エ その他工事の内容に応じた保安措置を講ずること。

3 手続き

(1)仮使用承認申請書に添付する「火災予防上の措置について記載した書類」は次によること。

ア 危則第5条の2に規定する仮使用承認申請書(危則様式第7)

イ 付近見取図

ウ 工事計画書及び工事仕様書

エ 配置図(変更工事部分と仮使用承認部分を色分けすること。また、工事のための消火設備の位置を記入すること。)

オ 火気及び火花の発生するおそれのある使用機器の位置図

カ 工事形態に応じた仮設防火塀等の防火上の措置の位置及び構造図

キ 工事により、危政令で定める基準による設備(防火塀、防油堤、排水溝、油分離槽、通気管、消火設備、警報設備等)を撤去し、又は機能を阻害する場合に設ける仮設設備図

ク その他必要な事項を記載した図書

(2)仮使用の承認を受けた製造所等で完成検査を受ける前に追加の変更工事に係る許可申請をした場合は、原則として仮使用の承認申請は要しないものとする。ただし、仮使用部分の範囲((1)ア又はイ)及び2の承認条件が変更となる場合は、仮使用承認申請を要するものとする。

(3)仮使用の承認申請は、原則として当該仮使用の承認申請に係る製造所等の変更許可申請と同時に行うものとする。

4 仮使用の期間

仮使用の期間は、製造所等の変更許可を受けて当該変更工事に着手したときから、完成検査済証が交付されるまでの間とする。

5 変更許可及び仮使用承認の同時申請

仮使用の承認と変更許可を併せて申請しようとする者は、危則第5条の3に規定する「変更許可及び仮使用承認申請書(危則様式第7の2又は様式第7の3)」により行うことができる。

この場合において、添付書類は、3の手続きを準用するものとするが、当該変更許可に係る添付書類と重複する付近見取り図等については省略することができる。

なお、仮使用に係る添付書類は、変更許可に係る添付書類の末尾に編纂するものとする。

第6 消防用設備等の着工の届出

(工事着手の届出)

1 危険物施設に設置する消防用設備等の工事に着手する場合は、10日前までにその種類、工事場所を市長に届け出なければならない。また、設置又は変更許可申請と一緒に提出しても差し支えない

ただし、当該工事が「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」(H9.12.5消防予第192号通知)の第1別紙2(軽微な工事の範囲)に掲げる軽微な工事に該当するものにあっては、着工届を要しないことができるものとする。

2 工事整備対象設備等着工届(施行規則別記様式第1号の7)に添付する「当該工事に係る設計に関する図書」とは、次のとおりとする。(H5.10.26消防予第285号・消防危第82号通知、H10.8.4消防予第125号・消防危第72号通知、H11.9.24消防危第86号通知、H16.9.14消防予第167号・消防危第102号通知)

(1)施行規則第33条の18に規定する工事整備対象設備等着工届出書

(2)防火対象物又は製造所等の概要表

(3)各消防用設備等概要表

なお、製造所等に設置される消防用設備等に係る着工の届出については、製造所等の設置又は変更の許可申請において、すでに付近見取図、平面図、断面図、立面図、配管系統図、配線系統図及び展開図、計算書、設計図、使用機器図等の詳細設計図画提出されている場合は、当該添付図書を着工届書に添付しないこととして差し支えない。

第7 中間検査

1 定義

中間検査とは、完成検査時に検査することができない項目又は工事の工程から完成検査前に確認する必要があると認められる項目について、設置又は変更許可申請書の内容に従って施工されていることを確認する検査をいう。

2 中間検査の項目及び内容

(1)配管検査

危険物配管の構造、強度及び施工状況等について、次の区分により行う確認行為をいう。

ア 配管耐圧検査

最大常用圧力の1.5倍以上の圧力により行う水圧試験等において、配管の漏えい、変形等を確認する行為をいう。(危令第9条第1項第21号(同第11条第1項第12号、第11条第2項、第12条第1項第11号、第13条第1項第10号、第17条第1項第8号及び第19条において準用する場合を含む。以下配管検査において同じ。)及び危則第28条の28)

イ 配管塗覆装検査

地下、海底及び河川底に埋設する配管の外面塗覆装について、その材質及び施工状況を確認する行為をいう。(危令第9条第1項第21号及び危則第28条の9第1項)

ウ 配管電気防食検査

地下、海底及び河川底に埋設する配管の電気防食設備について、その電

極、配線ターミナル及びリード線の接続状況並びに電位測定の結果を確認する行為をいう。(危令第9条第1項第21号及び危則第28条の10)

エ 配管据付検査

地下に埋設する配管(容易に確認することのできる海底又は河川底に埋設する配管を含む。)における、管路の位置、管路床の構造、配管据付状況、配管の埋設深さ及び配管防護構造物の構造等を確認する行為をいう。(危令第9条第1項第21号、危則第28条の12(同第28条の15及び第28条の21第4項において準用する場合を含む。)、第28条の13(同第28条の19第4項において準用する場合を含む。)、第28条の14(同第28条の20において準用する場合を含む。第28条の29第2項、第28条の21第3項及び第28条の32第1項第5号)

オ 配管埋め戻し検査

地下に埋設する配管(容易に確認することのできる海底又は河川底に埋設する配管を含む。)について、備付け後の埋め戻しについて、埋め戻し材料、施工状況、防護工及び注意標示の位置構造等を確認する行為をいう。(危令第9条第1項第21号、危則第28条の13第3号から第5号及び第8号(同第28条の19第4項において準用する場合を含む。)及び第28条の44第2項)

(2)配筋検査

製造所等の設備、タンクの基礎及び地盤のうち、鉄筋コンクリート基礎構造部の配筋の施工状況について、次の区分により行う行為をいう。

ア タンク基礎配筋検査

屋外及び屋内に設置する危険物タンク(建物又は架構内に設置された独立基礎以外の20号タンクを除く。)の鉄筋コンクリート基礎(鉄筋コンクリートリングを含む。)の配筋構造及び杭支持方式の基礎杭頭処理の構造並びに地下に設置する危険物タンクの基礎コンクリート基礎の配筋構造及び支柱の構造を確認する行為をいう。(危令第9条第1項第20号(同第19条において準用する場合を含む。)、第11条第1項第5項(同第11条第2項から4項及び同第12条第1項から第3項において準用する場合を含む。)及び第13条第2項第2号(同第13条第3項から第4項及び同第17条第1項第8号において準用する場合を含む。))

イ 防油提配筋検査

屋外に設置する危険物タンクの鉄筋コンクリート構造の防油提について、その配筋構造を確認する行為をいう。(危令第9条第1項第20号及び第11条第1項第15号(同第11条第2項から第4項において準用する場合を含む。))

ウ タンクピット配筋検査

屋外に設置する危険物タンクのうち、二硫化炭素を貯蔵し又は取り扱うタンクの鉄筋コンクリートピット及び地下に設置する危険物タンクの鉄筋コンクリートタンク専用室(蓋を除く。)について、その配筋構造を確認する行為をいう。(危令第9条第1項第20号、第11条第1項第17号(同第11条第2項において準用する場合を含む。)及び第13条第1項第14号(同第13条第2項から第4項及び同第17条第1項第8号において準用する場合を含む。)、危則第23条の4)

エ スラブ配筋検査(地下タンク上部配筋及び地下タンク通気管上部配筋を含む。)

地下に設置する危険物タンクの鉄筋コンクリート上部スラブ(タンク専用室及び漏れ防止構造の蓋を含む。)及び地下に設置する危険物タンクの危険物配管及び通気管のうち、地下に埋設されるものの鉄筋コンクリート保護構造を確

認する行為をいう。(危令第9条第1項第20号及び第21号、第13条第1項第14号及び第2項第2号(同第13条第3項、第4項及び同第17条第1項第8号において準用する場合を含む。)及び危則第20条第3項)

(3)タンク底板防食検査

屋外に設置する危険物タンクのうち、底板を地盤面に接して設置するものについて、底板の防食措置(アスファルトサンド等の仕上げをいう。)の構造及び施工状況を確認する行為をいう。(危令第9条第1項第20号(同第19条において準用する場合を含む。)及び第11条第1項第7号の2(同第11条第2項から第4項において準用する場合を含む。))

(4)地下貯蔵タンク

ア 地下タンク気密・耐圧検査

地下に設置する危険物タンクについて、タンク及び強化プラスチック被膜の気密及び耐圧状況(タンク検査済証及び型式試験確認済証の副と正の整合、検知層の気密性等をいう。)を確認する行為をいう。(危令第9条第1項第20号(同第19条において準用する場合を含む。)及び第13条第1項第6号、第2項第1号(同第17条第1項第8号において準用する場合を含む。))

なお、検知層の気密性については、タンク固定後及び埋設後にも実施し、当該検知層を20kPa程度で加圧又は減圧し、当該10分間維持し圧力低下がないこと。

イ 地下貯蔵タンク据付検査

地下に設置する危険物タンクについて、基礎への据え付け構造及び施工状況(配筋検査を含む。)を確認する行為をいう。(危令第9条第1項第20号(同第19条において準用する場合を含む。)及び第13条第1項第1号、第2項第2号(同第13条第3項、第4項及び同第17条第1項第8号において準用する場合を含む。))

ウ 地下貯蔵タンク防食被覆検査

地下に設置する危険物タンクについて、その防食塗覆装の材質及び施工状況を確認する行為をいう。(危令第9条第1項第20号(同第19条において準用する場合を含む。)及び第13条第1項第7号(同第13条第2項から第4項及び同第17条第1項第8号において準用する場合を含む。))

エ 地下貯蔵タンク埋め戻し検査

地下に設置する危険物タンクについて、その埋め戻しの材料及び施工状況を確認する行為をいう。(危令第9条第1項第20号(同第19条において準用する場合を含む。)及び第13条第1項第1号、第2項第2号(同第13条第3項、第4項及び同第17条第1項第8号において準用する場合を含む。))

(5)少量液体危険物タンク検査

指定数量未満の20号タンク(液体の危険物に限る。)の構造、強度及び施工状況について、次の区分により行う確認行為をいう。

ア 水張・水圧検査

圧力タンクを除くタンクは水張試験において、圧力タンクは最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間行う水圧試験において、それぞれ漏れ、又は変形等を確認する行為をいう。(危令第9条第1項第20号(同第19条において準用する場合を含む。))

なお、変更にかかる検査方法については、別添「屋外貯蔵タンク等の変更工事に係る完成検査前検査等」による。

イ タンク板の厚み測定検査

厚さ3.2mm以上の鋼板で、又はこれらと同等以上の機械的性質及び溶接性を有する鋼板その他の材料で造られているか、板1枚につき1点以上の確認をする行為をいう。(危令第9条第1項第20号(同第19条において準用する場合を含む。))

3 中間検査の実施

検査は、原則として消防機関が直接実施するものとするが、「完成検査等を行うことができる事業所の認定制度等」に基づき、変更工事に係る自主完成検査等の認定を受けた事業所(以下「認定事業所」という。)における中間検査については、すべて自主検査とすることができます。

4 検査記録等

認定事業所にて中間検査を実施したときは、検査の項目ごとにその結果を当該事業所において、検査結果書に記録するとともに、当該検査に係る製造所等の完成検査時に提出するものとし、写真等については完成検査時に提示することをもって足りるものとする。

なお、検査報告書等には、検査の年月日、場所、実施者名(検査資格が必要な場合は資格証明書の写し又は番号)、方法、器具、結果、合否を記載すること。

第8 完成検査前検査の申請

1 水張検査は、原則として水又は水以外の適当な液体(不燃性の液体)を満たし、漏れ又は変形等の有無を確かめる検査である。

ただし、水張検査のうち、油圧用タンク等で既に危険物が封入されている場合は、当該危険物をもって検査を行うことができる。

2 水圧検査は、タンクに水を満たし一定の圧力を加えて、漏れ及び変形等の有無を確かめる検査である。

3 溶接部検査とは、タンク本体の側板、底板及びアニュラ板の溶接部を放射線透過試験、磁粉探傷試験、超音波探傷試験等により行う検査をいう。

4 完成検査前検査申請は、タンク1基(分割タンクを含む。)ごととする。ただし、分割タンク(移動貯蔵タンクを除く)の水張(水圧)検査は、タンク全体の満水検査で漏れ及び変形等を確認したあと、各室ごとに検査を行うものとする。なお、各室検査の実施は、満水検査で荷重を掛けた後の仕切板の健全性を確認する必要があることから、満水検査後とする。

5 タンクの最大常用圧力が増加することにより、既に検査された圧力より高い圧力の水圧検査が必要となる場合は、新たに完成検査前検査が必要となる。

6 水圧検査を行わず工事を完了した場合の地下貯蔵タンク部分の水圧検査については、当該タンクを掘り起こし、水圧検査を行わなければならない。(S39.11.13自消丙予発第127号質疑)

7 指定数量未満の液体危険物タンクについては、完成検査前検査を受ける必要はないが、完成検査までに設置者等が自主的に実施した水張検査又は水圧検査の資料を提出し、基準への適合性を確認すること。(H7.2.3消防危第5号通知)

8 20号タンクの指定数量の倍数が変更となった場合の取り扱いについて(H10.3.16消防危第29号通知)

(1)容量が指定数量の5分の1未満の危険物を取り扱うタンクが、当該タンクの本体の工事を伴うことなく指定数量の倍数が5分の1以上に変更され20号タンクとなる場合。

当該変更が当該タンクの本体に係る工事以外の工事に係る変更の許可の手続きにより行われる場合は、当該変更の許可及び完成検査の手続きを通じ、当該タンクの構造及び設備に関する技術基準(水張試験又は水圧試験(以下この項に

おいて「水張試験等」という。」に係る基準を除く。以下この項において同じ。)への適合性を確認するものとする。この場合において、当該タンクが完成検査前検査(設置者等が自主的に実施した水張試験等を含む。)により水張試験等に係る基準への適合性が確認されていないものである場合には、当該タンクについて水張試験等(完成検査前検査又は中間検査)を実施し、その結果を完成検査時に併せて確認するものとする。

また、取り扱う危険物の品名のみが変更されること等により、危険物を取り扱うタンクが指定数量の5分の1以上に変更される場合には、当該タンクの構造及び設備に関する技術基準への適合性及び水張試験等(完成検査前検査または中間検査)に係る基準への適合性について、資料提出により確認するものとする。

- (2) 容量が指定数量の5分の1未満の危険物を取り扱うタンクが、当該タンクの本体の変更工事に併せて危険物の品名変更等を行うことにより、指定数量の5分の1以上に変更される場合。

当該変更の工事が変更の許可の手続きにより行われる場合は、当該変更の許可から完成検査に至る手続きを通じて、当該タンクの構造及び設備に関する技術基準への適合性を確認するものとする。

なお、当該タンクが完成検査前検査(設置者等が自主的に実施した水張試験等を含む。)により水張試験等に係る基準への適合性が確認されていない場合にあっては、次の手続きにより当該タンクの水張試験等に係る基準への適合性を併せて確認するものとする。

ア 容量が指定数量以上に変更されている場合

完成検査前検査の手続きにより当該タンクの水張試験等の基準への適合性を確認するものとする。

イ 容量が指定数量の5分の1以上指定数量未満に変更される場合

完成検査の際、中間検査の結果を元に、当該タンクの水張試験等の基準への適合性を確認するものとする。

- 9 製造所等の液体の危険物タンク検査済証は、当該製造所等の用途が廃止された時点で、その効力を失うものと解する。(S56.2.3消防危第10号質疑)

ただし、給油取扱所からローリー充填の一般取扱所、又は製造所から一般取扱所、一般取扱所から製造所のように施設区分の変更による廃止・設置に限り既存のタンクが継続して使用される場合には、タンクの維持管理状況を勘案して、地下に設置されるタンクに関しては、不燃性ガスの封入による気密試験等の試験を行うことにより水圧試験の代替とする試験と認め、また、地上に設置されるタンクに関しては、従前のタンク検査済証を有効なものとして扱い、完成検査前検査を実施しないことができる。

(S59.3.30消防危第27号、H9.6.2消防危第70号質疑)

- 10 既存の危険物タンクで、他の製造所等から移設することにより、新設となるタンクで、水張検査又は水圧検査が極めて困難な場合は、その維持管理状況等を勘案して、不燃性ガスの封入による気密試験等の試験を行うことにより水圧試験の代替とする試験と認め、完成検査前検査を実施することができる。

- 11 製造所に設置されている20号タンク(完成検査前検査済)を別の製造所に直接移設する場合において当該タンクが今までに適正に維持管理されていることを定期点検の記録等により確認することができ、かつ、移設先の製造所においてタンク本体の変更工事を伴うことがない場合には、既設のタンクの検査済証を有効なものとして扱い、改めて完成検査前検査を行わないものとすることができます。(H10.10.13消防危第90号質疑)

- 12 設置予定の製造所等に埋設する地下貯蔵タンクの完成検査前検査(水圧検査)申請が、当該製造所等の所有者から当該製造所等の設置許可申請の前になされた場合、

当該完成検査前検査申請を受付け、完成検査前検査を実施することができる。
(H10.10.13消防危第90号質疑)

- 13 廃止された危険物施設に埋設されている鋼製強化プラスチック製二重殻タンクを他の場所の危険物施設に埋設し再利用する場合、危告示第71条第1項第2号に規定する液体加圧法(水加圧70kPa)による試験を実施することを持って完成検査前検査とすることができる。なお、タンク検査済証には検査方法を記載するものとする。また、この検査方法により当該地下タンクを他の市町村へ移設する場合は、移設先の市町村の判断によるが、当該市町村が認めた場合には、タンク検査済証に試験結果記録等を添付するものとする。(H10.10.13消防危第90号質疑)
- 14 設置又は変更許可を受けた危険物施設で液体の危険物を貯蔵し、または取り扱うタンクを設ける場合は、危険物施設全体の完成検査を受ける前に、完成検査前検査として次の内容をそれぞれ受けなければならない。

	検査を受ける工事の工程	検査事項	検査の種類	試験内容
	危令第8条の2第3項		危政令第8条の2 第5項	
特定屋外タンク貯蔵所	タンクの基礎及び地盤に関する工事の工程	基礎及び地盤に関する事項	基礎・地盤検査	平板載荷試験 標準貫入試験等 (危則第20条の3)
	タンク本体に配管等を取り付ける前の工事の工程	溶接部に関する事項	溶接部検査	放射線透過試験 磁粉探傷試験等 (危則第20条の7から9)
		漏れ、変形に関する事項	水張検査又は水圧検査	水張検査又は水圧検査 (危令第11条第1項 第4号)
液体タンク以外の上記以外の	タンク本体に配管等を取り付ける前の工事の工程	漏れ、変形に関する事項	水張検査又は水圧検査	水張検査又は水圧検査 (危令第11条第1項 第4号)

15 完成検査前検査申請に添付する図書

- (1)本市で許可を受けた製造所等のタンクを本市で完成検査前検査(水張又は水圧検査)を受験する場合。
- ア 危則第6条の4第1項に規定する完成検査前検査申請書(その他添付書類は不要)
- イ 製造所又は一般取扱所で複数の20号タンクの新設又は変更工事が行なわれる場合は、完成検査前検査申請書の「その他必要な事項」の欄に検査対象物の20号タンクが明確に特定できるように記載すること。
(H9.3.26消防危第35号質疑)
- (2)基礎・地盤
(申請時に必要なもの)
- ア 危則第6条の4第1項に規定する完成検査前検査申請書
(危則様式第13)
- イ 設置又は変更許可の写し
ウ 工事工程表
エ 構内配置図

オ 地質調査資料、その他基礎及び地盤に関する必要な資料
(設置又は変更許可申請をKHKに審査委託した場合は、ウからオまでは不要。)

(検査時に必要なもの)

ア 新設タンク

(ア)標準貫入試験

a 試験位置図

(イ)圧密度試験

a 盛土形状測定結果

b 現場における土の単位体積重量試験(砂置換法)報告用紙

c 圧密度90%を確認できる下記のいずれかの試験結果

・沈下量測定結果

・双曲線法による圧密度の測定結果

(ウ)平板載荷試験

a 試験位置図

b 力計の検定書(校正係数が確認できるもの)

c 道路の平板載荷試験用紙(JIS A 1215)

(エ)杭打ち試験

a 試験位置図

b 杭打設記録(杭打ち機械の諸元、杭根入長、支持力等の記録)

c 杭の打設後の変心量の測定記録

(オ)一軸圧縮試験(深層混合処理工法による地盤改良)

a コア採取位置図

b 採取コア

c 一軸圧縮試験用紙(JIS A 1216)

イ 新基準適合のための変更タンク

(ア)鋼矢板による剪断変形抑制工法

a 標準貫入試験の試験位置図

b 鋼矢板のミルシート

c 鋼矢板打設記録(杭根入長等)

(イ)グラベルドレーン工法、パイプドレーン工法

a 標準貫入試験の試験位置図

b ドレーン材の品質証明書

c ドレーン材打設記録(根入長、打設位置等)

(ウ)地下水低下工法

a 標準貫入試験の試験位置図

b 止水壁の施工図

(エ)注入固化工法

a 標準貫入試験の試験位置図

b 固結材注入記録(注入位置、注入量等)

(3)溶接部検査

(申請時に必要なもの)

ア 危則第6条の4第1項に規定する完成検査前検査申請書

イ 設置又は変更許可の写し

ウ 工事工程表

エ 構内配置図

オ タンク本体の設計図書(平面図、断面図及び詳細図に寸法、板厚、材質を記

載したもの)

カ 本体に係る変更図書

(設置又は変更許可申請をKHKに審査委託した場合は、ウからカまでは不要。)

(検査時に必要なもの)

ア 開放検査記録

- ・目視検査記録(底部)
- ・磁粉探傷試験記録(底部)
- ・浸透探傷試験記録(底部)
- ・板厚測定記録(底部)
- ・側板とアニュラ板の脚長測定記録
- ・側板とアニュラ板の角度測定記録
- ・底部と不等沈下測定記録
- ・底部の凹凸状態の測定記録
- ・非破壊検査員名簿(技量認定書の写し)
- ・コーティング上からの板厚測定に関する機器の型式試験確認証明書の写し

イ 補修に関する品質管理記録

変更工事の内容により必要とする次の記録

- ・天候記録
- ・加工(切断、板厚)検査記録
- ・開先、組立検査記録
- ・溶接材料入庫記録
- ・溶接材料乾燥記録
- ・ミルシート
- ・溶接施工管理記録又は溶接部溶接補修記録
- ・磁粉探傷試験記録(底部及び側部)
- ・浸透探傷試験記録(底部及び側部)
- ・放射線透過試験記録(側部)
- ・溶接補修後の側板とアニュラ板の角度測定記録
- ・溶接補修後の底部の凹凸状態の測定記録
- ・補修後の底部と不等沈下測定記録
- ・非破壊検査員名簿(技量認定書の写し)
- ・溶接士の名簿(免許証又は技量認定書の写し)

ウ 定期保安検査及び定期開放点検記録

エ 過去におけるタンク本体及び基礎・地盤に関する補修記録

オ その他必要な資料

16 屋外タンク貯蔵所に係る補修工事のうち、以下の要件を全て満たすことを確認できたものについては水張試験に係る規定を適用しない。(R1.8.27消防危第98号通知)

- (1)有害な変形がないタンクの底部に係るものであること
- (2)脆性破壊を起こすおそれのない溶接部に係るものであること
- (3)タンク本体の変形に対する影響が軽微なものであること
- (4)補修箇所について漏れがないものであること

第9 市外設置のタンクの水張又は水圧検査

(市町村長以外の他の行政機関の行う水張又は水圧検査)

1 危令第8条の2の2に規定するタンクに係る完成検査前検査申請書(水張または水圧検査)の添付図書

ア 危則第6条の4第1項に規定する申請書(製造所等の別の欄には、製造所、貯蔵所、取扱所の区分、並びに貯蔵所又は取扱所の区分欄には、屋外タンク貯蔵所又は屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所等の区分について記入する。

(第15回全消会危険物委員会))

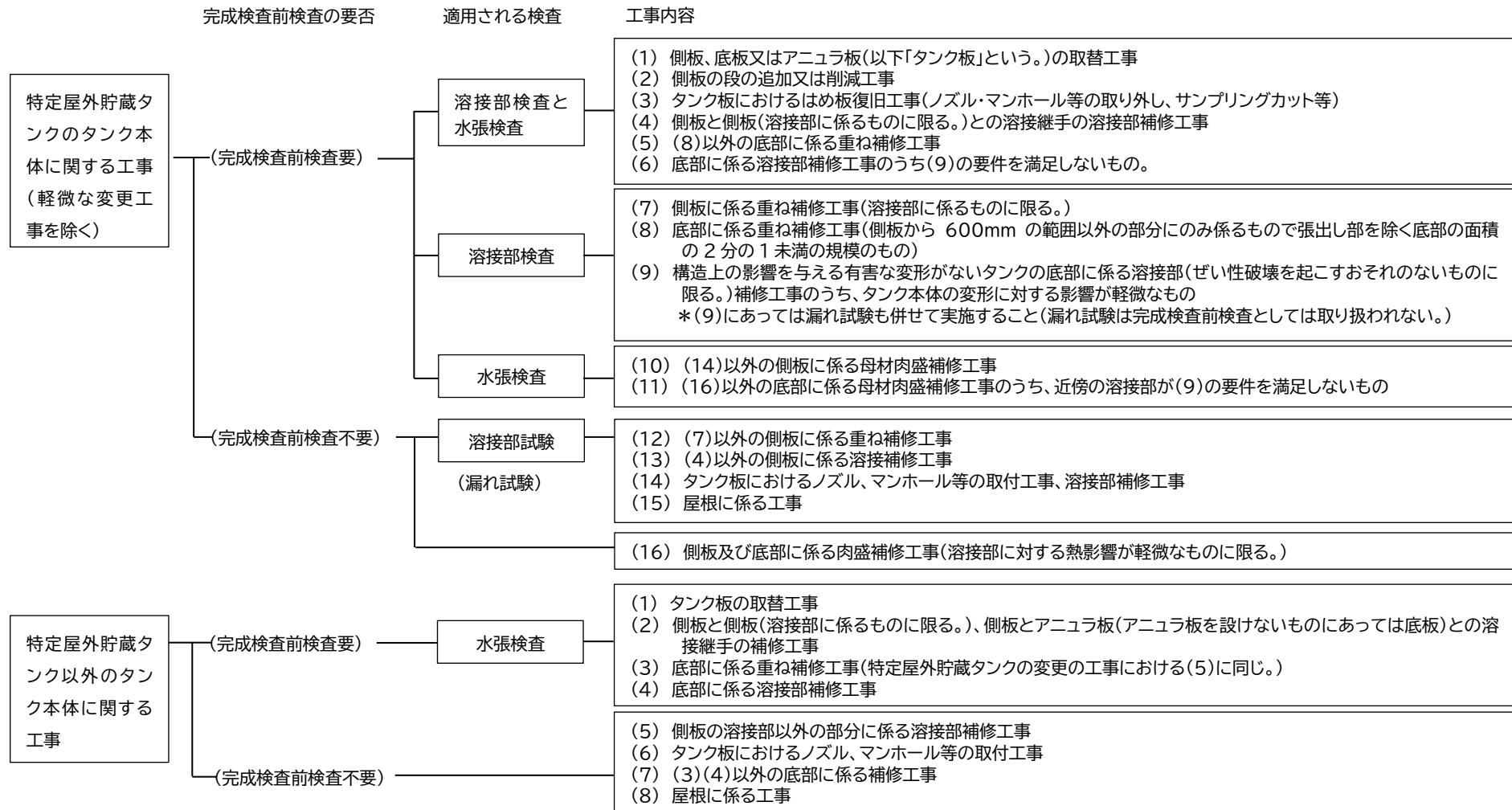
イ 容量計算書

ウ タンク構造図(タンク本体の設計図書(平面図、断面図及び詳細図に寸法、板厚、材質、溶接方法、ノズル名称及び口径等を記載したもの))

エ その他必要な資料

2 簡易タンク及び移動貯蔵タンク等の水圧検査を実施できる行政機関は、消防本部及び消防署未設置市町村長は含まず、消防本部及び消防署を置く市町村長又は都道府県知事とする。(S47.1.7消防予第10号質疑)

屋外貯蔵タンクに係る完成検査前検査について(H9.3.26 消防危第29号通知、R1.8.27 消防危第117号通知)



第10 完成検査の申請

(完成検査)

- 1 法第11条第5項に規定する完成検査は、製造所等が許可どおり設置されているかどうかを確認するためのものである。(S43.10.14消防予第224号質疑)
- 2 完成した当該製造所等が許可と異なる内容のものである場合は、法第10条第4項に規定する技術上の基準に適合していても不合格とすべきのものと解する。なお、この場合は、実情に応じ、設置又は変更の許可申請が必要となる。(S43.10.14消防予第224号質疑)
- 3 完成検査により不合格の後、変更許可申請をせず完成検査を受けようとする者は、再び設置の完成検査の申請をする。(S48.8.2消防予第122号通知)
- 4 完成検査前において変更が生じ、追加で変更許可申請をした製造所等の完成検査は一の完成検査として取り扱う。この場合において、設置許可後に追加申請したときの完成検査は、設置の完成検査とする。(S39.3.2自消丙予発第15号通知)
- 5 製造所等の完成検査を受けようとする者は、当該検査の受検の少なくとも前日までに、危則第6条第1項に規定する申請書(危側様式第8又は様式第9)により申請すること。
- 6 完成検査時に提出する書類(◆)
製造所等の完成検査当日には、検査結果等の必要な書類のうち該当するものを提出すること。
 - (1)危令第8条の2第4項第1号の規定により、水圧検査を要しないものとされた場合は、高圧法又は労安法による検査又は検定に合格したものについて交付される検査合格証、容器明細書又は容器検査証等の写し
 - (2)危令第8条の2第4項第2号の規定により、溶接部検査を要しないものとされた場合は、保安検査に係る保安検査済証の写し(完成検査と保安検査終了日が同一日であるときは適用しない。)
 - (3)危令第8条の2第4項第3号の規定により、水圧検査を要しないものとされた場合は、国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規定に定める基準に適合している旨の危則(危則第6条の2の9)で定める表示(国際会場危険物規定(IMDGコード)に従い必要な事項が記載されたもの)の写し
 - (4)許可に係る市町村長等以外の他の行政機関で交付されたタンク検査済証(正)の写し
(危令第8条の2の2の規定により、許可行政庁以外の行政機関で完成検査前検査を受けた場合)
 - (5)避雷設備等で接地極の設置又は変更工事を行う製造所等にあっては、避雷設備の接地極施工書・接地抵抗値測定結果(結果書を提出した場合は、検査時の確認を省略することができる。)
 - (6)電気防食の設置又は変更工事を行う製造所等にあっては、電気防食の防食電位試験結果(結果書を提出した場合は、検査時の確認を省略することができる。)
 - (7)屋外貯蔵タンク及び屋外20号タンクを有する製造所等の設置又は変更工事を行う場合にあっては次の書類(容量500kl未満のタンクを除く。)。
 - ア 磁粉探傷試験結果
 - イ 浸透探傷試験結果
 - ウ 放射線透過試験結果
 - エ 漏れ試験結果
 - オ 不等沈下測定結果(容量500kl未満であっても指定数量200倍以上のタン

- クは必要)
カ 板厚測定結果
キ 底部の形状測定結果
- (8)移送取扱所における配管設置又は変更工事にあっては、移送配管非破壊試験結果
- (9)消防用設備等の設置又は変更工事を行う製造所等にあっては、当該設備の試験結果(消火設備のうち第4種及び第5種を除く。)
- 7 完成検査時における工事用架台等の取扱い(H9.3.26消防危第35号通知)
- 完成検査時には、試運転等に備え工事用架台等を残置する必要がある場合があることを踏まえ、これに関しては以下の取り扱いとする。
- (1)保有空地内の工事用事務所及び保有空地内に置かれた工事用資機材について
は完成検査時には撤去すること。
- (2)完成検査後の試験運転用工事架台等
- 完成検査後の試運転時のメンテナンス及び監視等の確認上必要となる工業用架台等は、完成検査時において設置されていてもやむを得ないものであるが、完成検査時に撤去予定を示すこと。
- 8 完成検査指針(H1.8.31消防危81号通知)
- この指針は、製造所等の設置又は変更許可申請に係る完成検査事務の効率化のため、完成検査による審査の際に留意すべき項目及び内容を抽出したものである。
- (1)保安距離
- ア 住居等保安対象物件からの距離を事業所配置図又は周囲状況図により確認する。
イ 埽等の代替措置による場合はその幅、高さ、材料、耐風強度等の防火上の有効性を配置図、構造図により確認する。
- (2)保有空地
- ア 保有すべき空地の幅を周囲状況図により確認する。
イ 隣壁を設けた場合はその範囲、材料、防火性能等の防火上の有効性を建築物構造図により確認する。
- (3)標識、掲示板
- 大きさ、色、取扱い危険物の症状等に応じた表示内容、設置位置を配置図等により確認する。
- (4)建築物等
- ア 地階の有無を配置図、建築物構造図、構造設備明細書により確認する。
イ 主要構造部の構造、材料等を建築物構造図、構造設備明細書により確認する。
ウ 延焼のおそれのある部分の範囲並びに当該部分の外壁の構造及び出入口以外の開口部の有無を周囲状況図、配置図、建築物構造図、構造設備明細書により確認する。
エ 窓及び出入口の構造並びに延焼のおそれのある部分に設ける出入口の状況を周囲状況図、配置図、建築物構造図、構造設備明細書により確認する。
オ 床の構造及び傾斜並びに建築物の規模に応じたためますの設置数、機能の有効性等を配置図、建築物構造図、構造設備明細書により確認する。
カ 採光、照明及び換気設備の設置状況を配置図、設備構造図、構造設備明細書により確認する。
キ 可燃性蒸気又は可燃性微粉の発生状況に対応した排出設備の構造及び排出機能を配置図、設備構造図、構造設備明細書により確認する。
ク 屋外の液状危険物取扱い設備の周囲に設ける囲い等流出防止措置の状況

並びに地盤面の構造、傾斜、液状の危険物の取扱い範囲及び量に応じたためます等の設備数、機能の有効性を配置図、設備構造図、構造設備明細書により確認する。

(5) 危険物設備機器

- ア 機器リストとフロー図により、危険物機器の該当性を確認する。
- イ 塔類、タンク類、熱交換器類、ポンプ類、加熱炉等の設備機器の取扱い危険物、圧力、温度等使用条件に応じた構造、材料、板厚、容量、強度等並びに漏れ、あふれ又は飛散を防止するための附帯設備、高所に設置された危険物施設機器に対する飛散防止措置を配置図、設備構造図、構造設備明細書により確認する。
- ウ 圧力の変化の生ずる設備に設けるべき圧力計及び安全装置の設置、安全装置の排出能力、安全弁の噴き出し位置等並びに温度の変化を生ずる設備に設けるべき温度測定装置の設置及びその適正な取り付け位置をフロー図、機器リスト、配置図及び設備機器構造図により確認する。
- エ 直火を用いる設備の有無及び安全措置をフロー図、配置図、設備機器構造図により確認する。
- オ 附属屋外タンクの本体構造、耐震耐風圧強度、放爆構造、防食措置、通気管等、液面計、注入口、弁の材質、水抜き管、配管の構造等及び防油提の構造、強度、容量並びに防油提配管貫通部の保護措置等を配置図、タンク構造図、防油提構造図等及び構造設備明細書等により確認する。
- カ 附属屋内タンクの本体構造、防食措置、通気管等、液面計、注入口、弁の材質、水抜き管、配管の構造を配置図、タンク構造図等、構造設備明細書により確認する。
- キ 附属地下タンクの埋設方法、本体構造、防食措置、通気管等、液面計、注入口、配管の構造等を配置図、タンク構造図等、構造設備明細書により確認する。

(6) 電気設備等

- ア 危険物の種類及びこれを取り扱う場所の状況に応じた電気配線、電気機械器具等の防爆性能等を配置図、設備概要図、構造設備明細書により確認する。
- イ 静電気が発生するおそれのある設備に設ける静電気除去装置の有効性を配置図、設備構造図、構造設備明細書により確認する。

(7) 避雷設備

避雷設備の有効防護範囲並びに施工方法を配置図、設備構造図、構造設備明細書により確認する。

(8) 危険物配管

- ア 配管の敷設位置、敷設方法、材料、構造等及び支持物の構造、耐火性等を配置図、フロー図、配管構造図、構造設備明細書で確認する。
- イ 地下埋設配管の接合方法、防食措置を配管構造図により確認する。

(9) 消火設備

- ア 必要となる消火設備の種類を構造設備明細書等により確認する。
- イ 消火設備の適正配管及び薬剤の適応性を配置図、設備概要図により確認する。
- ウ 第1種～第3種消火設備の設計仕様、有効水源、動力源及び予備動力源の能力、有効発泡等に至る推定所要時間等を設計書により確認する。
- エ 第1種～第3種消火設備については、原則として現場にて放射試験を実施し、圧力、放水量、泡消化薬剤の性状等を確認する。ただし、消火薬剤等の放射

試験を行うことが著しく困難な場合は、事前相談により、水による放射試験及び一部の性能試験とすることができる。

オ 製造者の検査成績証明書、設置者の検査記録写真、消防用設備等試験結果報告書等を活用する。

カ 消防用設備等試験結果報告書に該当項目のないものの取扱い(H9.3.26消防危第35号通知)

泡消火設備の泡チャンバー、泡モニタ等で消防用設備等試験結果報告書の欄に明記されていない泡放出口の機器については、当該報告書中の「ア 外観試験の泡放出口の機器の泡ヘッドの欄」、「ウ 総合試験の泡放出試験(低発泡のものによる)の固定式の欄」、「備考の欄」等を用いて記載する。

(10)警報設備

ア 警報設備の適正配置及び設計仕様等を配置図、設備概要図、構造設備明細書、設計書により確認する。

イ 検査にあたっては、検査記録写真、消防用設備等試験結果報告書等を活用するものとする。(H9.3.26消防危第35号通知)

(11)緊急時対策

停電による動力源の遮断、異常昇温又は昇圧、流量の急激な変化等制御が不能となる異常状態が発生した場合に、装置等を安全に停止し、事故等を防止する設備等が設けられている場合にあっては、その設備等を配置図、フロー図、設備概要図により確認する。

(12)その他

完成検査提出書類(完成検査前検査関係、中間検査関係、設置・電気防食関係、タンク関係、移送取扱所関係、消防用設備関係、その他)について、その適正を確認する。

第11 完成検査済証の再交付申請

(再交付)

1 完成検査済証の再交付にあたっては、手数料は徴収しないものである。(S57.1.19消防危第10号通知)

第12 手数料

1 製造所等の設置又は変更の許可申請後において、当該申請に係る許可前に申請内容を変更する場合の手数料は、次の通り取り扱う。(S39.3.2自消丙予発第15号通知)

(1)危険物の貯蔵又は取扱数量の変更により、手数料の額が増加する場合は、増加後の数量に対応する手数料との差額を新たに徴収する。

(2)危険物の貯蔵又は取扱数量の変更により、手数料の額が減少する場合は、減少後の数量に係る手数料との差額は返還しない。

2 設置又は変更の許可を受けた製造所等で、当該施設に対する完成検査前に当該許可に係る変更の許可申請を行う場合の手数料は、次のとおり取り扱う。(S39.3.2自消丙予発第15号通知)

(1)危険物の貯蔵又は取扱数量に変更がない場合は、設置許可手数料の額の2分の1の額を徴収する。

(2)危険物の貯蔵又は取扱数量に変更がある場合は、当該数量に対する設置許可手数料の額の2分の1の額を徴収する。

3 設置又は変更の許可を受けた製造所等で、上記1及び2の完成検査の手数料は次のとおり取り扱う。(S39.3.2自消丙予発第15号通知)

- (1) 危険物の貯蔵又は取扱数量に変更がない場合
ア 設置の場合は、設置許可手数料の額の2分の1の額を徴収する。
イ 変更の場合は、設置許可手数料の額の4分の1の額を徴収する。
- (2) 危険物の貯蔵又は取扱数量に変更がある場合
ア 設置の場合は、最終の危険物の貯蔵又は取扱数量に対する設置許可手数料の額の2分の1の額を徴収する。
イ 変更の場合は、最終の危険物の貯蔵又は取扱数量に対する設置許可手数料の額の4分の1の額を徴収する。
- 4 設置の許可を受けた製造所等の完成検査申請により完成検査を行った結果、法第10条第4項の技術上の基準に不適合又は許可内容と異なるため不合格となり、その後に変更許可申請がなされ、当該許可後に再び完成検査がなされた場合は、変更許可後の製造所等における危険物の最大数量を基準として設置許可手数料の額の2分の1の額を徴収する。(S48.8.2消防予第122号質疑)
- 5 設置の許可を受けた製造所等の完成検査申請により完成検査を行った結果、不合格となり、その後変更許可申請がなされず、再び完成検査の申請がなされた場合は、設置許可手数料の額の2分の1の額を徴収する。(S48.8.2消防予第122号質疑)
- 6 製造所等の設置許可後、工事が完了する見込みで完成検査申請がなされたが、当該完成検査を実施する前に変更許可申請がなされたときは、完成検査申請の訂正として取扱い、訂正に際して完成検査申請手数料を重ねて徴収しないものとする。ただし、危険物施設の変更により、危険物の貯蔵又は取扱最大数量に変更を生じ、当該危険物施設の完成検査手数料の変動を及ぼすものにあっては、次により取り扱うこと。(S48.8.2消防予第122号質疑)
- (1) 危険物施設の変更により、完成検査手数料が増加することとなる場合は、当該手数料との差額を新たに徴収する。
(2) 危険物施設の変更により、完成検査手数料が減少することとなる場合は、当該手数料との差額は返還しない。
- 7 20号タンクの水張・水圧検査の手数料は、タンク1基ごとに徴収する。(S35.6.28国消乙予第40号質疑)
- 8 分割タンクの水張又は水圧検査は、各室の容量を合計した容量を基準に手数料を徴収する。
- 9 国の機関(例えば自衛隊)に係る製造所等の設置許可申請又は完成検査申請に際し手数料を徴収することは差し支えない。(S37.4.6自消丙予発第44号質疑)

第13 仮貯蔵・仮取扱いの承認

- 1 指定数量以上の危険物の仮貯蔵又は仮取扱(以下「仮貯蔵等」という。)の基準(タンクコンテナによる仮貯蔵を除く。)
(1) 仮貯蔵等の反復の制限
仮貯蔵等をする場合には、同一場所において法定期間(10日間)を終了後、反復して行つてはならない。ただし、次のような場合は仮貯蔵等の承認を更新できること。
ア 工事現場、埠頭等の特殊な場所における場合。
イ 事故又は災害による緊急措置等やむを得ない場合。
ウ その他正当な理由がある場合。
- (2) 仮貯蔵等の位置
仮貯蔵等を行うことのできる位置については、危令第9条第1項第1号の規定を概ね準用するものとする。
- (3) 屋外における仮貯蔵等

屋外において仮貯蔵等をする場合は、次によるものとする。

ア 危令第2条第1項第7号に定める危険物に限るものとする。ただし、次に掲げる場合を除く。

(ア)仮貯蔵の場合

法別表第1に掲げる禁水性物質に該当する危険物。

(イ)仮取扱いの場合

第3類の危険物、二硫化炭素、沸点が40°C未満の危険物、危則第16条の3に定める指定過酸化物及びアルカリ金属の過酸化物。

イ 湿潤でなく、かつ、排水及び通風の良い場所とし、その周囲には不燃材で造った柵等を設けて明確に区分すること。

ウ 仮貯蔵等を行う場合の柵等の周囲には、貯蔵し、又は取り扱う危険物の指定数量の倍数に応じ、危令第16条第1項第4号に掲げる空地の幅のおおむね2分の1以上を保有すること。

ただし、高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う場合は、危則第24条の12第2項第2号に掲げる空地の幅の概ね2分の1以上を保有すること。

エ タンクで貯蔵する場合の空地の幅は、3m以上とすること。

オ 類を異にする危険物を貯蔵する場合は、類ごとに取りまとめて貯蔵し、かつ、その相互間に幅1m以上の空地を保有すること。

カ 仮貯蔵等を行う場所は、危険物が直接事業所敷地外に流出するおそれがない場所又は流出しないよう適當な措置を講じた場所とすること。

(4)屋内における仮貯蔵等

屋内において仮貯蔵等をする場合は、次によるものとする。

ア 建築物は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造又は不燃材で造り、かつ、出入口には防火設備を設けた専用の棟又は室とすること。

イ 仮貯蔵等をする建築物内に、危険物以外の物品が存する場合においては、当該物品が存する場所との間を耐火構造又は不燃材で造られた隔壁で完全に区分すること。ただし、危令第26条第1項第1号のただし書きで定める場合においては、当該規定を準用するものとする。

ウ 類を異にした危険物を同一の建築物内部において仮貯蔵等する場合には、類ごとに耐火構造又は不燃材料で造られた隔壁で完全に区分すること。ただし、危令第26条第1項第1号の2ただし書きで定める場合においては、当該規定を準用するものとする。

エ 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。

(5)消火設備

仮貯蔵等を行う場所には、危険物の性質、数量等に応じて危令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を設けること。その能力単位の数値は、屋外にあっては危険物の所要単位の数値、屋内にあっては危険物及び建築物の所要単位の数値に達するように設けること。

(6)貯蔵及び取り扱いの基準

仮貯蔵等においてする危険物の貯蔵又は取り扱いの基準は、危令第4章の規定を準用するものとする

(7)標識及び掲示板

仮貯蔵等をする場所の見やすい箇所に、仮に貯蔵する場合にあっては「危険物仮貯蔵所」、仮に取り扱う場合にあっては、「危険物仮取扱所」と表示した標識並びに仮貯蔵の期間、危険物の類別、品名、最大数量及び危険物取扱者又は管理責任者の氏名及び緊急時の連絡先を表示した掲示板を設けること。なお、前記の標識のほか、仮貯蔵等をする危険物に応じ危則第18条第1項第4号及び

第5号に規定する掲示板(火気厳禁、禁水等)を設けること。

標識の例

0.6m以上

危険物仮貯蔵(仮取扱)所

0.3m以上

地は白色、文字は黒色

掲示板の例

承認番号	承認 第 号
期 間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)
貯蔵取扱危険物	第 類
管理責任者 (危険物取扱者)	
緊急時の連絡先 (電話番号等)	

(8)基準の特例

仮貯蔵等について、消防長が危険物の品名及び数量、危険物の貯蔵又は取り扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況から判断して、この基準の規定によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限にとめることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることにより、この基準の規定と同等以上の効力があると認めるときにおいては1(2)～(6)の規定は適用しない。

(9)定期点検等に伴う危険物の抜取り等

ア 屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所

定期点検等(施設廃止時を含む)に伴い、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所の貯蔵タンクから指定数量以上の危険物を抜取る場合は、仮取扱いの承認を、また、抜き取った危険物をドラム缶等の容器に収納して一時的に貯蔵する場合は、仮貯蔵の承認を要する。この場合において、仮取扱いと仮貯蔵が一連の作業として実施される場合は、一の申請とすることができる。

イ 製造所又は取扱所

定期点検等(施設廃止時を含む)に伴い、製造所若しくは取扱所の屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク、地下貯蔵タンクから指定数量以上の危険物を抜き取る場合及び当該製造所若しくは取扱所に抜き取った危険物を一時的に貯蔵する場合又は当該製造所若しくは取扱所以外に抜き取った危険物を一時的に貯蔵する場合は、仮貯蔵等の承認が必要である。

2 タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵の基準(H4.6.18消防危第52号通知)

(1)運用上の留意事項

ア 申請者が同一であれば、同一時期に同一場所で複数のタンクコンテナを仮貯蔵する場合は、一の仮貯蔵とすることができる。

イ タンクコンテナの安全性及び輸送行程の複雑さを考慮し、仮貯蔵の承認に係る事務の迅速化を図ること。

ウ 仮貯蔵の承認申請書に添付する書類については、次に掲げる事項を記載した書類とするが、必要最小限にとどめ、申請者に過重な負担を掛けないようにすること。

(ア)屋外での仮貯蔵

当該仮貯蔵場所を含む敷地内の主要な建築物その他の工作物の配置及び周囲の状況を表した見取図

(イ)屋内での仮貯蔵

(ア)に定めるものの他、建築物の仮貯蔵に供する部分の構造を表した図

エ 原則として仮貯蔵承認期間を過ぎて同一場所で仮貯蔵を繰り返すことはできないこと。ただし、台風、地震等の自然災害、事故等による船舶の入出港の遅れ、鉄道の不通等やむを得ない事由により、仮貯蔵承認期間を過ぎても同一の場所で仮貯蔵を継続する必要が生じた場合は、繰り返して同一場所での仮貯蔵を承認できるものとする。

オ 次の場合においては、新たな仮貯蔵又は仮取扱いの承認は要しないものであること。

(ア)複合輸送において、船舶から貨車又は貨車から船舶へタンクコンテナを積み込むために、桟橋、岸壁若しくはコンテナヤードと同一又は隣接した敷地の鉄道貨物積卸場との間において、一時的にタンクコンテナを車両に積載して運ぶ場合

(イ)コンテナ船又は貨車の到着前に積載式移動タンク貯蔵所の設置又は変更許可を受けた場合において、コンテナ船又は貨車の到着後に完成検査を受けるためタンクコンテナを埠頭、コンテナヤード等に一時的にとどめる場合

(ウ)車両に駐停車が禁止されている等の事由により、コンテナヤード等で完成検査を受けることができない場合において、完成検査を受けるためタンクコンテナを車両に積載して同一又は隣接した別の場所に移動する場合

(2)技術上の基準等に係る指針

ア 屋外における仮貯蔵

(ア)仮貯蔵場所

a 仮貯蔵場所は、湿潤でなく、かつ、排水及び通風のよい場所であること。

b 仮貯蔵場所の周囲には、3m以上の幅の空地を保有すること。ただし、危令第9条第2項に定める高引火点危険物のみを貯蔵する場合又は不燃材料で作った防火上有効な塀を設けることにより、消防長が安全であると認めた場合は、この限りでない。

(イ)標識及び掲示板

a 標識

仮貯蔵場所には、見やすい箇所に「危険物仮貯蔵所」である旨を表示した標識を設けること。

b 掲示板

仮貯蔵場所には、承認番号、仮貯蔵期間、危険物の類、品名、貯蔵最大数量、管理責任者及び緊急時の連絡先を表示した掲示板を設けること。

なお、前記の標識等のほか、仮貯蔵等をする危険物に応じ、危則第18条第1項第4号及び第5号に規定する掲示板(火気厳禁、禁水等)を設けること。

(ウ) 消火設備

仮貯蔵場所には、貯蔵する危険物に応じて危令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を、その能力単位の数値が危険物の所要単位の数値に達するように設けること。

(エ) 仮貯蔵中の火災予防に係る事項

- a 仮貯蔵場所には、「関係者以外立入禁止」の表示を掲げる等関係のない者をみだりに出入りさせない措置を講じること。
- b 仮貯蔵場所には、みだりに空箱その他の不要な物件を置かないこと。
- c 仮貯蔵中は、危険物以外の物品の貯蔵をしないこと。
- d タンクコンテナを積み重ねる場合は、同じ類の危険物を貯蔵するタンクコンテナに限るものとし、かつ、地盤面からタンクコンテナ頂部までは6m以下とすること。
- e タンクコンテナ相互間には、点検のための間隔を設けること。
- f 危険物の管理責任者は、適宜巡回し、タンクコンテナの異常の有無及びaからeまでを確認すること。

イ 屋内における仮貯蔵

(ア) 仮貯蔵場所

- a 仮貯蔵場所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造又は不燃材で造られ、かつ、出入口に防火設備を設けた専用室とすること。
- b aの専用室の窓にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。

(イ) その他

屋外における仮貯蔵の(イ)から(エ)までの例によること。

3 同一敷地内において、同時に二以上の場所で仮貯蔵等を行う場合の承認申請は、一の場所ごととする。

4 仮貯蔵等の承認申請に添付する図書

- (1) 危則第1条の6に規定する申請書(危則別記様式第1の2)
- (2) 付近見取図及び敷地見取図
- (3) 配置図(機器配置図、消防設備配置図等)
- (4) 構造図(建築物、タンク図、機器図、設備図等)
- (5) 危険物取扱者の免状の写し
- (6) その他必要な書類

5 承認申請手数料は、一の申請ごとに納入する。

6 モーターショー等において燃料タンクに危険物を収納した自動車等を短期間に陳列し、1棟の建築物内におけるこれらの危険物の合計量が指定数量以上となる場合であっても、法第10条第1項ただし書きの規定による承認を要するものとはならない。
(S49.7.30消防予第102号質疑)

7 危険物の流出防止対策を施した場所において、第三者機関による性能評価を受けた可搬式の給油設備を移動タンク貯蔵所と接続し、危険物取扱者免状の保有者が当該給油設備を用いて自動車への給油又は容器への注油を行うことは仮取扱いとして差し支えない。(H30.12.18消防危第226号質疑)

8 仮貯蔵等承認申請書記載要領(H31.2.14消防危第34号通知)

申請書の記載要領は以下のとおりであるが、各欄の記載事項が書き切れない場合は、「別紙のとおり」として記入し別紙資料を添付すること。

(1) 仮貯蔵、仮取扱いのいずれか一方しか行わない場合は、実施しない申請を二重線で抹消すること。

(2) 申請日は申請提出日を記入すること。

(3) 「申請者」の欄は、申請者が法人の場合は、その名称、代表者氏名、事務所の所

在地及び電話番号を記入すること。

- (4)「仮貯蔵(取扱)の場所」欄は、仮貯蔵等を行う場所の所在地及び名称を記入すること。
- (5)「仮貯蔵(取扱)に使用する部分の概況」欄には、屋内の場合にあっては、建築物の建築面積、壁、床、柱及び屋根等構造材の材質を記入し、屋外の場合にあっては、空地の面積及び地盤面の構造について記入すること。
- (6)「仮貯蔵(取扱)の期間」欄は、期間が10日以内になるよう年月日及び期間を記入すること。
- (7)「危険物の種類、品名、最大数量」欄には、類、品名、貯蔵等をする最大数量及び指定数量の倍数を記入する。
- (8)「仮貯蔵(取扱)の方法」欄は、仮貯蔵等の方法及び静電気対策や流出防止措置等の安全対策を具体的に記入すること。
- (9)「消防設備」欄は仮貯蔵等の期間中に設置する消防設備を記入すること。
- (10)「防火責任者」欄は、現場管理責任者の住所、氏名及び緊急連絡先を記入すること。

なお、作業従事する危険物取扱者の危険物取扱者免状の写しや氏名及び資格の種類等を記載した書類を添付すること。

- (11)「その他必要事項」欄は、標識等の掲示、バリケードの設置、消防設備や警報設備の設置等、危険物の管理方法や関し・消火体制を具体的に記入すること。

9 震災時における危険物の仮貯蔵・仮取扱要領

震災時における危険物の仮貯蔵・仮取扱については、「震災時における危険物の貯蔵・取扱いに係る安全対策及び手続について」(H25.10.3消防危第171号通知)によること。

第14 保安検査の申請

(保安検査及びその審査の委託)

1 保安検査申請はタンク1基ごととする。

2 保安検査申請に添付する図書

(1)保安検査

(申請時に必要なもの)

- ア 危則第62条の3第1項に規定する申請書(危則様式第27又は様式第28)
- イ 工事工程表
- ウ 構内配置図
- エ タンク本体の設計図書(平面図、断面図及び詳細図に寸法、板厚、材質を記載したもの)
- オ 本体に係る変更図書
(変更許可申請をKHKに審査委託する場合は、イからオまでは不要とする。)

(検査時に必要なもの)

- ア 開放検査記録

- ・目視検査記録(底部)
- ・磁粉探傷試験記録(底部)
- ・浸透探傷試験記録(底部)
- ・板厚測定記録(底部)
- ・側板とアニュラ板の脚長測定記録
- ・側板とアニュラ板の角度測定記録
- ・底部の不等沈下測定記録
- ・底部の凹凸状態の測定記録

- ・非破壊検査員名簿(技量認定書の写し)
- ・コーティング上からの板厚測定に関する機器の型式試験確認証明書の写し
- イ 補修に関する品質管理記録
 - 変更工事の内容により必要とする次の記録
 - ・天候記録
 - ・加工(切断、板厚)検査記録
 - ・開先、組立検査記録
 - ・溶接材料入庫記録
 - ・溶接材料乾燥記録
 - ・ミルシート
 - ・溶接施工管理記録又は溶接部溶接補修記録
 - ・磁粉探傷試験記録(底部及び側部)
 - ・浸透探傷試験記録(底部及び側部)
 - ・放射線透過試験記録(側部)
 - ・溶接補修後の側板とアニュラ板の角度測定記録
 - ・溶接補修後の底部の凹凸状態の測定記録
 - ・補修後の底部の不等沈下測定記録
 - ・非破壊検査員名簿(技量認定書の写し)
 - ・溶接士の名簿(免許証又は技量証明書の写し)
- ウ 定期保安検査及び定期開放点検記録(提示)
- エ 過去におけるタンク本体及び基礎・地盤に関する補修記録(提示)
- オ その他必要な資料

第15 保安検査の時期変更の承認申請

(保安に関する検査)

- 1 保安検査時期変更承認申請に添付する図書
 - (1)危則第62条の3第2項に規定する申請書(危則様式第29)
 - (2)時期変更を必要とする事由を記載した書類
 - (3)設置の完成検査済証又は前回の保安検査済証の写し
 - (4)敷地内配置図
 - (5)危則第62条の2第1項第3号による場合は、危険物の除去措置や流入防止が確認できる書類
 - (6)その他必要な図書
- 2 保安検査時期変更承認申請についての留意事項は次のとおりとする。(S52.3.30 消防危第56号通知)
 - (1)保安に関する検査の対象となるべき特定屋外タンク貯蔵所の所有者等(以下「義務者」という。)の判断において、当該特定屋外タンク貯蔵所の保守管理の必要性が生じた場合は、危則第62条の2第1項第2号に規定する「保安上の必要が生じた」事由に該当するものであること。
 - (2)義務者の判断において貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類を変更する必要が生じた場合は、危則第62条の2第1項第4号に規定する「使用の状況(計画を含む。)等に変更が生じた」事由に該当するものであること。
 - (3)危令第8条の4第5項の事由が生じた場合は、直ちに臨時保安検査の申請を行うとともに、内部開放を行うこと。
- 3 休止中の特定屋外タンク貯蔵所等の保安検査の受検時期に関する事項
(H21.10.27消防危第193号通知)

特定屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所における保安検査の時期について、その時期を変更できる事由に危険物の貯蔵及び取扱いが休止されたことが追加されたが、その運用については次のことに留意すること。

(1) 保安検査時期変更の事由

危則第62条の2第1項第3号に定める危険物の貯蔵及び取扱いが休止されたことの承認にあたっては、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令(平成21年総務省令第98号)の附則第3条第3項第1号及び第2号に掲げる措置が講じられていることを要件として差し支えない。

(2) 例外とする危険物の貯蔵及び取扱い

危則第62条の2第2項各号に掲げる規定により危険物の貯蔵及び取扱いから次のアからウまでが除かれたが、これは他の製造所等と共有する設備や配管の存在、機器の維持管理などの施設の実態をかんがみ、除いたものであること。

ア 消火設備又は保安のための設備の動力源の燃料タンクにおいて危険物の貯蔵又は取扱いが行われる場合

イ ポンプその他の潤滑油又は作動油を用いる機器における潤滑油又は作動油の取扱いが行われる場合(一の機器において取り扱う潤滑油又は作動油の数量が指定数量の5分の1未満である場合に限る。)

ウ 屋外タンク貯蔵所の配管のうち他の製造所等との共有部分において危険物を取り扱う場合(当該他の製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いに伴うものに限る。)

(3) 保安検査受検予定日より前に危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合の取扱い

危則第62条の2第1項第3号の事由により保安検査の実施時期が変更された後、承認された保安検査の受検予定日より前に危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合には、特定屋外タンク貯蔵所等の所有者、管理者又は占有者は、次のア又はイに定める期限までに保安検査を受けなければならないこと。

ア 変更前の保安検査の受検期限までに危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあっては、変更前の保安検査の受検期限

イ 変更前の保安検査の受検期限より後で、かつ、承認された保安検査の受検予定日以前に危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあっては、再開の日の前日

第16 保安検査の時期延長の申請

(保安に関する検査)

1 保安検査時期延長申請に添付する図書

(1) 危則第62条の2の3第2項に規定する申請書(危則様式第26の2、様式第26の3、様式第26の4、様式第26の5、様式第26の6)

(2) 設置の完成検査済証又は前回の保安検査済証の写し

(3) 敷地内配置図

(4) KHKの技術援助報告書

(5) 2に示す保安のための措置関係書類

(6) その他必要な図書

2 保安のための措置関係(H6.9.1消防危第73号通知、H11.9.24消防危第86号通知、H16.3.31消防危第42号通知、H23.2.25消防危第45号通知)

(1)特定屋外貯蔵タンクの腐食防止等の状況に関する申請添付資料

項目	資料内容
コーティング	<ul style="list-style-type: none"> ・コーティングに関する指針又は既存コーティングに関する指針に基づくチェックリスト ・屋外貯蔵タンクの内面コーティング等の管理技術に係る講習を終了したことを示す資料等コーティング等の施工に関して専門的技術及び経験を有すると認めることのできる資料
タンク底部外面の腐食防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルトサンドの場合は、施工範囲、施工厚さを明示した図面又は資料 ・電気防食の場合は、防食設置の設置位置を示した図面、対地電位(瞬間オフ電位)測定記録資料
板厚 補修・変形	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水侵入防止措置の被覆材料、被覆範囲及び被覆厚さを示した図面 ・板厚測定記録図面及び資料 ・補修実施箇所を示す図面、補修工事施工要領を示す資料 ・有害な変形が認められた部位に関する隅角部角度測定データ等の記録資料
不等沈下 支持力・沈下 維持管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・タンク本体の経年相対沈下量測定記録資料 ・タンク本体の経年沈下量測定記録資料 ・過去1年間の教育訓練実施記録資料(実施日、実施場所、参加人員、教育訓練内容を記録したもの) ・過去1年間の巡視・点検実施計画、実施要領を記載した資料

(2) 危険物の貯蔵管理等の状況に関する申請添付資料

項目	資料内容
水等成分管理の実施腐食率	<ul style="list-style-type: none"> ・貯蔵危険物の水分等管理要領及び管理記録資料 ・板厚測定記録図面及び資料 ・板の経過年数に関する資料
タンク底部外面の腐食防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルトサンドの場合は、施工範囲、施工厚さを明示した図面又は資料 ・電気防食の場合は、防食設置の設置位置を示した図面、対地電位(瞬間オフ電位)測定記録資料
補修・変形	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水侵入防止措置の被覆材料、被覆範囲及び被覆厚さを示した図面 ・補修実施箇所を示す図面、補修工事施工要領を示す資料 ・有害な変形が認められた部位に関する隅角部角度測定データ等の記録資料
不等沈下	<ul style="list-style-type: none"> ・タンク本体の経年相対沈下量測定記録資料
支持力・沈下	<ul style="list-style-type: none"> ・タンク本体の経年沈下量測定記録資料
維持管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・過去1年間の教育訓練実施記録資料(実施日、実施場所、参加人員、教育訓練内容を記録したもの) ・過去1年間の巡視・点検実施計画、実施要領を記載した資料

(3) 特定屋外貯蔵タンクの腐食量に係る管理等の状況に関する申請添付資料

項目	資料内容
板厚予測値 コーティング	<ul style="list-style-type: none"> ・腐食量予測式に基づく板厚予測値算出資料 ・コーティングに関する指針又は既存コーティングに関する指針に基づくチェックリスト ・屋外貯蔵タンクの内面のコーティング等の管理技術に係る講習を終了したことを示す資料等コーティングの施工に関して専門的技術及び経験を有すると認めることのできる資料
タンク底部外面の腐食防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルトサンドの場合は、施工範囲、施工厚さを明示した図面又は資料 ・電気防食の場合は、防食設置の設置位置を示した図面、対地電位(瞬間オフ電位)測定記録資料
補修・変形	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水侵入防止措置の被覆材料、被覆範囲及び被覆厚さを示した図面 ・補修実施箇所を示す図面、補修工事施工要領を示す資料 ・有害な変形が認められた部位に関する隅角部角度測定データ等の記録資料
不等沈下	<ul style="list-style-type: none"> ・タンク本体の経年相対沈下量測定記録資料
支持力・沈下	<ul style="list-style-type: none"> ・タンク本体の経年沈下量測定記録資料
維持管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・過去1年間の教育訓練実施記録資料(実施日、実施場所、参加人員、教育訓練内容を記録したもの) ・過去1年間の巡視・点検実施計画、実施要領を記載した資料

(4)危令第8条の4第2項第1号口の特定屋外タンク貯蔵所に関する申請添付資料
(コーティング有)

項目	資料内容
次回の保安検査の時期 コーティング	<ul style="list-style-type: none"> ・タンク底部の板の厚さの1年あたりの腐食による減少量等により次回の保安検査の時期を算出した資料 ・コーティングに関する指針又は既存コーティングに関する指針に基づくチェックリスト ・コーティングの施工に関して専門的技術及び経験を有すると認めることのできる資料
補修・変形	<ul style="list-style-type: none"> ・補修実施箇所を示す図面、補修工事施工要領を示す資料 ・有害な変形が認められた部位に関する隅角部角度測定データ等の記録資料
不等沈下 支持力・沈下 維持管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・タンク本体の経年相対沈下量測定記録資料 ・タンク本体の経年沈下量測定記録資料 ・過去1年間の教育訓練実施記録資料(実施日、実施場所、参加人員、教育訓練内容を記録したもの) ・過去1年間の巡視・点検実施計画、実施要領を記載した資料

(5)危令第8条の4第2項第1号口の特定屋外タンク貯蔵所に関する申請添付資料
(コーティング無)

項目	資料内容
次回の保安検査の時期 水等管理の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・タンク底部の板の厚さの1年あたりの腐食による減少量等により次回の保安検査の時期を算出した資料 ・貯蔵危険物の水等の管理要領及び管理記録資料
補修・変形	<ul style="list-style-type: none"> ・補修実施箇所を示す図面、補修工事施工要領を示す資料 ・有害な変形が認められた部位に関する隅角部角度測定データ等の記録資料
不等沈下 支持力・沈下 維持管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・タンク本体の経年相対沈下量測定記録資料 ・タンク本体の経年沈下量測定記録資料 ・過去1年間の教育訓練実施記録資料(実施日、実施場所、参加人員、教育訓練内容を記録したもの) ・過去1年間の巡視・点検実施計画、実施要領を記載した資料

3 保安検査時において保安のための措置について確認されている要件にあっては、備考欄にその旨を記載することにより、図書等の添付を省略することとして差し支えない。(H16.3.31消防危第42号通知、H23.2.25消防危第45号通知)

第17 定期点検

1 製造所等の定期検査の方法については、次の通知等によるものとする。

(1)製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について(H3.5.29消防危第48号通知、H11.6.15消防危第57号通知、H13.3.27消防危第37号通知、H20.9.30消防危第350号通知、H21.2.27消防危第34号通知、H22.12.28消防危第297号質疑、H31.4.15消防危第73号通知)

(2)地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について(H16.3.18消防危第33号通知、H19.3.28消防危第66号通知、H22.7.8消防危第144号通知、R1.8.27消防危第120号通知)

漏れ点検の実施時期について、完成検査証の交付を受けた日又は直近において

て点検を行った日を起点とし、次回の点検の実施時期は、対象となる設備等の種類に応じた周期に基づき(移動タンク貯蔵所にあっては5年周期)、当該期間を経過する日の属する月末までに実施すること。

- (3)(2)のうち地下貯蔵タンク及び地下埋設配管に係る概要については、別添のとおりである。
- (4)顧客自らに給油等をさせる給油取扱所におけるパッケージ型固定泡消火設備のうち泡放出口の機能の適否に関する点検を、水又は不活性ガスの放出による確認とすることができる。(H31.4.19消防危第81号通知)
- (5)危則第62条の4第1項ただし書、第62条の5の2第2項ただし書、第62条の5の3第2項ただし書及び第62条の5の4第2項ただし書が適用される場合とは、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)に基づき指定される特定非常災害が発生したときや、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたとき等が該当し、点検を困難にさせる事由が生じた日から4月を超えない範囲で点検期限を延長することができる。
(R2.12.25消防危第304号通知)

2 屋外タンク貯蔵所等の不等沈下測定方法について(H8.2.13消防危第28号通知) 屋外タンク貯蔵所(岩盤タンク及び海上タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の定期点検における不等沈下の測定については、次のとおりとする。

(1)実施時期等

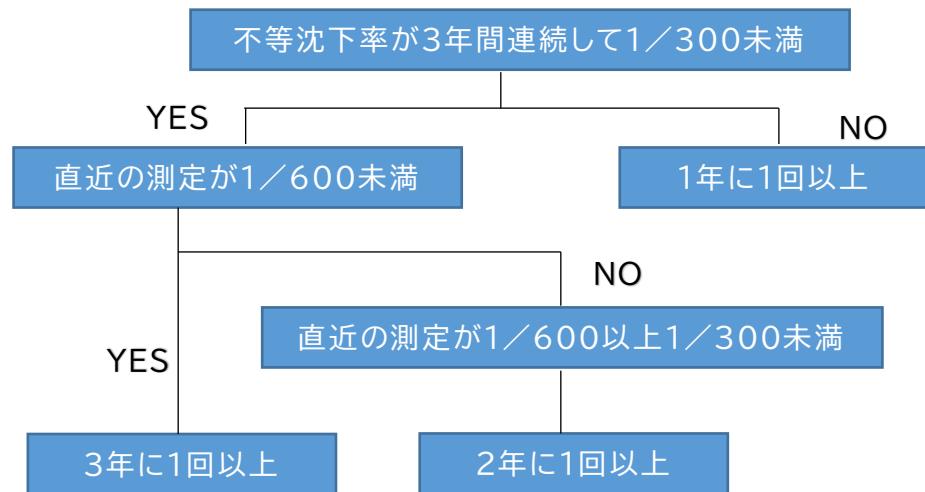
不等沈下に関する定期点検については、1年に1回以上のレベル計等の測定機械を用いた不等沈下量の測定を原則とするが、次に定める条件に適合するものにあっては、当該測定時期を次に定めるそれぞれの時期とすることができます。なお、レベル計等を用いた不等沈下量の測定による点検を行わない期間においては、1年に1回以上の目視による点検を行うものとする。

ただし、次回測定時期までの間に目視による点検等において異常が認められた場合、屋外タンク貯蔵所の周囲でタンクの基礎・地盤に影響を与えるおそれのある工事が行なわれた場合又は屋外貯蔵タンクに影響を与えるおそれのある地震等が発生した場合には、レベル計等を用いた不等沈下量の測定を実施すること。

ア 特定屋外タンク貯蔵所

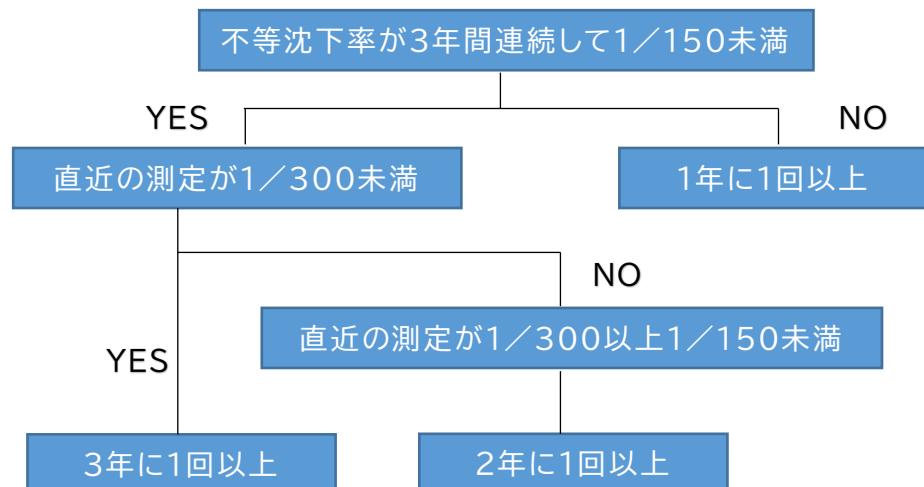
(ア)不等沈下率(屋外貯蔵タンクの直径に対する当該屋外貯蔵タンクの不等沈下量の割合をいう。以下同じ。)が、3年間継続して1/300未満であったもののうち、直近における不等沈下率が1/600以上1/300未満のもの 2年に1回

(イ)不等沈下率が、3年間継続して1/300未満であったもののうち、直近における不等沈下率が1/600未満のもの 3年に1回



イ 特定以外の屋外タンク貯蔵所

- (ア)不等沈下率が、3年間継続して1／150未満であったもののうち、直近における不等沈下率が1／300以上1／150未満のもの 2年に1回
- (イ)不等沈下率が、3年間継続して1／150未満であったもののうち、直近における不等沈下率が1／300未満のもの 3年に1回



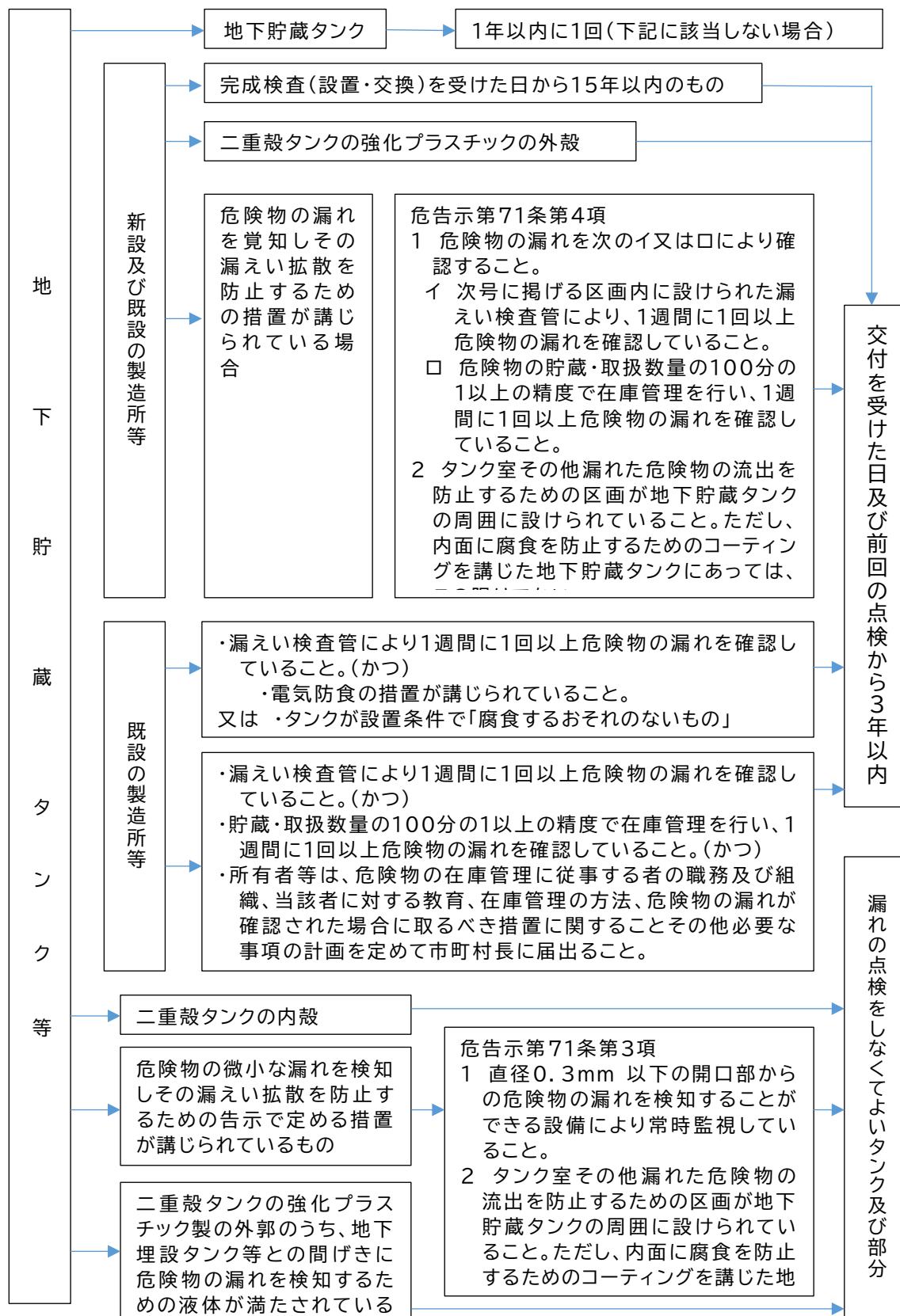
(2)実施結果の記録

不等沈下量の測定による点検実施結果については、H3.5.29消防危第48号通知別記4-1及び4-2の点検表の点検結果の欄に不等沈下率を記載すること。

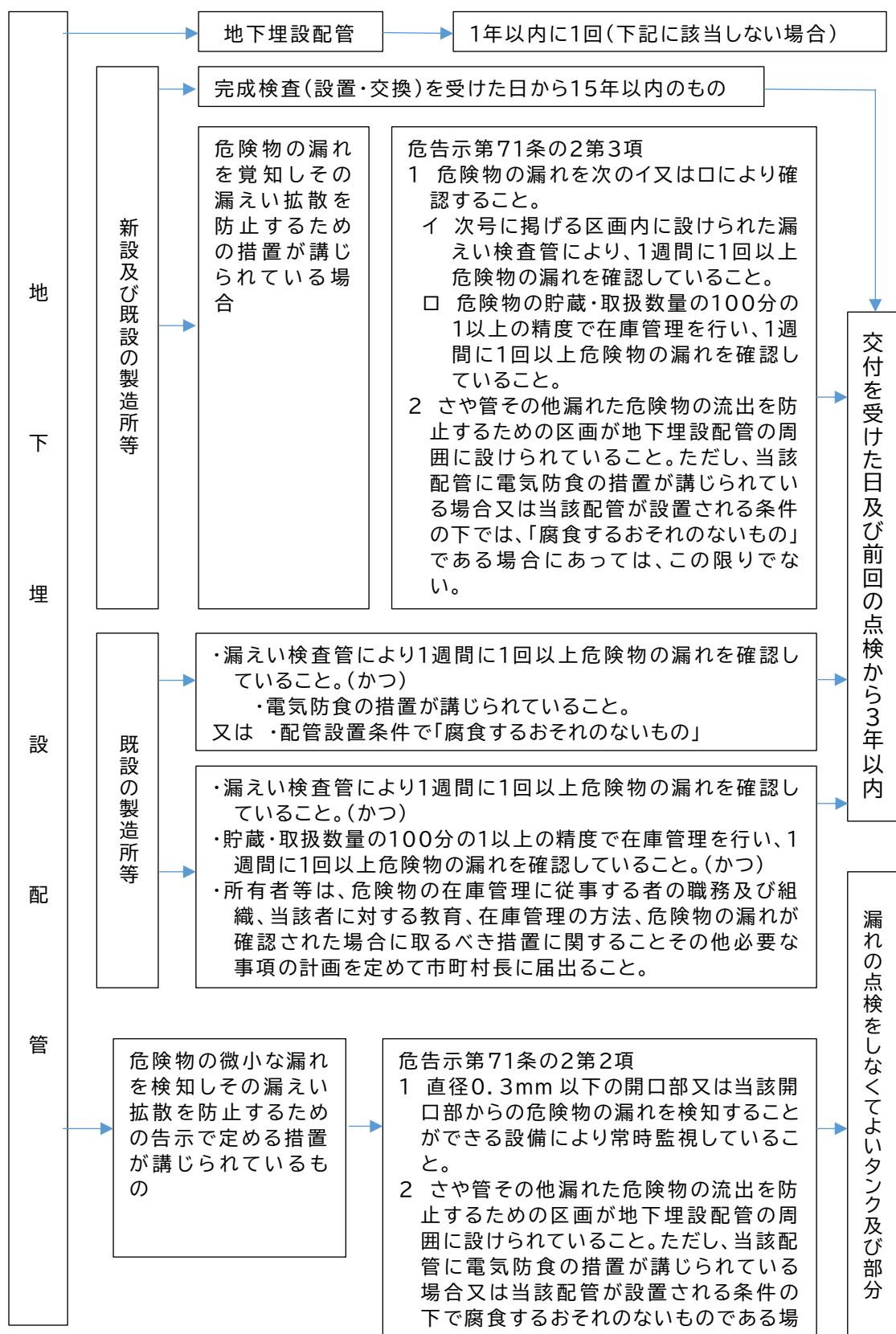
漏れの点検周期

別添

地下貯蔵タンク等の定期点検(漏れの点検)



地下埋設配管に係る定期点検(漏れの点検)



第18 内部点検の期間延長の申請

1 内部点検の期間延長申請に添付する図書

- (1)危則第62条の5第4項に規定する申請書(危則様式第35)
- (2)敷地内配置図
- (3)危険物の除去措置及び流入防止が確認できる書類
- (4)その他必要な書類

2 休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検に関する事項(H21.10.27消防危第193号通知)

特定屋外タンク貯蔵所において、危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、市町村長等が保安上、支障が無いと認めた場合には、当該特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、内部点検の期間及び点検保存期間を市町村長等が定めた期間延長することができることとされたが、その運用については次のことに留意すること。

(1)内部点検期間延長の事由

第15 3(1)の例によること。

(2)例外とする危険物の貯蔵及び取扱い

第15 3(2)の例によること。

(3)危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合の内部点検の実施期間

危則第62条の5第3項の規定に基づき内部点検の期間が延長された後、期間延長後の内部点検予定日より前に危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合には、特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、次のア又はイに定める期間までに内部点検を実施すること。

ア 変更前の内部点検の実施時期までに危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合であっては、変更前の内部点検の実施時期

イ 変更前の内部点検の実施時期より後で、かつ、期間延長後の内部点検予定日以前に危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあっては、再開日の前日

第19 内部点検の時期延長の届出

1 内部点検時期延長届出書に添付する図書

- (1)危則第62条の5第2項に規定する届出書(危則様式第33、危則様式第34)
- (2)敷地内配置図
- (3)KHKの技術援助報告書
- (4)2に示す保安のための措置関係書類
- (5)その他必要な図書

2 保安のための措置関係(H12.3.21消防危第31号通知)

(1)特定屋外貯蔵タンクの腐食防止等の状況に関する申請添付資料

項目	資料内容
コーティング	<ul style="list-style-type: none">・コーティングに関する指針基づくチェックリスト・屋外貯蔵タンクの内面コーティング等の管理技術に係る講習を終了したことを示す資料等コーティング等の施工に関して専門的技術及び経験を有すると認めることのできる資料
タンク底部外面の腐食防止措置	<ul style="list-style-type: none">・アスファルトサンドの場合は、施工範囲、施工厚さを明示した図面又は資料・電気防食の場合は、防食設置の設置位置を示した図面、対地電位(瞬間オフ電位)測定記録資料

板厚 補修・変形	<ul style="list-style-type: none"> ・板厚測定記録図面及び資料 ・補修実施箇所を示す図面、補修工事施工要領を示す資料 ・有害な変形が認められた部位に関する隅角部角度測定データ等の記録資料
不等沈下 支持力・沈下 維持管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・タンク本体の経年相対沈下量測定記録資料 ・タンク本体の経年沈下量測定記録資料 ・過去1年間の教育訓練実施記録資料(実施日、実施場所、参加人員、教育訓練内容を記録したもの) ・過去1年間の巡視・点検実施計画、実施要領を記載した資料

(2)特定屋外貯蔵タンクの貯蔵管理等の状況に関する申請添付資料

項目	資料内容
水等成分管理の実施腐食率	<ul style="list-style-type: none"> ・貯蔵危険物の水分等管理要領及び管理記録資料 ・板厚測定記録図面及び資料 ・板の経過年数に関する資料
タンク底部外面の腐食防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルトサンドの場合は、施工範囲、施工厚さを明示した図面又は資料 ・電気防食の場合は、防食設置の設置位置を示した図面、対地電位(瞬間オフ電位)測定記録資料
補修・変形	<ul style="list-style-type: none"> ・補修実施箇所を示す図面、補修工事施工要領を示す資料 ・有害な変形が認められた部位に関する隅角部角度測定データ等の記録資料
不等沈下 支持力・沈下 維持管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・タンク本体の経年相対沈下量測定記録資料 ・タンク本体の経年沈下量測定記録資料 ・過去1年間の教育訓練実施記録資料(実施日、実施場所、参加人員、教育訓練内容を記録したもの) ・過去1年間の巡視・点検実施計画、実施要領を記載した資料

3 内部点検期間延長についての留意事項

危則第62条の5第1項ただし書きの適用による内部点検期間の延長は、保安上の観点から判断し必要最小限のものに限り適用されるものであり、次によること。

- ア 災害その他非常事態が生じた場合
- イ 保安上の必要が生じた場合
- ウ 使用の状況(計画を含む。)等に変更を生じた場合

第20 休止中の地下貯蔵タンク、二重殻タンクの外殻及び地下埋設配管の漏れの点検期間延長の申請

(休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検の期間延長の承認)

1 漏れの点検期間延長申請に添付する図書

(1)危則第62条の5の2第3項に規定する申請書(地下貯蔵タンク又は二重殻タンク)(危則様式第42)、危則第62条の5の3第3項に規定する申請書(地下埋設配管)(危則様式第43)

(2)敷地内配置図

(3)危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、かつ、保安上支障がないことが確認できる書類

(4)その他必要な書類

2 危険物の貯蔵及び取扱いを休止している地下貯蔵タンク又は地下埋設配管の漏れの点検に関する事項(H22.7.8消防危第144号通知)

(1)漏れの点検期間及び点検記録保存期間延長の事由

危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、かつ、市町村長等が保安上支障がないと認める場合は次のとおりとすること。

ア 危険物が清掃等により完全に除去されていること。

(措置例)

(ア) タンク内の残存する危険物を抜き取り、かつ、乳化剤、中和剤等により洗浄を行う措置

(イ) タンク内の残存する危険物を抜き取り、不活性ガスを充填する措置

イ 危険物又は可燃性の蒸気が流入するおそれのある注入口又は配管に閉止板を設置する等、誤って危険物が流入するおそれがないようにするための措置が講じられていること。

(2)危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合の漏れの点検の実施時期

危則第62条の5の2第2項ただし書き及び第62条の5の3第2項ただし書きの規定に基づき漏れの点検の期間が延長された後、所有者等が申請した期間延長後の漏れの点検予定日より前に危険物の貯蔵又は取扱いを再開する場合には、地下貯蔵タンク等の所有者等は、次のア又はイに定める期限までに漏れの点検を実施すること。

ア 延長申請前の漏れの点検の実施期限までに危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあっては、延長申請前の漏れの点検の実施期限

イ 延長申請前の漏れの点検の実施期限より後で、かつ、期間延長後の漏れの点検予定日以前に危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあっては、再開の日の前日

第21 譲渡又は引渡の届出

(製造所等の設置変更等)

1 譲渡又は引渡の意義

(1)譲渡とは、贈与、売買等の債権契約により所有権を移転することをいう。

(2)引渡とは、競売、賃貸借、相続、合併、その他法律関係の有無を問わず、物の事实上の支配が移転することをいう。

2 譲渡引渡を証明する書類は、譲渡若しくは引渡の登記の写し又は譲渡若しくは引渡を受けた者の発行した念書(当事者の連名によるもの)等とする。

3 譲渡又は引渡届の手続きについては、当該届出書の「譲渡又は引渡を受けた者」及び「譲渡又は引渡をした者」の欄中「譲渡又は」及び「又は引渡」のいずれかの文字を抹消して届出に係る内容を明らかにすること。

4 次の事例は、法第11条第6項に規定する引渡に該当しない。なお、引渡としての設置者の地位の承継は、当該危険物施設を変更する権限の移動の有無がその主要な判断要素と考えられるものである。(S58.11.17消防危第119号質疑)

(1)油槽所運営委託契約書に基づき契約を締結した場合

油槽所の運営管理を委託するもので施設の所有権は移転していない。

(2)給油取扱所賃貸借契約書に基づき契約を締結した場合

給油取扱所の設備一切を賃借し石油製品等の販売及びこれに付帯する業務のために使用するもので、この設備に係る所有権は移転していない。

第22 品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出

(貯蔵又は取り扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出)

- 1 製造又は取り扱いの工程の増減により、品名、数量又は指定数量の倍数の変更がある場合は、これに係るフロー図を添付すること。
- 2 変更の届出を要する工事により、品名、数量又は指定数量の倍数の変更がある場合で、第4「軽微な変更工事」に該当しないときは、変更許可申請を行うこと。
- 3 品名、数量又は指定数量の倍数変更により、保有空地が拡大される等の、位置、構造の基準の変更又は消火設備の基準の変更を伴う場合は、変更許可申請を行うこと。
ただし、保有空地が縮小されるときは、本届出とすることができます。
- 4 移動タンク貯蔵所及び屋外タンク貯蔵所は、品名変更に該当しない化学名又は商品名の変更(品目変更)についても、品名、数量又は指定数量の倍数変更届に添えて届出すること。
- 5 品名変更に該当しないが、新たに特異な危険物(これまで一度も届出されていないものに限る。)を貯蔵又は取り扱う場合には、その代表的なものの危険物等データベース登録確認書又は確認試験結果報告書等の写しを、品名、数量又は指定数量の倍数変更届(危則様式第16)に添えて届出すること。
- 6 品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出書の添付図書の例

(例1) 移動タンク貯蔵所

- (1)危則第7条の3に規定する品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出書
- (2)危険物等データベース登録確認書又は確認試験結果報告書等の写し(特異な危険物でその代表的なものに限る。)
- (3)危険物の比重証明書
- (4)側面枠取付図(設置角度計算を含む。)(従前より積載重量が増加する場合に限る。)
- (5)その他必要な図書

(例2) 屋外タンク貯蔵所

- (1)危則第7条の3に規定する品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出書
- (2)危険物等データベース登録確認書又は確認試験結果報告書等の写し(特異な危険物でその代表的なものに限る。)
- (3)構内配置図(保有空地、敷地内距離、構内道路等を明示したもの)
- (4)タンク容量計算書(数量変更のみ)
- (5)防油堤容量を示す図書(数量変更のみ)
- (6)消火設備検討書
- (7)その他必要な図書

7 強化プラスチック製二重殻タンクの品名変更について(H22.7.8消防危第144号通知)

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令(H22総務省令第71号)及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件(H22総務省告示第246号)の施行(H23.2.1)後、既設の強化プラスチック製二重殻タンクにおいて、自動車ガソリン、灯油、軽油又は重油(一種に限る)以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、設置者等から消防法第11条に基づく変更許可の申請又は法第11条の4に基づく危険物の品名変更の届出がなされた際に、当該タンクの内殻に使用される強化プラスチックと同じ材質の強化プラスチックと判断できる試験片を用いた耐薬品性能試験(繊維強化プラスチックの対薬品試験方法 JIS K 7070)の結果を添付すること。

第23 廃止の届出

(製造所等の廃止の届出)

- 1 廃止の届出は、製造所等の用途が廃止若しくは災害等により使用不能になった場合又は製造所等の区分を変更した場合に届出ること。(S37.9.17自消丙予発第91号質疑)
- 2 みだりに放置された製造所等については、関係者において消防法第3章に規定する占有者として適当なものを選出させ、当該占有者により用途廃止等について、消防法上必要な措置を講じさせるものとする。(S51.2.21消防危第117号質疑)
- 3 地下貯蔵タンクの用途廃止に係る安全管理指針(H3.7.11消防危第78号通知)
 - (1)廃止タンクの危険性に関する周知徹底

用途を廃止した地下貯蔵タンク(以下「廃止タンク」という。)は、内部の危険物を完全に抜き取ったように見えて、タンクの内部のさび等の隙間に危険物が残留し、一定時間経過するとタンク内部に危険物の蒸気が充満する場合が多いこと、また、タンク内部に危険物の蒸気がほとんど見られない場合でも、溶断機等を使用して過熱すると蒸気が発生する可能性が高いことなどの廃止タンクの危険性について、作業員等に周知徹底を図ること。

(2)廃止時の留意事項

- ア 廃止タンク内及び配管内の危険物を完全に抜き取ること。この場合において、引火点が40℃未満の危険物を抜き取る場合は、静電気を除去するために、廃止タンク、抜き取りポンプ及び収納容器を接地するとともに、電気機器は防爆構造のものを使用すること。
- イ 廃止タンク内を乳化剤、中和剤等で洗浄後、気相部が生じないようタンク頂部まで水を充填するか、又はガス検知器で廃止タンク内に可燃性蒸気がないことを確認すること。
- ウ 廃止タンクは、撤去することを原則とするが、やむを得ず廃止タンクを埋設した状態にしておく場合は、水又は砂をタンク内に完全に充填すること。

(3)廃止タンク掘り起こし時の留意事項

- ア 廃止タンクのマンホール、ソケット等の開口部を閉鎖してから廃止タンクの周囲を掘削すること。
- イ 廃止タンクの周囲の土には、危険物が残存していることがあるので、ガス検知器で可燃性蒸気の有無を確認するとともに、可燃性蒸気が検知された場合には、周囲の土に中和剤を散布し、掘削穴に可燃性蒸気が充満しないようにすること。
- ウ 危険物配管は、撤去することを原則とするが、やむを得ず火気を使用する場合は、配管内を洗浄し、フランジ部を遮断する等タンクへの空気の流通をたつた後に行うこと。

(4)廃止タンク解体作業時の留意事項

- ア 廃止タンクの解体は、解体工場等の安全な場所で行うこと。
- イ 解体作業に従事する作業者に対して、貯蔵されていた危険物の性状、作業手順及び安全の確認について周知徹底すること。
- ウ 消火器を準備しておくこと。
- エ 解体作業者は、廃止タンクの鏡板の前で作業しないこと。
- オ マンホールの無い廃止タンクの解体作業は、まず、タンクに十分な開口部を設けることから開始することとし、溶断機等の火気を使用する場合は、次のいずれかによる安全に配慮した方法で行うこと。
 - (ア)廃止タンク内に水を充填し、可燃性蒸気及び空気を大気中に放出し、廃止タンク内の気相部をなくしてから開口部を設ける方法

- (イ) 廃止タンク内に窒素ガス等の不燃性気体を流し続け、廃止タンク内の可燃性蒸気及び空気を不燃性気体で置換してから開口部を設ける方法
- (ウ)(ア) 又は(イ)と同等以上の安全性を有する方法

(5) その他

ア 埋設された状態の廃止タンクを掘り起こして解体する場合にあっても、(3)及び(4)によること。

イ 廃止タンクを売却し、又は譲渡する場合は、(3)及び(4)の留意事項中必要な安全対策事項を相手側に通知すること。

4 「残存危険物の処理」の欄には、火災・爆発等の事故防止のため危険物施設内に可燃性混合気が滞留しない状態とする等の処理の方法について記載すること。

(H17.1.14消防危第14号通知)

5 廃止届(危則様式第17)は、製造所等の危険物等を除去し、全ての危険物設備を撤去した後に設置及び変更許可証並びに完成検査済証の返納と併せ届出すること。なお、屋外タンク貯蔵所等の貯蔵タンク(20号タンクを含む。)を廃止する場合は、タンク検査済証及び副証も返納すること。(◆)

第24 移送の経路等の通知

(危険物の移送)

1 アルキルアルミニウム等の危険物を移送する場合における移送の経路その他必要な事項を記載した書面の記載方法、送付方法等について(S47.9.13消防予第133号通知)

(1) 移送の経路等に関する書面の記載方法

危則別記様式第7の2に定める移送の経路等に関する書面(以下「移送計画書」という。)の記載は、道様式の備考によるほか、次によること。

ア 移送者の欄は、アルキルアルミニウム等の危険物を移送する移動タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者の住所及び氏名を記載し、押印すること。

イ 危険物の製造者の欄は、アルキルアルミニウム等の危険物を製造する事業所の所有者、管理者又は占有者の住所及び電話番号並びに氏名を記載すること。

ウ 危険物の欄は、移送する危険物の類、品名及び化学名並びに1回の移送における最大数量を記載すること。

エ 移送の経路の欄は、次に掲げる事項を記載すること。

(ア) 移送の経路は、図面により示すこと。

(イ)(ア)の図面には、次に掲げる事項を記載すること。

a 出発地及び移送先の市町村名並びに出発地及び移送先の事業所名

b 主要通過道路名

c 主要通過地名

d 都道府県境界

e 移送経路途中において休憩又は積荷点検をする場所がある場合は、その場所

f 移送経路途中において消火薬剤を保管している場所がある場合は、その場所

g a、c及びeに掲げる場所の発着又は通過予定時刻

(ウ)(ア)の図面には、次に掲げる事項を記載した書類を添付すること。

a 出発地及び移送先の事業所名及び所在地

b (イ)fの消火薬剤保管場所の事業所名、事業所の所在地及び電話番号

(2)移送計画書の送付方法

関係消防機関への移送計画書の送付は、次によること。

- ア 移送計画は、出発地の消防機関及び出発地の都道府県消防主管課に提出すること。この場合、出発地の都道府県消防主管課に対して提出する部数は、当該都道府県の分のほか、当該都道府県下の移送の経路にあたる消防機関の数、移送の経路にあたる都道府県（以下「関係都道府県」という。）の数及び関係都道府県管下の移送の経路にあたる消防機関の数を合算した数に相当する部数とすること。
- イ 出発地の都道府県消防主管課が、アにより移送計画書を受理した場合は、すみやかに、当該移送計画書を当該都道府県管下の移送の経路にあたる消防機関及び関係都道府県の消防主管課に送付するとともに、移送する危険物の特殊性にかんがみ、その写しを当該都道府県の公安委員会に送付すること。
- ウ 関係都道府県の消防主管課がイにより移送計画書を受理した場合は、すみやかに、当該移送計画書を当該関係都道府県管下の移送の経路にあたる消防機関に送付するとともに、その写しを当該関係都道府県の公安委員会に送付すること。

(3)その他

ア 移送計画書の変更

移送計画書の記載事項を変更する場合は、改めて移送計画書の送付を要するものとし、移送計画書の変更に係る事項が、移送の経路の全域におよぶものである場合には(2)により、移送経路の部分的変更等特定の区域（以下「変更特定区域」という。）に限定されるものである場合には、次により送付すること。

(ア)移送計画書は、変更特定区域を管轄する都道府県の消防主管課に提出すること。

この場合、当該都道府県の消防主管課に対して提出する部数は、当該都道府県の分のほか当該都道府県管下の移送の経路にあたる消防機関の数に相当する部数とすること。

(イ)都道府県の消防主管課が(ア)により移送計画書を受理した場合は、速やかに当該移送計画書を当該都道府県管下の移送の経路にあたる消防機関に送付するとともに、その写しを当該都道府県の公安委員会に送付すること。

イ 関係警察機関との協議

関係消防機関がアルキルアルミニウム等の危険物を移送しようとする者に対して、移送の経路の変更を指導しようとする場合には、あらかじめ、関係警察機関と緊密な連絡協議のうえ行うこと。

第25 危険物保安統括管理者の選任・解任の届出

（危険物の保安に関する業務を統括管理する者）

- 1 事業所を統括する者とは、当該事業所の所長、工場長等管理監督的な地位にある者をいう。（S51.7.8消防危第22号通知）
- 2 危険物保安統括管理者の選任又は解任の届出（危則様式第19）は危則第47条の6の規定によるもののほか、指定施設とその指定数量の倍数一覧を添付すること。

第26 危険物保安監督者の選任・解任の届出

(危険物の保安を監督する者)

1 選任を必要とする製造所等(危令第31条の2)

危険物の種類	第4類のみの危険物				左欄以外の危険物	
貯蔵取扱危険物の数量	指定数量の倍数が30倍以下のもの		指定数量の倍数が30倍を超えるもの		指定数量の倍数が30倍以下のもの	指定数量の倍数が30倍を超えるもの
危険物の引火点	40℃以上	40℃未満	40℃以上	40℃未満		
製造所	○	○	○	○	○	○
屋内貯蔵所		○	○	○	○	○
屋外タンク貯蔵所	○	○	○	○	○	○
屋内タンク貯蔵所		○		○	○	○
地下タンク貯蔵所		○	○	○	○	○
簡易タンク貯蔵所		○		○	○	○
移動タンク貯蔵所						
屋外貯蔵所			○	○		○
給油取扱所	○	○	○	○		
第1種販売取扱所		○			○	
第2種販売取扱所		○		○	○	○
移送取扱所	○	○	○	○	○	○
一般取扱所	○	○	○	○	○	○
容器詰め替え用 消費用途		○	○	○		

○印は危険物保安監督者を選任しなければならない対象施設

なお、危険物保安監督者として選任する者は施設の管理監督が行える立場にある者とすること。(◆)

- 2 選任の届出(危則様式第20)をするときは、危険物取扱者免状の写し及び危則第48条の3に規定する実務経験証明書(危則様式第20の2)を添付すること。
- 3 危険物保安監督者の被選任要件とされている6ヶ月以上の実務経験は、法第11条第1項の規定に基づいて設置された製造所等における6ヶ月以上の危険物の取り扱いの実務経験を有していればよく、危険物取扱者免状の交付を受けた後における実務経験のみに限られるものではない。(H1.7.4消防危第64号質疑)
- 4 危険物の取扱い作業に従事していないかった者を危険物保安監督者に選任する場合で、当該作業に従事することとなった日から起算して過去2年内に危険物取扱者免状の交付又は保安講習を受けていない場合には、選任の際に1年内に保安講習を受講する旨を記載すること。
- 5 保安監督者の選任数については、製造所等の保安の監督の責任を明確にするために、原則として、1施設につき1名をする。ただし、製造所等の就業状況で保安監督者が不在になる施設においては、複数の危険物保安監督者及び代理者を選任することができる。(◆)
- 6 保安監督者の選任を必要とする製造所等を設置した場合は、当該製造所等の完成

検査済証の交付を受ける際に危険物保安監督者の選任届を提出すること。(◆)

- 7 共同住宅等の燃料供給施設にあっては、危険物保安監督者を選任する義務がある。
(H16.6.4消防危第62号質疑)
- 8 実務経験証明書記載要領(H31.2.14消防危第34号通知)
 - (1)「氏名」欄は、証明を受ける者の氏名と生年月日を記載すること。
 - (2)「製造所等」欄は、危険物保安監督者として選任させる製造所等の区分、設置許可年月日、許可番号及び設置場所を記入すること。
 - (3)「取扱期間」欄は、実務経験の期間を記入すること。また、括弧内には、合計の年月を記入すること。
 - (4)「証明年月日」は、記載内容を証明する年月日を記入すること。
 - (5)「事業所名」は、実務経験をした製造所等がある事業所の事業所名を記入すること。
 - (6)「所在地」は、当該事業所の所在地を記入すること。
 - (7)「証明者」は、事業所の長等、当該事業所における業務を統括、管理する者とし、その者の職名及び氏名を記入すること。

第27 予防規程の制定・変更の認可申請(危則様式第26)

(予防規程)

- 1 予防規程を定めなければならない製造所等の存する事業所の社内規定が、当該準則等の要件を満たしている場合は、その形式にかかわらず認可することができる。(◆)
- 2 予防規程は、作成が義務付けられている2以上の製造所等を事業所ごとに1に集約し作成すること。(◆)
- 3 予防規程の認可について(S40.11.2自消丙予発第178号通知)
 - (1) 予防規程の性格

予防規程は、火災の予防に資するため、法第10条第3項に基づく危令第4章の規定に従い、製造所等の具体的な態様に応じて定められた危険物の貯蔵又は取扱いに係る具体的な保安基準たるところにその本質があり、その内容が企業の発案に係るところから自主保安基準とも称されるものである。

(2) 作成単位

予防規程の作成が義務付けられている施設は、危令第37条に定める製造所等であるが、予防規程としては、該当する個々の製造所ごとに作成するよりむしろ災害発生の関連性及び企業の有機的、一体的運営を勘案し、事業単位に1の予防規程に集約し、該当する全ての危険物施設を網羅するように規定することが適当である。

(3) 内容の具体性の程度

予防規程の内容は、できるだけ具体的に記載することが望ましいが、法律上の要件として綿密かつ詳細なものまで要求するものではなく、具体性の程度は、関係当事者に委ねるものとする。ただし、危険物施設の様態に応じ、複雑で規模の大きいものほど、より具体的で、かつ、詳しい内容になるように作成すべきである。しかし、この場合においても個々の作業にわたる基準や防災計画等まで記載することは、予防規程を極めて繁雑なものとするおそれがあるので、このような場合は従業員等に対する火災予防上指針となる事項を概括的に記載するに留めるものとする。

(4) 記載事項

記載事項は、基本事項と細目的事項とに分かれるが、基本的事項は、予防規程の作成の目的を達しうる最小限度の内容に留めるものとする。

細目的事項は、火災その他の災害を防止するため、企業側が任意に記載した

保安上の遵守事項や基本的事項に付随した事項がこれに該当するが、危険物施設以外の施設にわたる内容が記載されていても、これを排除するものではない。

基本的事項は、おおむね次のとおりである。

- ア 危険物施設において危険物の貯蔵又は取扱いの作業を行なう者及び取扱い作業にかかる設備等の保守を行なう者並びに危険物施設の防火管理業務を行なう者の職務及び組織に関する事項
- イ 危険物施設における危険物の貯蔵又は取扱いにかかる作業の方法及び設備等に関する事項
- ウ 危険物施設における火気の使用その他防火管理について一般的に遵守しなければならない事項
- エ 危険物施設において危険物の貯蔵又は取扱いの作業を行なう者及び保守を行なう者の保安教育に関する事項
- オ 危険物施設における設備等の検査に関する事項
- カ 危険物施設の設備等の整備及び補修に関する事項
- キ 危険物施設において火災等が発生した場合における消防活動その他応急措置に関する事項

(5)認可基準

次の各号の一に該当するときは、認可を与えないものとする。

- ア 基本的事項が明確でないとき
- イ 予防規程に危令第4章の規定に違反するものがあるとき
- ウ その他火災の予防上不適当と認められる事項があるとき

(6)他の保安法規の適用をうける危険物施設に対する取扱い

鉱山保安法第10条第1項の規定による保安規程を定めている製造所等及び火薬類取締法第28条の規定による危害予防規程を定めている製造所等は、予防規程を定めなければならない製造所等から除外されているが、このことはこれら製造所等については予防規程の内容に相当する保安規定等があることを考慮したものである。したがって、危令第37条に規定する規模以上の危険物施設を有するこの種の事業所に対しては、法第16条の5の規定に基づき、当該事業所で定めた保安規程又は危害予防規程の提出を求めるものとする。

また、電気事業法に基づく保安規定の適用をうけている危険物施設については、当該保安規程の認可に影響を与えないよう考慮するものとする。

(7)参考資料

危令第37条の規定により予防規程を定めなければならない製造所等の存する事業所の所有者、管理者又は占有者から、製造所等の区分、予防規程の適用の有無及び他の法律に基づく保安に関する規程の適用の有無を示した危険物施設の配置一覧表を予防規程の参考資料として提出するものとする。

4 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の予防規程について(H10.3.13消防危第25号通知)

顧客に対する監視その他保安のための措置に関することには、次のことが含まれること。

- (1)監視等を行う危険物取扱者及びその指揮下で監視等を行う従業者(以下この項において、「危険物取扱者等」という。)の体制
- (2)監視等を行う危険物取扱者等に対する教育及び訓練
- (3)監視等を行う危険物取扱者等の氏名の表示
- (4)顧客用固定給油設備の1回の給油量及び給油時間の上限並びに顧客用固定注油設備の1回の注油量及び注油時間の上限設定
- (5)顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備の日常点検

5 ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所の予防規程について(H11.6.2消防危第53号通知)

予防規程が必要となるナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所においては、次の事項を明確にすること。

- (1)ナトリウム・硫黄電池の監視、制御等を行う場所
- (2)ナトリウム・硫黄電池の監視、制御等を行う体制

6 給油取扱所に併設される物販店舗等のみの営業に係る予防規程について(H13.11.21消防危第127号通知)

給油取扱所における危険物の取り扱いの技術上の基準として、「給油業務が行われていないときは、係員以外の者を出入させないため必要な措置を講ずること。」と規定(危令第27条第6項第1号ワ)されているが、係員以外の者を出入させないための措置は、給油空地等の危険物を取り扱う部分に講ずれば足りるものであると解し、物販店舗等のみの営業を行う給油取扱所については、次の事項について予防規程に定めておくものとする。

- (1)危険物保安監督者と物販店舗等との連絡体制の確立等により、危険物保安監督者が危則第48条第2号に規定する責務を行いうる体制の整備に関すること。
- (2)係員以外の者を給油空地等の危険物を取り扱う部分へ出入させない措置及び危険物保安監督者との緊急時の連絡体制に関すること。
- (3)物販店舗等から給油空地等の危険物を取り扱う部分を見渡すことができるか、又は係員による適時適切な監視に関すること。

7 製造所等に設ける休憩室等の設置に係る予防規程について(H14.2.26消防危第30号通知)

製造所等における危険物の貯蔵及び取り扱いの全てに共通する基準として、「製造所等には、係員以外の者をみだりに出入させないこと。」と規定(危令第24条第1項第3号)され、また、「製造所等においては、みだりに火気を使用しないこと。」と規定(危令第24条第1項第2号)されていることから、製造所等の内部に休憩室又は事務所等(以下「休憩室等」という。)を設置する場合における留意事項として、次の事項について予防規程に定めておくものとする。

- (1)休憩室等内への係員以外の者の出入り制限について、休憩室等を使用する者の数を必要最小限とする等の措置を講じるなど、管理者の十分な監督の実施に関すること。
- (2)休憩室等内に滞在する者の火災等の災害その他の非常の場合に取るべき消火、通報及び避難等の措置を実施する体制に関すること。

8 単独荷卸を行う給油取扱所等の予防規程について(H17.10.26消防危第245号通知、H30.3.30消防危第44号通知)

(1)予防規程に規定する内容

単独荷卸しが行われる給油取扱所等(給油取扱所、製造所・一般取扱所で地下タンクを有するもの、地下タンク貯蔵所)の予防規程は、次の項目が網羅されるように策定される必要があること。

なお、予防規程を定めなくてもよい給油取扱所等であっても、単独荷卸しを行う場合は、予防規程に準じた計画書を定めなければならない。(◆)

ア 単独荷卸しが行われる給油取扱所等の危険物保安監督者及び従業員に対する教育に関すること。

イ 給油取扱所等に設置する単独荷卸しに係る安全対策設備の維持管理に関すること。

ウ 単独荷卸しの実施に関すること。

エ 単独荷卸しにおいて、事故等の異常事態が発生した場合の対応に関すること

と。

オ 単独荷卸しの仕組み(給油取扱所等に設置する安全対策設備、運送業者及び石油供給者が実施すべき事項)に関すること。

カ 単独荷卸し時における給油取扱所等の危険物保安監督者、従業員の体制に関すること。

(2)給油取扱所等の予防規程に添付する書類

給油取扱所等の予防規程に添付する書類は、次のとおりであること。

ア 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者の構築した単独荷卸しの仕組みを記載した書類

イ 当該給油取扱所等において、単独荷卸しを実施する運送業者名

ウ 石油供給者又は単独荷卸しを行う運送業者が、単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しを実施することを当該給油取扱所等に対して確約した書類(契約書等)

9 純油タンク車を用いて給油する給油取扱所には、純油タンク車を用いて給油することを明記すること。(H18.4.25消防危第106号通知)

10 電気自動車用急速充電設備を設置する給油取扱所の予防規程について(H24.3.16消防危第77号通知)

給油取扱所における流出事故発生時には電気自動車用急速充電設備(以下「急速充電設備」という。)の電源を速やかに遮断する必要があることから、次のことについて明記すること。

(1)急速充電設備の使用状況を常時適切に監視する体制の構築に関すること。

(2)急速充電設備にかかる従業員への教育及び緊急遮断装置の操作方法等に関すること。

11 危険物から水素を製造するための改質装置の暖機運転時の遠隔監視に係る予防規程について(H24.5.23消防危第140号通知)

危険物から水素を製造するための改質装置(以下「改質装置」という。)について次の事項を予防規程に明記すること。

(1)改質装置の監視、制御を行う場所

(2)改質装置の監視、制御を行う体制

(3)改質装置における火災等の緊急時における連絡体制(消防機関への通報を含む)及び対応体制

(4)改質装置における火災等の緊急時における連絡及び対応についての訓練

12 危険物施設の地震・津波対策に係る予防規程の策定について(H24.8.21消防危第197号通知)

(1)危険物施設に共通する津波対策

ア 津波対策を記載する必要がある製造所等

危則第60条の2第1項第11の2号に定める事項のうち津波にかかる事項については、平成29年3月に島根県から示された津波浸水想定図において、津波による浸水が想定された地域に所存する製造所等の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)が定める予防規程に記載すること。なお、当該津波浸水想定図が見直された場合は、対象となる製造所等についてもその都度見直すこと。

イ 予防規程に盛り込むべき主な事項

地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関する事項として予防規程に盛り込むべき主な事項は以下のとおりである。なお、予防規程の策定に当たっては製造所等の実態に即して必要な対策を具体化しながらこれを明確に規定するよう作業

を進めることが重要であり、その詳細を予防規程とは別のマニュアルに記載し、予防規程の中で当該マニュアルを引用することも可能である。

(ア)従業員等への連絡方法

設備の破損、停電、浸水等により通常使用している通信機器等が使用できない場合も考慮した上、津波警報が発令されたことや津波が発生するおそれのある状況であることを、津波襲来の切迫性も含めて従業員等へ伝達する方法

※従業員等に伝達すべき事項として津波到達予想時間、津波高さ等を明確化すること。

(イ)従業員等の安全確保等に係る対応

地盤の液状化、構造物の破損、収容人員等を考慮した従業員等の避難経路、避難場所、避難方法等

※収容人員及び避難時間は必ず考慮して定めるとともに、津波が切迫した場合の緊急退避場所も検討して必要に応じて明記すること。

(ウ)施設の緊急停止の方法、手順等

a 設備の破損、停電、浸水が発生した場合の対応

※停電が発生した場合の対応は必ず明記すること。

b 津波襲来までの時間に応じた対応

※確実に避難が可能となるよう、避難に要する時間を考慮して、地震時に対応できる時間を従業員等に周知するとともに、緊急停止その他の対応事項について対応時間内に優先して実施すべき事項を定めること。

c 施設の緊急停止に伴い危険物を取り扱う装置等での異常反応や圧力上昇等により火災流出等の事故が発生することがないよう、施設における危険物の貯蔵・取り扱いの工程(プロセス)に応じた対応

※既に緊急停止基準が定められていれば改めて明記する必要は無いが津波の対策として既に定めたものを引用しておくこと。

d 緊急停止に係る設備機能が作動しない又は操作できない場合の対応

(エ)施設の緊急停止等の実施体制

a 緊急停止等に対応できる時間が限られていることを考慮した、短時間で効果的に行うための判断基準、権原及び従業員の役割

※休日、夜間においても迅速の緊急停止等の応急措置の実施の判断ができるよう検討した上で明記すること。

b 夜間や休日など、従業員の少ない時間帯における実施体制

(オ)屋内貯蔵所、屋外貯蔵所及び移送取扱所の応急対策

a 屋内貯蔵所、屋外貯蔵所

危険物容器等の漂流を防止するため屋内貯蔵所の扉の閉鎖や避難する際の門扉の閉鎖

b 移送取扱所

ポンプの停止及び緊急遮断弁(手動弁含む)の閉止並びに関連事業所との連絡調整等の対応

(カ)従業員への教育及び訓練

(ア)から(オ)までについての従業員への教育及び定期的な訓練

(キ)入構者に対する周知

従業員以外の入構者に対する避難に係る事項の周知

(2)屋外タンク貯蔵所に係る津波対策

ア 津波被害シミュレーションの実施

津波による屋外貯蔵タンクの被害形態は、津波浸水深、タンクの自重、タンクの内径、貯蔵危険物の重量等の状況により異なることから、屋外タンク貯蔵所の所有者等は、それぞれの状況を踏まえ具体的な被害予測を行った上で、屋外タンク貯蔵所の津波対策に関する事項について予防規程に定める必要がある。この被害予測の実施に当たっては、消防庁ホームページにおいて提供している屋外貯蔵タンクの津波被害シミュレーションツールを活用すること。当該ツールの使用方法については、「屋外貯蔵タンクの津波被害シミュレーションツールの提供について」(H24.8.1消防危第184号)の別添「屋外貯蔵タンクの津波被害シミュレーションツールに係る利用マニュアル」を参照すること。

イ 予防規程に盛り込むべき事項

東日本大震災による屋外タンク貯蔵所の被害事例を分析した結果、タンク底板から3メートル以上の津波浸水被害を受けた屋外貯蔵タンクの附属配管の多くが破損したことが明らかとなつたことから、予防規程には(1)イの内容に加え、以下の項目を盛り込むこと。

(ア)特定屋外タンク貯蔵所

津波により特定屋外貯蔵タンクの付属配管が破損した場合は、タンク内に貯蔵された危険物が配管の破損箇所から流出するおそれが高いことから、タンク底板から3m以上の津波浸水が想定された特定屋外貯蔵タンクにあっては、配管を通じた当該タンクからの危険物の流出を防止する措置について予防規程に定める必要がある。当該措置については、以下のいずれかによることが適当である。

- a 津波が到達する時間及び従業員等の避難を考慮した上で、休日・夜間を問わずに従業員がタンク元弁を手動で閉止できる体制を構築すること。この場合においては、従業員等への連絡方法、弁の閉止作業に伴う他の施設への影響及び弁の閉止に要する時間等について具体的な検討が必要である。
- b 配管とタンクとの結合部分の直近に予備動力源が確保された遠隔操作によって閉鎖する機能を有する弁(緊急遮断弁等)を設置すること。この場合においては、従業員等への連絡方法、弁の閉止作業に伴う他の施設への影響及び弁の閉止に要する時間等について具体的な検討が必要であるとともに、地震時における予備動力源の信頼性について十分な検討が必要である。

なお、配管とタンクとの結合部分の直近にタンク内の危険物が配管に逆流することを防止する弁(逆止弁)が設けられている場合や、屋外貯蔵タンクの屋根上から危険物の受入れ及び払い出しを行う配管が最高液面高さよりも上部に設けられている場合のように、津波より配管が破損した場合においても、タンクに貯蔵された危険物が当該破損箇所から流出するおそれがない場合については、a及びbの対策は不要である。また、津波浸水の想定がタンク底板から3m未満となる特定屋外貯蔵タンクにあっては、津波により配管が破損するおそれが低いことから、危険物の流出を最小限にとどめることは必要であるものの、原則として上記a及びbの対策までは要しないものである。

(イ)特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所

容量が1000kl未満の屋外貯蔵タンクにあっては、津波によりタンク本体が移動等の被害を受けるおそれが高いことから、所有者等は、津波被害シミュレーションの結果を踏まえ、可能な限り危険物の流出を最小限にとどめるための具体的な対策について検証を行い、予防規程に定めるこ

と。

※休日、夜間を問わずタンク元弁等を手動で閉鎖することについて、役割、体制を明記すること。

13 給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の予防規程について
(H30.8.20消防危第154号通知)

給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合にあっては、次のことを予防規程に定めるとともに、防爆構造又は規格の適合性を確認するため、使用する携帯型電子機器の仕様書等を添付すること。

- (1)携帯型電子機器の仕様、当該携帯型電子機器への保護装置
- (2)携帯型電子機器の用途、使用する場所及び管理体制
- (3)携帯型電子機器の使用中に火災等の災害が発生した場合に取るべき措置(危則 第60条の2第1項第11号関係)

14 給油取扱所における指定数量以上のガソリンの容器への詰め替え販売する場合の予防規程について(R1.8.7消防危第111号通知)

給油設備を用いて指定数量以上のガソリンの容器への詰め替え販売する場合にあっては次のことを予防規程に定めること。

- (1)給油設備の給油ホースに接続される給油ノズルに設けられた満量停止装置等が確実に機能すること。
- (2)詰め替え作業は危険物取扱者である従業員が原則として行うこと。
- (3)法令に適合した容器に詰め替えること。

15 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式の制御機器を使用する場合の予防規程について(R2.3.27消防危第87号通知)

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式の制御機器を使用する場合にあっては、次のことを予防規程に定めるとともに、防爆構造又は規格の適合性を確認するため、使用する可搬式の制御機器の仕様書等を添付すること。

- (1)可搬式の制御機器の仕様、当該可搬式の制御機器への保護装置
- (2)可搬式の制御機器の使用に関する火災等の災害が発生した場合に取るべき措置
- (3)可搬式の制御機器の使用に対する消火設備の適切な配置
- (4)可搬式の制御機器の使用に関する教育・訓練

16 給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務を行う場合の予防規程について
(R2.3.27消防危第88号通知)

給油取扱所において屋外での物品の販売等の業務を行う場合にあっては、次のことを予防規程に定めること。

- (1)出火・延焼防止に関する事項
- (2)危険物の取扱い作業に関する運用及び管理体制に関する事項
- (3)火災時における避難経路及び避難誘導等に関する事項
- (4)人・車両の動線に関する事項

17 給油取扱所の営業時間外における販売等の業務を行う場合の予防規程について
(R3.3.30消防危第50号)

給油取扱所の営業時間外における販売等(宅配ボックス等の無人営業、祭礼、イベント等の一時的利用を含む)の業務に当たっては、車両衝突・いたずら等による事故等の防止、火災等緊急時の措置、避難等の安全管理策を講じることを基本とし、次のことを予防規程に定めること。

- (1)危険物施設の管理及び車両衝突・いたずら・放火等による事故の防止に関する事項

ア いたずら及び給油設備等の誤作動を防止するため、屋内・屋外の給油に関する設備(固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク、ポンプその他危険物を取

り扱う設備、制御卓等)に対する保護カバー又はノズルの施錠及び電源遮断等の措置

イ 施設利用に供さない部分の施錠

ウ 車両及び給油取扱所の従業員以外の者が危険物を取り扱う部分(固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク、注入口及び通気管の周囲等)へ進入しないための進入区域を設定したパイロン、ロープ、進入防護柵等の措置

エ 不必要な物品の放置を禁止するための管理

オ 裸火の使用禁止措置(ただし、災害時等における可燃性蒸気の滞留するおそれのない場所での非常用を含む発電機等の使用する場合を除く。)

(2)火災・漏えい事故等緊急時の措置に関する事項

ア 消火及び避難上有効となるよう消火器等の消防用設備の設置

イ 緊急時の対応・措置に関する表示(緊急時連絡先、事故時における具体的な措置・指示事項等)

ウ 危険物保安監督者等の給油取扱所関係者の立会いによる管理

エ 危険物取扱者と店舗等の係員との連絡体制

(3)避難及び不特定多数の者の利用に供する場合の留意事項

ア 収容人員又は利用者数の制限・管理

イ 屋内利用時の避難経路の確保

なお、祭礼・イベント等により一時的に利用する際には、あらかじめ利用用途及び利用者数を明確化した上で、条例第42条の3による届出をするものとする。

第28 休止、再開の届出(市規則様式第9号、様式第10号)

(製造所等の休止、再開の届出)

1 市規則第11条第1号に規定する製造所等を3ヶ月以上休止しようとするときは、事前に休止の届出をするものとする。再開しようとするときも同様とする。なお、休止の届出には休止中の使用方法及び保安対策を添付すること。(◆)

2 屋内貯蔵所において、危険物の貯蔵を一定期間休止し、その間、非危険物の保管を認めて差し支えない。なお、この時休止中の使用方法及び再開時における保安上の点検方法についての資料を添付すること。(S56.11.17消防危第120号質疑)

3 休止時の注意事項(◆)

(1)休止する製造所等において、休止期間中は危険物の貯蔵及び取扱いがないこと。

(2)休止する貯蔵タンクにあっては、危険物が清掃等により完全に除去されていること。

(措置例)

ア タンク内の残存する危険物を抜き取り、かつ、乳化剤、中和剤等により洗浄を行う措置

イ タンク内の残存する危険物を抜き取り、不活性ガスを充填する措置

(3)再開する前には、施設の点検を実施し、異常がないことを確認した後でなければ再開しないこと。

第29 製造所等名称等変更の届出(市規則様式第11号)

(製造所等の設置者の名称又は所在する場所の変更届出)

1 製造所等の設置者の住所、氏名、名称又は製造所等の所在する場所の地名、地番に変更があったときは、名称等変更の届出をすること。

第30 災害発生の届出(市規則様式第12号)

(製造所等の災害発生の届出)

- 1 市規則第11条第4号の規定による災害とは、製造所等において発生した火災、漏えいの事故のみならず、地震及び風水害等の災害によって危険物施設内の構造や設備を壊損したものも含まれるものである。(◆)
- 2 災害発生時は、公共の安全を確保するため、直ちに応急の措置をとり、事故の拡大防止に努めるとともに、予防課へ電話による急報を行い、急報後遅滞なく届出すること。
- 3 事故後速やかな届け出を求めているため、発生原因は届け出時点で不明な点があれば、とりあえず推定される原因を記載したものと提出し、後に確定報を提出すること。(◆)
- 4 届出書に以下の内容をできるだけ詳しく記載すること。なお、記載しきれない場合は別紙を添付すること。(◆)
 - (1)発生日時、応急措置完了日時、処理完了日時
 - (2)施設及び機器等の設置年月日、損害の程度、損害見積額
 - (3)施設及び機器等の貯蔵・取扱い危険物の名称、数量及び指定数量の倍数
 - (4)施設及び機器等の名称、使用温度、常用圧力
 - (5)施設及び機器等の発生箇所及び発生時の稼働状況
 - (6)施設及び機器等の定期・自主点検・漏れ点検等の実施状況
 - (7)事故の概要
 - (8)応急措置の状況
 - (9)発生原因及び拡大の状況
 - (10)死者及び負傷者の数及び負傷程度(職名、氏名、年齢、性別)
 - (11)自衛消防組織の出動状況(車両台数、人数等)
 - (12)今後の事故防止対策